

第4章 史跡明石城跡の価値と構成要素

4-1 本質的価値

史跡明石城跡は、国の史跡指定を受けた文化財であると同時に、明石市が近世城郭都市として成り立ってきた歴史や文化を今に伝える貴重な財産と位置付けられる。また、明石市の市街地は昭和20年（1945）に米軍による空襲で、東部の一部を除いて焼失したが、戦災復興後の町割りにも城下町の街区の名残をとどめている。

（1）史跡の本質的価値

① 東西交通の要衝となる拠点に築かれた城跡

明石海峡に臨み、播磨・摂津・淡路の三ヶ国の境界に位置する明石は、古代からの景勝地であるとともに海上交通の要衝でもあった。明石城の築城に際しては地形や縄張りを十分吟味して、現在の人丸山にその位置を定めたという。

人丸山は六甲山系の台地の一番西の端に位置し、西側には明石川、北側には伊川が流れ、台地の南側には絶壁が形成されている。築城当時、台地の崖下から海岸までは現在よりも狭く、そこに城下町を形成して西国街道を通すことで、西国街道と明石海峡という水陸どちらからも、東西の交通を監視・規制したと考えられる。

こうした立地に築かれた明石城は河岸段丘を利用した平山城で、地形の制約を極力排した正方形に近い輪郭であった。段丘端に本丸を設置し、二ノ丸や東ノ丸など主要な曲輪は段丘続きに設け、南側から西側の平野部も三ノ丸などとして、本丸の周囲を均等に囲む梯郭式に近い縄張とし、その規模は同時期に築かれた尼崎城や高槻城と比べて大きかった。西側の明石川を防御正面とした左岸への築城、本丸の西側に天守台と坤櫓を配置していることから、幕府による徳川大坂城の西国への備えとして西側を意識した縄張りが築かれたと考えられる。

このように、明石城は立地や丘陵地の地形を活かし、東西交通の要衝となる軍事的・政治的拠点として築かれた、近世城郭史を知る上で貴重な城跡といえる。

② 元和期築城当時の縄張と特徴を伝える城跡

明石城は旧城を改修したのではなく、新たに作られた城である。そのため元和期における築城の理念が現れている。

元和5年（1619）に本丸御殿が完成した明石城の築城に際して、主郭部にあたる本丸、二ノ丸、東ノ丸の石垣、土塁、堀などの普請が徳川幕府によって行われた。明石城は、本丸や城郭全体が方形平面を基本に築かれている篠山城（1609年築城）、尼崎城（1617年築城）と類似の城郭構成を持つ、西国の防衛拠点であった。

また、攻守の要にあたる出入口として、明石城には太鼓門、西不明門、東不明門等多くの柵形虎口（鍵の手形に石垣を屈曲させた出入口）が残されている。明石城の虎口の形態は、単純な土塁に切り口を作った形態から、石垣や櫓、堀を用いて出入口全体を城郭の構造の中に位置づける形態へと、戦国期から近世初頭にかけて大きく城郭が発達していった系譜の中

に生み出されたことを示している。

明石城虎口の構造は、二つの門で構成される定型的な枳形とされる内枳形の太鼓門、西不明門、外門を設けない外枳形である東不明門、真門、万門に大別される。その他、坂全体を枳形とする坂枳形などがある。本丸を拠点に、二ノ丸、三の丸と東に外枳形を連続させ、二ノ丸から南に帯曲輪を経て大曲輪に出る出口も外枳形とした攻撃的な設計をとる。明石城の虎口は定型化した内枳形の大小で対応せず、多様な虎口を採用したところに特徴がある。

曲輪やそれを大きく囲む堀、土塁など一部が改変されながらも残された明石城の縄張りは往時の近世城郭の姿を現在に伝えており、近世城郭の発達への段階を知る上で、元和期の築城のあり方を示す資料として重要な城跡といえる。

③ 巽櫓・坤櫓・石垣等の貴重な遺構を残す城跡

明石城本丸の角には、南東に巽櫓、南西に坤櫓の2棟の隅櫓が現存する。明治維新後に城郭の建物のほとんどが取り壊された明石城跡において、両櫓は当時を偲ぶことのできる貴重な財産として、昭和32年（1957）6月に国指定重要文化財の指定を受けた。

明石城の櫓を築くにあたっては、三木城や伏見城の古材が用いられたと伝えられ、周辺に所在した池田氏の支城の機能が明石城へと集められるなど、他の城郭との地域的なつながりが推定されている。

また、城内に大規模に残る石垣には、築城当初の古い特徴をもつ割石だけでなく、築城後の修復のため改変された加工石なども見られ、積み方や刻印から石の産地や経緯との地域的な繋がりが検討されている。明石城跡の石垣は平成7年（1995）の阪神・淡路大震災によって被災した際には史跡未指定であったものの、伝統工法での修復が行われ、貴重な歴史遺産が守られた。

このように、明石城は廃城や災害を経て残された巽櫓や坤櫓、石垣等の貴重な遺構が良く残り、往時の景観を現在に伝える城跡といえる。

④ 史跡地周辺の文化財と城下町とが一体に歴史を伝える城跡

明石城跡の周辺には、山下町・鷹匠町・桜町などの城下町を偲ばせる町名が残り、短冊形地形から往時の城下町の姿を偲ぶことができる。また、明石城ゆかりの文化財も市内に多数残されている。たとえば、市内最古の仏堂である県指定重要有形文化財の高家寺本堂は、元和年間（1615～1624）に初代藩主小笠原忠政（後の忠真）によって再建されたと伝わる。また、明石藩主である松平家の菩提寺の長寿院境内には、市指定史跡の旧明石藩主松平家廟所がある。元和4年（1618）に明石城築城に伴い、明石城本丸のあった場所から現在の位置に移転した柿本神社と月照寺には市指定有形文化財の月照寺山門がある。武家屋敷跡には、江戸時代初期に建てられ船上城からの移築と伝えられる市指定文化財の織田家長屋門が残されている。このほか、明石城に関する古文書や工芸品などの市指定文化財や明石城を描いた多数の絵図も明石市立文化博物館に保存され、明石城とその城下町のあゆみは一体的に残され、伝えられている。

このように、史跡地内外に広がる往時の明石城とそれを中心にした城下町の痕跡や、残さ

れた建造物や美術工芸品や古文書等の文化財は、一体となって近世明石の歴史を伝えている。

(2) 新たな視点からの価値評価

① 災害後の調査と復旧工事を通じて往時の姿を明らかにしてきた城跡

明石城跡は災禍を潜り抜けて変化しつつ、その姿を明らかにしてきた城跡でもある。

明石城は築城から12年後の寛永8年(1631)正月に本丸の御殿が火災で焼失し、城崖の南側全体にあたる三ノ丸西部の内堀で囲まれた一郭の居屋敷曲輪^{いやしきくわ}が藩主の居館となった。また、現存する2棟の櫓は築城当初の櫓ではなく、寛永年間の火災後に再建されたものである。

昭和20年(1945)1月から7月にかけて6回の空襲を受けた太平洋戦争の明石空襲のうち、同年6月9日と26日、7月7日の爆撃によって明石城跡も被弾した。現在、罹災の跡は建物には見受けられないが、北ノ丸をはじめとする常緑広葉樹の株立ちに見られる。昭和60年(1985)8月15日に「明石空襲の碑」が県立図書館の前に建立されている。この碑は、阪神淡路大震災によって罹災したが保存され続けている。

平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災によって明石市は大きな被害を受けた。明石城跡の遺構である石垣や巽櫓・坤櫓、埋蔵文化財包蔵地である明石城武家屋敷跡なども被災し、復旧・復興のために多数の発掘調査が行われた。これらの震災後の発掘調査や石垣復旧工事等を通じて、寛永の火災等による明石城跡の罹災の履歴も明らかになっている。さらに、明治34年(1901)の修理で取り払われた土塀が、阪神・淡路大震災後の災害復旧工事に伴って復元されて、現存する巽櫓と坤櫓を繋いでいる。

このように、明石城は災害後の調査と復旧工事を通じて往時の姿を明らかにしてきた城跡であるといえる。

②公園として県民・市民に憩いや潤いをもたらす城跡

明石城廃城後の明治16年(1883)、同地には地元有志による民営公園が生まれた。その後、宮内省所管の御料地に編入されるなどの経過を辿り、大正7年(1918)には兵庫県立明石公園として開園した。現在、明石公園の総面積は54.8haで、うち27.4haが国の史跡に指定されている。

同公園内には、多数の運動施設と文化施設が立地するとともに、多様な樹林と、剛ノ池などの池や堀などの水辺にも恵まれ、市街地では貴重な自然環境が維持されている。また、園内には、1,000本以上のソメイヨシノ等の桜が植栽され、桜の名所としても知られており、「日本の都市公園100選」や「日本さくら名所100選」の地にも選ばれている。

このように、明石城跡は、開園より約140年の歴史を誇る、年間約245万人が利用する県下有数の都市公園として、県民・市民に憩いの場を提供している。

4-2 本質的価値の構成要素等

4-2-1 構成要素等

本計画では、史跡明石城跡のこれからの保存管理の方法と現状変更の取扱い基準を規定するために、まず、下表に示すとおり、明石城跡の構成要素を（１）本質的価値を構成する要素、（２）本質的価値に関連する諸要素、（３）明石城の歴史的経緯・価値を示す諸要素、（４）その他の要素に区分すると共に、（５）明石城の周辺地域の環境を構成する要素を加え、史跡としての価値づけの根拠となる本質的な価値及びそれらを構成する要素について整理した。

史跡明石城跡を構成する諸要素

構成要素の分類		諸要素		備考
(1) 本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	縄張、城郭を構成する石垣・堀	主郭部城郭遺構：石垣、縄張（本丸、二ノ丸、東ノ丸、稻荷曲輪、南帯曲輪、東帯曲輪、天守台）、堀・池（中堀（葉研堀、箱堀、東堀、南外堀、西堀）、桜堀、剛ノ池三ノ丸居屋敷郭と内堀（地下遺構）大手門枳形（太鼓門）、西不明門枳形、東不明門枳形、土塁、人丸塚	史跡地内
		城郭を構成する歴史的建造物	明石城巽櫓、明石城坤櫓（国指定重要文化財）、土塀	
		地下遺構	石垣・石段（地上遺構埋蔵部含む）、門・櫓・堀等の遺構に変更遺構	
		出土遺物	多量の近世遺物（瓦、灯明皿、陶磁器）	
	補完する諸要素	史資料	絵図、古写真、実測図、文献	史跡地外
(2) 本質的価値に関連する諸要素		復元建造物	土塀（坤櫓～巽櫓間 L=81.6m）	史跡地内
(3) 明石城の歴史的経緯・価値を示す諸要素		近世・近代に形成された諸要素	遺跡等に係る説明板、大正11年拡張時の整備（乙女池、ひぐらし池、大滝、小滝）	史跡地内
(4) その他の諸要素		樹林・樹木・水系等	樹林、サクラ等植栽木、水系動物（鳥類、哺乳類、魚類、陸上昆虫類等）	史跡地内外
		記念碑等	震災記念碑、明石空襲の碑、鶴駕行啓所碑、県農発祥の地碑、とき打ち太鼓、その他	史跡地内
		公園施設	園路・広場、植栽、工作物（看板、柵等）、遊具、便益施設（トイレ、駐車場、喫茶）、管理施設（サービスセンター、花と緑のまちづくりセンター、西館茶室・会議室）、構造物（雨水排水施設等）、建築物（四阿等）、明石城武蔵の庭園等	史跡地内
		園路・広場、植栽、子どもの村、工作物（看板、柵等）運動施設（明石トーカロ球場、第二野球場、きしろスタジアム、補助競技場、テニスコート、球技場、自転車競技場、ローンボウルスコート、県立弓道場）、教養施設（県立図書館、あかしふるさと図書館）、構造物（雨水排水施設等）、建築物（四阿等）等	史跡地外	
(5) 明石城の周辺地域の環境を構成する諸要素		太寺廃寺、船上城跡、旧武家屋敷跡、林崎掘割、西国街道、高家寺本堂、旧明石藩主松平家廟所、柿本神社、月照寺山門、織田家長屋門等、舞子砲台、旧波門崎燈籠堂、魚ノ棚商店街		史跡地外

※本計画では、計画案本文 p. 58「図 4-6 近世における明石城の縄張図」（明石城史編さん実行委員会編『講座 明石城史』明石市教育委員会、2000年）にしたがい、縄張の表記（本丸、二ノ丸、東ノ丸、稻荷曲輪、南帯曲輪、東帯曲輪）を定めるものとする。

明石城は本丸の東側に二ノ丸、三ノ丸（後の東ノ丸）を配し、本丸西側の石垣の下に西ノ丸があり、その西には捨曲輪があった。本丸・二ノ丸・三ノ丸の南西には大曲輪を設け、それを取り囲んで堀と土塁を西、南、東にめぐらせた。城の西側は、自然地形の谷を堀として利用し、鴻ノ池（後の剛の池）を城の堀として、地形を巧みに利用した。さらに、中堀の外側には武家屋敷を配し、それらを西、南東の外堀でとり囲んだ、さらにその外側に西国街道を通し、町屋を置いた。



図 4 - 1 本計画の構成要素
64



图 4-2 明石城跡の史跡区域と本質的価値を構成する諸要素

4-2-2 史跡明石城跡の概要

(1) 本質的価値を構成する諸要素

① 近世に形成された諸要素（史跡地内）

ア) 縄張、城郭を構成する石垣・堀

a) 主郭部城郭遺構【石垣】

明石城跡では、主郭部にあたる本丸・二ノ丸・東ノ丸を中心に、正保年間城絵図に描かれた石垣が残存している。石垣は、延べ面積にして約 20,000 m²に及び、史跡区域全体の面積 27.4ha の約 1 割を占める。



図 4-3 主郭部の石垣の分布

・石垣の分布：主郭部（本丸・二ノ丸・東ノ丸）

本丸： 独立した本丸を四周の石垣が囲み、南西隅の坤櫓、南東隅の巽櫓が建つ櫓台石垣は、それぞれ南に一部櫓台を突出させ石垣を積み上げている。また、現存しない乾櫓（北西隅）・良櫓（北東隅）の建っていた部分は突出部分を設けず石垣を積み上げている。坤櫓の建つ北側の西面に天守台櫓台を突出させ、高さも本丸の地盤より約 5 m 高くした石垣（図 4-4）が築かれている。



図 4-4 ①稲荷曲輪から見た天守台の石垣



図 4-5 ②北側から見た本丸と二ノ丸の石垣

本丸の巽櫓の北側よりやや西寄りに、城門または多聞と思われる枡形虎口（番の門）を設け本丸への出入口（図 4-5）としている。そのほか西側石垣の内側には、天守台～旧乾櫓間に本丸地盤より一段高い旧多聞の雁木石段かと思われる石垣が連なり、また北側石垣内側にも、旧乾櫓から北側城門跡の間に雁木の一部が残る。北側の城門跡から旧良櫓間、良櫓から東側城門跡間は、本丸地盤よりやや高くなっており、後補の乱積石垣として整備されている。

二ノ丸： 広義の二ノ丸は東ノ丸と二ノ丸からなる。その石垣の高さは本丸と同じ高さにし、二ノ丸より本丸へは堀切を設け、両丸が土橋状の石垣で繋がれている。また、二ノ丸と東ノ丸は、そのほぼ中央部を南北方向に石垣で仕切り、それに鍵型の枡形を設けて郭を区分するが、南方の石垣の破損が著しく、築石が欠失している（図 4-6）。

二ノ丸の南西隅部の枡形（大の門）から、南帯曲輪に降りる石段（図 4-7）が設けられている。南面はこの階段を囲むように一部の石垣が南面に張り出す形式の部分もあり、石垣部分は東ノ丸より階段の幅だけ北寄りに築き、東ノ丸との境には櫓建ち跡の石垣が数石現存している。西面はすべて石垣であったが、土橋の北側に沿い後補の階段が現在設けられている。北面は西面に連続する石垣が東ノ丸北東隅の枡形部分まで延び、二ノ丸と東ノ丸の境界部分で天端石に段違を設け外郭の区分としている。また北側の石垣は西側・南側の石垣より5段ほど高く（図 4-8）、二ノ丸地盤との高さ調整は土塁を用い成形している。

東ノ丸： 東ノ丸の南面は二ノ丸から続く高さの石垣が連続し、東端部に櫓跡（角の櫓）があり、東ノ丸地盤よりやや高くした櫓台の石垣積と櫓の礎石が現存している。東側の石垣は上記の櫓跡石垣の高さであるが、櫓建ち以外の北に延びる石垣は、やや高くして築き、北端には北と東に各々出たための枡形（真の門、天の門）を設けた石垣群の一つとなる門構の石垣がある（図 4-9）。



図 4-6 ③二ノ丸と東ノ丸の間の崩れた石垣



図 4-7 ④二ノ丸から南帯曲輪に降りる石段



図 4-8 ⑤二ノ丸北面の石垣



図 4-9 ⑥東ノ丸北東の枡形群

・石垣の分布：主郭部廻り

薬研堀周辺： 東ノ丸の枡形群の北側に薬研堀に面する石垣が築かれ、東面に続き、上記の枡形群の石垣に接続する。枡形群の東方への出入りは石垣で積まれた土橋となっている。この土橋の南側には空堀が設けられ、東側の外堀に連なっている。枡形群から二ノ丸とは別に南下する石段が設けられており、この東方には二ノ丸とは別の石垣が上記空堀に面し設けられていて、この部分は二重の石垣が存在する。この二つの石垣の間を切り通す形で帯曲輪に通ずる階段（図4-10）が設けられている。東側の外石垣は矩手に折れて、南へしばらく続くが、城崖の南側全体にあたる三ノ丸跡の東側土塁が取り付く辺りで終わっている。



図4-10 ⑦東帯曲輪を南下する石段

帯曲輪： 帯曲輪は東ノ丸から本丸の南側下部に位置し、三ノ丸地盤より5mほどの高さの石垣を築き、東西の通路としての性格が強く、中央部には二ノ丸南西隅から降りていく階段と繋がる。帯曲輪の西端は緩やかな階段となり現在の野球場の脇に出る。この階段の手前、坤櫓下にある後補の石垣の脇を北に上がる階段（図4-11）があり、正面に天守台の南面石垣を見ながら登りきると、本丸の西側に位置する稲荷曲輪がある。

稲荷曲輪： 稲荷曲輪は本丸と三ノ丸の高低差のちょうど中間地点ほどの高さに位置し、南・西・北の各面に石垣が連なり、曲輪を形成している。南面の石垣の東端には、城門が設けられた跡の石垣があり、西端部には櫓跡（正の櫓）があり、稲荷曲輪の地盤よりやや高くした櫓台の石垣積みと櫓の礎石が現存している（図4-12）。西側の石垣はこの櫓台より西に少し張り出し設けられ、北に向かうが、途中で矩に折れ東に向かいまた矩に折れて北に向かう。また途中で東北東方向に折れ、本丸北側城門から下がってくる坂道（坂道北側は石垣）との交わる位置に枡形（万の門）を設けている。この枡形は北方への出口（搦め手）としている。

桜堀： 本丸の北側には桜堀があり、本丸石垣下部に石垣を積み設けられた通路があり、二ノ丸・東ノ丸北側にも自然の地形を利用した堀があるが、土塁等の護岸としている。



図4-11 ⑧南帯曲輪から稲荷曲輪に登る階段と石垣



図4-12 ⑨稲荷曲輪の正の櫓跡

・石垣の分布：外堀廻及び外郭

三ノ丸： 主郭部の南に位置した三ノ丸は大曲輪となっている。現在は南正面の大手門と南西の西不明門、南東隅の東不明門に柵形群が現存しほとんど石垣で築かれている。外堀は東面・南面と西面の南半分が残り、大曲輪・主郭部を取り囲む構えである。外堀に面する部分のうち柵形以外の部分は、ほとんどが土塁で築かれ残存している。

北ノ丸： 北ノ丸の一部と考えられる門跡の石垣が、主郭部の桜堀を隔てた北側の東方に残存する(図4-14)。

三ノ丸と北ノ丸の位置は下図に示すとおりである。



図4-13 ⑩北ノ丸の一部と見られる門跡の石垣

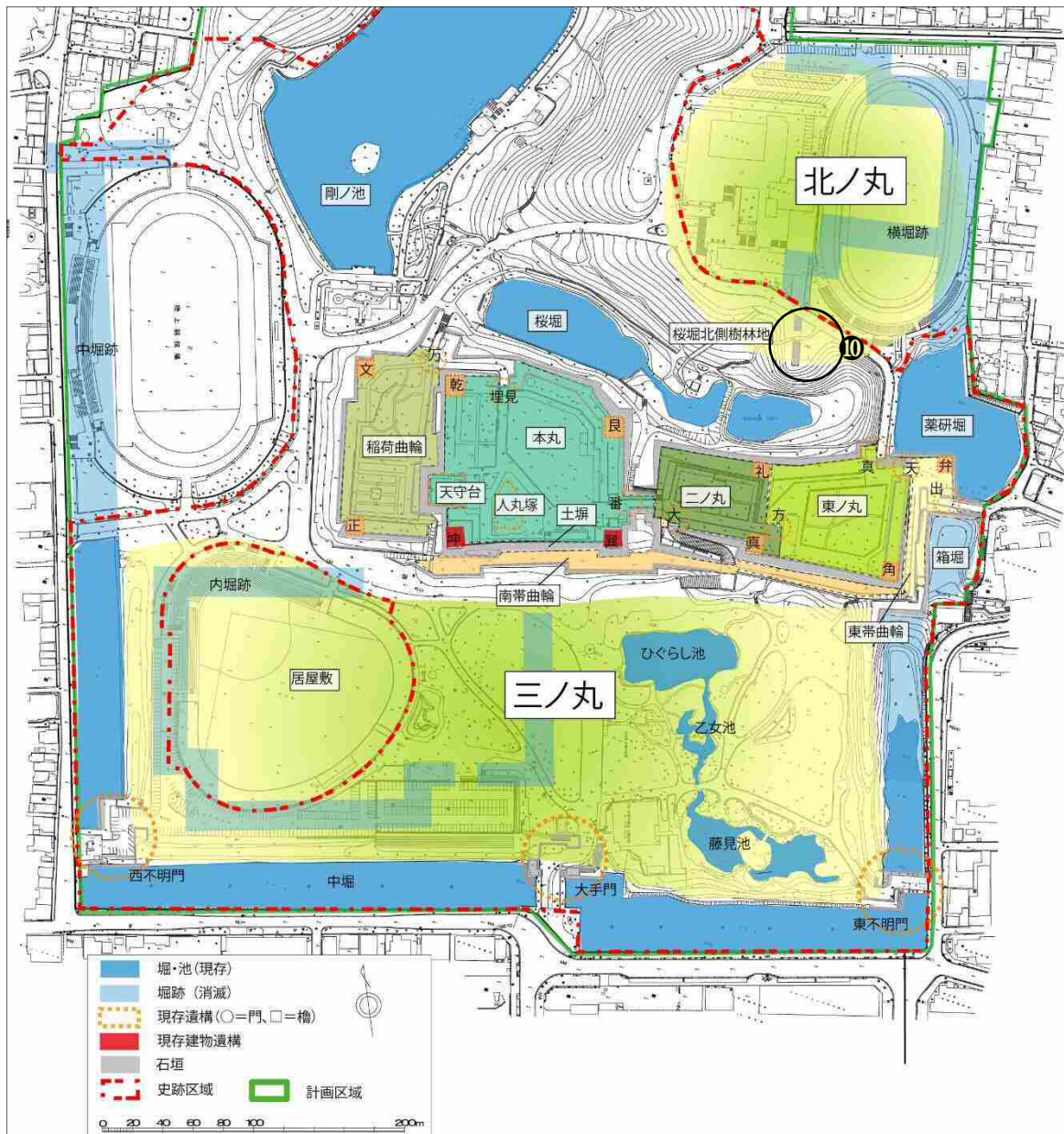


図4-14 三ノ丸と北ノ丸の位置

・石垣の形態と使用石材、築造年代

明石城の石垣は、隅角部には細長い石の長辺と短辺とを交互に組み合わせる算木積みと呼ばれる積み方が施され、それ以外はおおむね乱積みで荒割りか荒加工した石材を横一列に層状に積み上げる方法がとられている。

城内に残る石垣には、元和時代の当初普請の石垣、寛永大火後の改変で積み直した石垣、寛永改変再築以後から江戸時代末期までの修理または補強を行った石垣、明治以降に修理した石垣がある。昭和52年(1977)～54年(1979)の調査によると、巽櫓・坤櫓が建つ主郭部の石垣は、その建築技法からみて寛永年間(1624～1644)に築造されたものといわれている。

用いられた石材は花崗岩と凝灰岩(竜山石)の2種類であり、花崗岩は特に江戸初期の元和・寛永期に築かれた本丸や稲荷曲輪に多用されている。また、改修が行われた箇所では竜山石と花崗岩が混在する傾向があり、補修等には竜山石が用いられたものと考えられる。

江戸時代の石垣の修理については、『播州明石記録』の松平若狭守直明公の部に元禄13年(1700)に天守台を3ヶ月半ほどの期間で修理していることが記録されている。また寛保元年(1741)6月に当時の藩主松平但馬守が本丸南側の腰曲輪下の石垣を直す願いを出している。どちらも石垣が積み直された形跡が現在も残っている。

・石垣の刻印

石垣には多種多様な刻印が施されたものがみられ、昭和52(1977)年～54(1979)年にかけて実施された調査で確認された数は1,445個にも上った。場所別にみると、本丸896個、稲荷郭245個、二ノ丸・三ノ丸174個、南帯郭130個であった。なお、石垣の側面に刻印したものは確認できなかったため、これを含めるとより多い個数になると思われる。同調査は、石垣間に茂った雑木を伐採して、刻印を確認した後は拓本採取が行われた(図4-15)。その後、紙粘土を水で溶いたものを筆で刻印の溝に入れて、遠くからでも刻印の位置が確認できるようにして写真撮影が行われた。これらの作業は、明石城の本丸、二ノ丸、三ノ丸、稲荷郭、南帯郭の石垣すべてについて行われた。



図4-15 本丸石垣の拓本採取の様子
(兵庫県教育委員会『兵庫県文化財調査報告書第24冊 明石城—昭和52年度～昭和54年度調査概要—』1984年)

・阪神・淡路大震災による石垣の被災と災害復旧工事

石垣の修理は戦後の失業対策事業により、間詰め石の剥落防止モルタル詰め等が城内各所で行われ、各公園施設の整備・建設に伴う解体及び整備が行われたというが、本丸付近の工事記録としては昭和54年(1979)6月に多聞台北側の石垣積み直し工事を行っている。

石垣の復旧工事において特に重要なものは平成7年(1995)に生じた阪神・淡路大震災による被災と復旧である。平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災によ

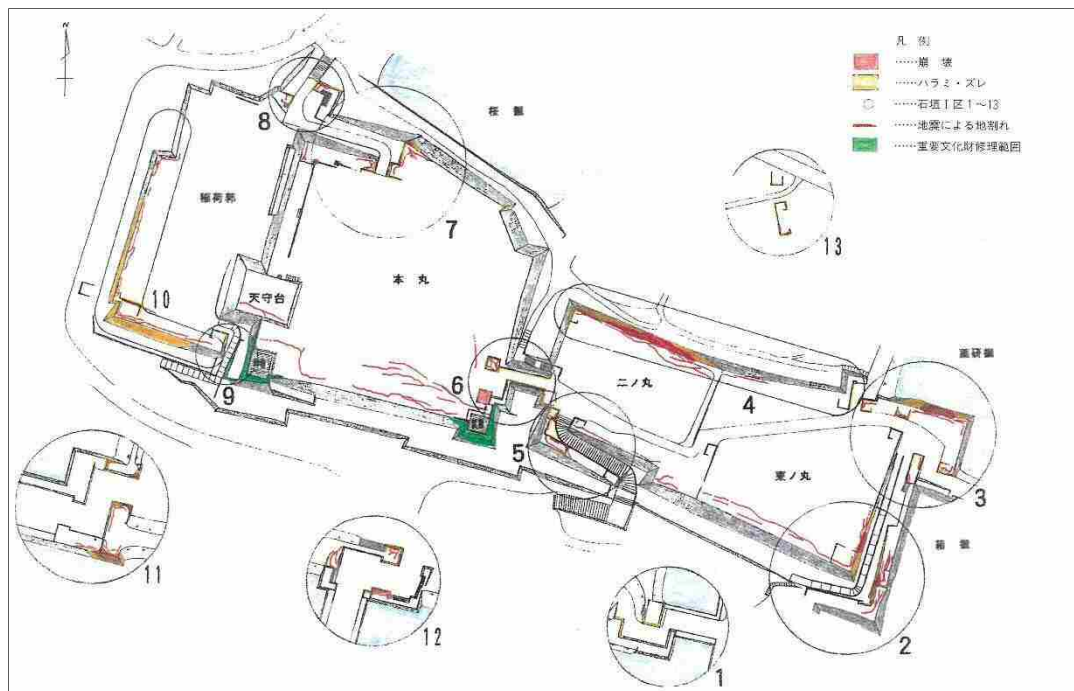


図4-16 明石城災害範囲概要図

(財団法人文化財建造物保存技術協会『明石公園城石垣災害復旧工事報告書』兵庫県、2000年)

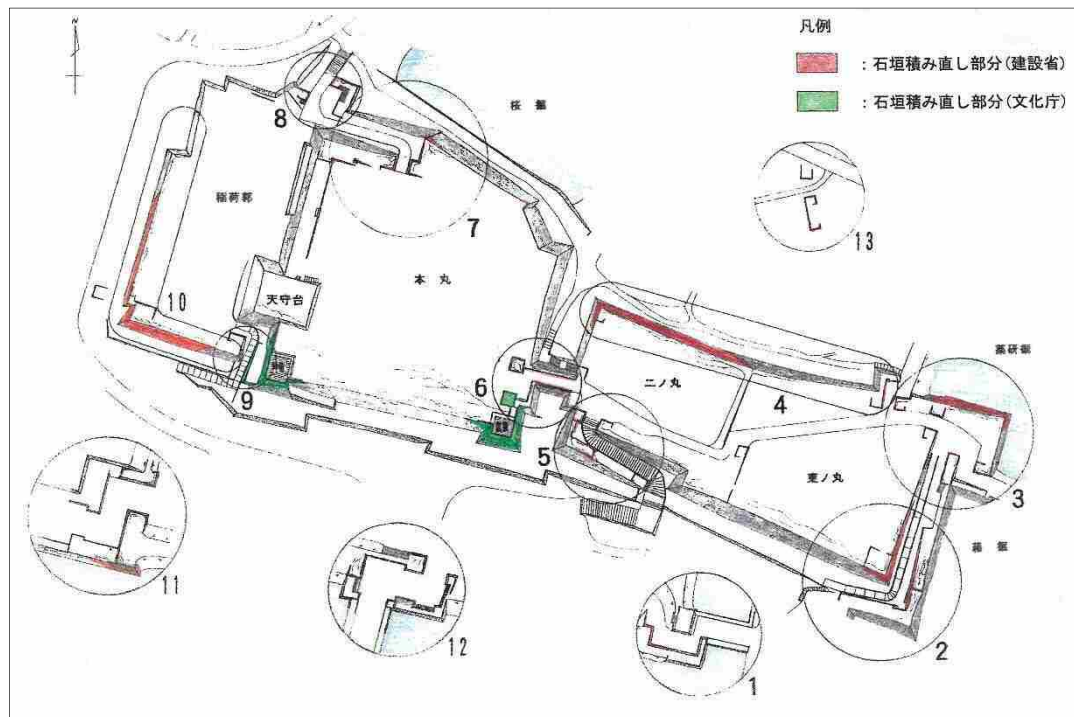


図4-17 明石城施工範囲概要図

(財団法人文化財建造物保存技術協会『明石公園城石垣災害復旧工事報告書』兵庫県、2000年)

て、明石市の海岸部では、震度6以上と推定される揺れが生じた（※平成7年1月17日時点では明石市内に公式な震度計が設置されていなかった）。明石公園内でも各所で大きな被害があり、公園内にある陸上競技場、テニスコートや剛ノ池護岸など、運動施設や一般公園施設及び園路等8箇所が被災した。特に薬研堀近くの園路及び自転車競技場では地盤に亀裂が入る大きな被害を受けた。

このうち、明石城跡での被害としては、現存する石垣立面積約20,000㎡のうち942㎡が崩壊した。また、崩壊部分周辺で孕み出しや歪み・ずれだしなどが発生し、崩壊こそ免れたが非常に危険な状態を呈した石垣が2,801㎡（両櫓下部・多聞台石垣を含む）に達し、全石垣の約19%にあたる合計3,743㎡が被害を受けた。これは、城郭の受けた自然災害としては、全国的にみても明治以降では最大級のものであったと言われている。

本丸では東側に南北に並立して残る多聞台のうち巽櫓よりの多聞台が全面的に崩壊し、他方でも落石や一部崩壊が発生した。また、本丸北側及び西北隅の乾櫓があった本丸側の石垣が各所で崩壊・落石や大きな孕みだしが生じた。巽櫓と坤櫓の建つ石垣も多くの隅角部に破損が生じ、さらに両櫓間の東西に大きな地割れが多数発生した。

二ノ丸の北面の石垣では北西隅から約50mにわたり崩壊が起こり、東ノ丸北面石垣と連なる石垣の約半分が崩れてしまった。また本丸にわたる土橋の石垣上部も崩れ、二ノ丸南西部分の枡形石垣群でも一部に崩壊が発生し、天端石の落石、角石・築石等の破損が生じていた。また南面石垣では、崩壊はしなかったが孕みだしが起こり、石垣上部で南西方向に亀裂が発生した。

東ノ丸では東面の南方と対面の石垣で崩壊が発生し、崩壊面に連なる各石垣では築石の隙間が大きくなり、石垣面が孕みだしを含み波打つように変形し、天端には多数の亀裂をとまなう沈下が発生していた。東ノ丸の北東部分にある枡形石垣群では、落石が各所で生じ、一部は内部の裏込栗石が流れ出る状態の部分もあった。この部分の反対にある薬研堀の石垣では、その北面が崩壊して、ほぼ3分の2が崩れ落ち、同面の西方やそれに連なる東面石垣でも孕みだしが起こった。

稲荷曲輪では被災当所、南面の石垣下部が大きく孕みだし、天端石が落込み、いまにも崩れ落ちる極限状態まで変形した。天端にも多数の亀裂が発生し、被災の約半年後に、この亀裂からの雨水侵入によって崩壊してしまった。西面の石垣も上段部から中段部にか



図4-18 震災で崩れた二ノ丸の北辺石垣

(兵庫県立歴史博物館 HP

(http://www.hyogo-c.ed.jp/~rekihaku-bo/historystation/rekihaku-db/castle/hyogo/ca_14.html))



図4-19 震災で崩れた薬研堀石垣

(兵庫県立歴史博物館 HP

(http://www.hyogo-c.ed.jp/~rekihaku-bo/historystation/rekihaku-db/castle/hyogo/ca_14.html))

て孕みだしが各所で起こり、波打つような状況で、天端には石垣際に多くの亀裂や陥没が発生した。稲荷曲輪北側に位置する桁形石垣群でも落石が起こり、孕みだしやズレ出しが生じ、内部の裏込栗石が流れ出る部分があった。

東門部分では孕みだし、迫り出しが各所で多発した。正門部分では桁形石垣群の隅角部分を中心に各所で部分的な崩壊・落石・孕みだしが発生した。また、外堀に面する南面の石垣では広範囲にわたる崩壊も起こった。

大手門の桁形石垣群では3カ所での崩壊が発生し、連なる石垣の各部分で孕みだしやズレ出しが生じ、また上部にも数多くの亀裂が生じ、崩壊・孕みだしによる石垣内の栗石や裏土が動き、天端が大きく陥没した部分もあった。この3ヶ所は常時来園者が通路とすることもあり、早急な復旧が望まれた。

東ノ丸北側の桜堀東端部分を挟む対岸部に位置する北ノ丸の一部石垣群には門跡があり、南側と北側とに分かれている。南側の石垣は崩壊が各所で発生し石垣全体がゆるみ、築石がおどる状態になっていた。また、北側も孕みだしと間詰め石の落下が発生した。

石垣の修復については、国史跡指定前であったため、建設省所管の都市災害復旧事業として実施された。平成7年(1995)2月14日に(財)文化財建造物保存技術協会に明石城の城郭石垣の災害復旧に関する調査・設計の委託について正式に要請し、城郭石垣の復旧へ向けた事業が始まり、明石公園石垣災害復旧指導委員会が組織され、事業査定により伝統工法での修復が認められ、歴史的遺産が守られた。

石垣の破損調査は、調査区を定め、石垣各面に番号を付して行い、崩壊部分・孕みだし部分にしたがい、被災の破損が顕著な部分を基に復旧工事を行うこととした。修復を通じた調査の中で、地震の被害は築石部に集中し、高石垣の隅角部の算木積にはほとんど変形が見られなかったことがわかった。また、堀の石垣にも土台木の仕様がないこと、稲荷曲輪の西面では石材を積む際に必要な介石が少なく、径4～5cm程度の小さな川石(バラス)を代用して薄く層状に挟んで積み上げているなど、従来の常識では測りえないような工法の発見もあった。

震災直後は修復に10年を要すといわれ、早期完成は危ぶまれたが、姫路城、大阪城、赤穂城等の修復を過去に手がけた関西の優れた石築工が集結し、着工からわずか1年8ヶ月で竣工した。この工事は、規模の大きさや時間的制約、さらには都市公園の災害復旧の枠のなかで伝統技術を駆使できたことから、「平成の天下普請」と言われている。

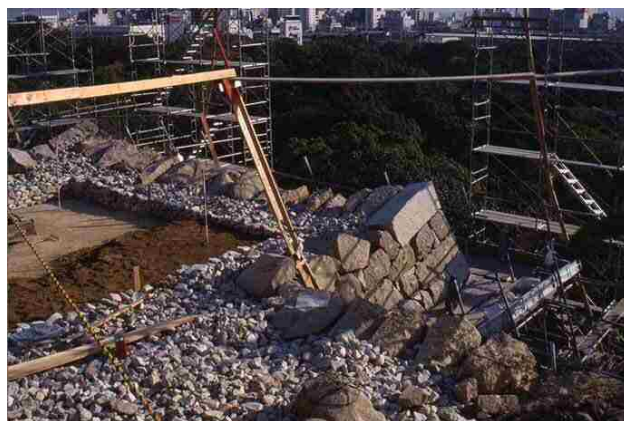


図4-20 修理工事中的本丸石垣

(兵庫県立歴史博物館 HP

(http://www.hyogo-c.ed.jp/~rekihaku-bo/historystation/rekihaku-db/castle/hyogo/ca_14.html))

b) 主郭部城郭遺構 縄張

【本丸、二ノ丸と東ノ丸、稲荷曲輪、南帯曲輪、東帯曲輪、天守台】

主郭部城郭遺構のうち本丸、二ノ丸等の位置は下図に示すとおりである。



図4-21 主郭部城郭遺構の構成要素

・本丸

本丸は、東西 114.5m、南北 116.4m で梯形をなし、面積約 1 ha である。南の帯郭からは 18.7 m 高い台地になっている。二ノ丸からの出入りは空堀を隔てて番の門があった。

本丸は、城主の御殿が置かれた場所であったが、寛永 8 年 (1631) に焼失し、以降城主の居館は三ノ丸に再建された。その後、公園開園後は、奏楽堂兼休憩所、茶店、飲食店、人形館などが設けられ、多様な使われ方をしてきた。



図4-22 本丸と異櫓

現存する異櫓、坤櫓のほか、本丸北西側隅には乾櫓が、北東側隅には長櫓があった。明治 9 年 (1876) に明石城は民間に売り出され、主郭にあった多くの櫓は取り壊されることになった。その一つが長櫓であり、神戸・相生小学校(現湊川小学校)の建築用材として払い下げられた。

昭和 52 年 (1977) ~ 54 年 (1979) の発掘調査 (図 3-24) では、礎石群、雨落溝、石垣等が検出されている。礎石の配置は東西 3 間、南北 4 間で、約 1.7m の比高の盛土があったこと、櫓は東・北側石垣の天端石まで利用した東西 4 間、南北 5 間であったことが想定されている。

・二ノ丸と東ノ丸

二ノ丸と東ノ丸の間は、低い切り違いの土居があるだけで、一体の郭をなしている。二ノ丸は、東西 74m、南北 60m、東ノ丸は東西 88m、南北 69mである。なお、この土居の南北隅の二重櫓（礼の櫓、真の櫓）、東ノ丸の南東隅の二重櫓（角の櫓）があった。角の櫓跡には現在、国旗掲揚台がある。

二ノ丸は、松平時代には城主の隠居所であったが、後に明治 7 年（1874）に飾磨県立有文中学校が開校し、大正 13 年（1924）に貴賓館が建てられるなど、さまざまな土地利用が行われてきた。



図 4-23 二ノ丸

・稲荷曲輪

本丸から約 9 m 低く、北端に稲荷の祠があることからこの名前がついた。東西 56m、南北 122m であり、西方の防御のための重要な役割を担っていた。なお、稲荷郭の北西隅および南西隅には二重櫓（文の櫓、正の櫓）があった。

昭和 27 年（1952）に演舞場が建てられたことがあるが、昭和 43 年（1968）以降はほぼ現在の状況となっている。昭和 54 年度には都市緑化植物園整備によって、あずまやを中心とする薬草園や園路、縁石などが整備されたが、この時植えられた植物の多くは残っていない。



図 4-24 稲荷曲輪を北からのぞむ

・南帯曲輪、東帯曲輪

本丸から東ノ丸にかけての南面、東南面の石垣の腰には帯を締めたように配置された郭がある。石垣の防備を嚴重にするとともに、高い石垣の足元を構造的に安定させる役割を担っているもので、明石城の特徴的な郭であるといわれている。

東帯曲輪の東端隅には弁の櫓跡があり、主郭部の東端には出の門、東ノ丸と東帯曲輪を区切る門として天の門があった。



図 4-25 南帯曲輪



図 4-26 角の櫓から見た東帯曲輪

・天守台

天守台は、東西 25m、南北 20mで本丸の地盤より 3.6m高い場所にその形をとどめるが、天守閣は造られなかった。本丸内の庭園の築山とみられる人丸塚が巽櫓と坤櫓の間に残る。

c) 堀・池【中堀、桜堀、剛ノ池】

主郭部城郭遺構のうち、堀、池などの位置は下図に示すとおりである。



史跡地における堀・池と枡形の位置

・中堀（現・外堀）

城の周囲を囲むのは中堀（図 4-27）であり、現在は市街化によって外堀がなくなっていることから、外堀といわれている。

東北から薬研堀および千石堀（現・箱堀）に続いて、東堀、南外堀、さらに南半分を残す西堀へと続いている。東堀（図 4-28）は南端の東不明門までが約 151m、幅 20m、南堀は東不明門から西不明門までが 561mで幅は太鼓門から東が 20m、西が 36mであった。西不明門から北の西堀はもともと 589m、幅 15～22mあったが、現在は 188mしか残っていない。

もともと中堀は、一体の堀であったが大正 7 年（1918）の開園の際に太鼓門において埋め立てられ分断された。その後も大正 13 年（1924）の公園拡張（山里曲輪の区域編入）、昭和 23 年（1948）の陸上競技場の建設によって西堀の北部が埋め立てられた。

・桜堀と剛ノ池

桜堀（図 4-29）は、主郭部の北側に位置し、長さ 245m、幅 42mの池である。

桜堀の現況は、東・中・西と順次低くなっていて、薬研堀からの土砂の堆積による結果と考えられる。昭和 52 年（1977）～54 年（1979）の調査の結果、①桜堀の三ノ丸側には石垣はなく、濠自体は本丸、二ノ丸側へ 8～9mまで本来あったものが、埋め立てられ現在に至っていること、②本丸、二ノ丸間は『播州明石絵図』に記されている幅 8間と合致



図 4-27 大手門枡形と南の中堀



図 4-28 東不明門より東堀をのぞむ



図 4-29 桜堀と本丸石垣



図 4-30 剛ノ池

することが判明した。また、調査区域内で大小さまざまな石が検出されたが、統一性・規則性は認められず、築城時の普請作業中に落石したものが再使用されずにそのまま放置されたとみられた。

剛ノ池（図 4-30）は、城の外堀の機能をもつ城内最大の池で、面積は約 1 万坪である。剛ノ池が公園に改造されたのは、昭和の公園拡張の時代である。周りを常緑、落葉の混交林に囲まれて蓮や葦が茂っていた池を浚渫し、さらにその土を池端に盛って広場や園路等が整備された。

・三ノ丸居屋敷郭と内堀

城崖の南側全体が「三ノ丸」にあたり、東西 509m、南北 193m で面積約 4.2ha におよぶ。

このうち西側半部が内堀に囲まれた居屋敷郭であり、公的な仕事が行われた表御殿、居間などの裏御殿および台所からなり、寛永 8 年（1631）正月に本丸の御殿が火災で焼失した後、ここが藩主の居館となった。正面から東側は勘定所、用米倉、武具庫など、各種の倉が軒を連ねた区域である。明治 30 年（1897）に県立農学校が開校になり、その学舎や寄宿舎、運動場、実習農場が設けられた。

大正 13 年（1924）の公園拡張によって内堀が埋め立てられ、競技場兼野球場に、また東側は乙女池、藤見池などの庭園となった。

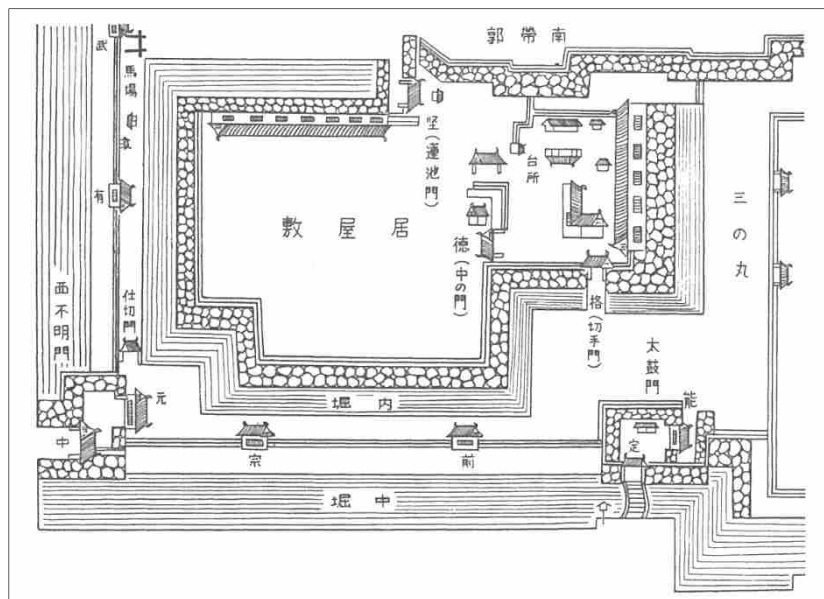


図 4-31 三ノ丸居屋敷郭と内堀

（辰巳信哉『歴史の証人 明石公園』神戸新聞総合出版センター、2005 年）

d) 現存遺構（枅形）【太鼓門枅形、西不明門、東不明門】

・太鼓門枅形

正面の出入り口である太鼓門は、「枅形」になっている。枅形とは形が枅ますがたの形になっていることと、ここで出入の人数をはかるといところから名づけられたもので、桃山時代の終わり頃から江戸時代の初めにかけては、こうした形の虎口こぶちが多くつくられた。

枅形には城壁から前方へ張り出して門へのアプローチを設定する外枅形と、内側で通路を屈曲させる内枅形があり、太鼓門は後者に属する。内側の「能の門」と外側の「定の門」

の二つで構成される規模と形態は、この種の遺構としては標準的なものである。ここには時を知らせる太鼓が吊り下げてあったところから、「太鼓門」という名が生まれたという。

明治初期に撮影された太鼓門の写真(図4-32)には、中央に屋根の小さな高麗門、奥には櫓門が見える。櫓門は柱や長押・貫を木地のまま見せる古い形式である。



図4-32 明治初期撮影の太鼓門(文化財建造物保存協会蔵)『古写真に見る日本の名城 別冊歴史読本』通巻814号、新人物往来社、2008年)



図4-33 明石城太鼓門枡形

にしあけずもん ・西不明門枡形

明石城南西側、三ノ丸西側にある門は、城内に不浄なものができた場合だけ開いて通すというところから、「不浄門」、また、平素は締め切ってあけないところから「西不明門」とも呼ばれた。

この門も太鼓門と同じく内枡形であり、堀に面した外側の門を「中の門」、内側の門を「元の門」といい、中の門が高麗門、元の門は櫓門であった。枡形の大きさは太鼓門の約2倍に近く、明石城内最大である。



図4-34 明石城西不明門

ひがしあけずもん ・東不明門枡形

明石城南東側、三ノ丸の東側の出入口として「東不明門」と呼ばれる枡形が残っている。外門を設けない外枡形として造られ、櫓門の前にL字の石塁を張り出させて前面が覆われていた。



図4-35 明石城東不明門

イ) 城郭を構成する歴史的建造物

a) 明石城^{たつみ} 巽櫓、明石城^{ひつじさる} 坤櫓 (国指定重要文化財)、附帯土塀

・建築物の建築年代

明石城本丸の角に建つ隅櫓は、築城当時に艮（北東）、巽（南東）、坤（南西）、乾（北西）の4つの櫓であり、南西に建造された坤櫓（図4-36）と南東の巽櫓（図4-37）の2棟と、それに接続する土塀（中央部81.6mは復元、両櫓の附帯土塀7.3mは現存）が残る。明治維新後に城郭の建物のほとんどが取り壊された明石城跡において両櫓と附帯土塀は、当時をしのぶ貴重な財産として昭和32年(1957)6月に国指定重要文化財の指定を受けた。



図4-36 明石城坤櫓



図4-37 明石城巽櫓



図4-38 明石城本丸の巽櫓・坤櫓と土塀

この2棟の櫓は築城当初の櫓ではなく、寛永年間の火災後に再建されたものであることが、『小笠原忠真一代覚書 乾』『小笠原忠真年譜一・二』『源忠真公年譜』により判る。『小笠原忠真一代覚書 乾』では火災の時期を寛永5年(1628)とし、再建が翌年の春からとしており、その他の史料は寛永8年(1631)正月23日に火災が起き、同年の3月から作事を始めたと記されている。各史料とも記載事項はほぼ同じであるが、年だけが違い、いずれかが錯誤と思われる。火災の時に城主忠真は、甥の龍野城主小笠原長次の婚儀に出席のため不在であったと上記三史料には記されている。龍野市史に所収されている『龍野藩小笠原長次記録』には「辰の年立野二而信濃守様御婚礼有之」とあり、また同記録に「寛永五年戊辰年正月二十三日立野御城にて長次公干時御歳十四御婚礼御座候」とある。『龍野藩小笠原長次譜』では火災の記載はないが、その他の記録には婚礼の時に明石城で火災のあったことが記されている。

櫓下の石垣の震災復旧工事の際、巽櫓では表土付近の一部に焦土層が確認された。坤櫓は石垣の積直しが行われているため表土付近での焦土は無かったが、石垣解体時に裏込栗

石裏土から焦土を埋め戻したことを示す黒変した土を確認することができた。また、阪神・淡路大震災による石垣災害復旧工事でも焼け瓦が大量に発見され、その軒丸瓦の紋が小笠原氏の三階菱であることから、寛永年間に火災があった事実が確認でき、両檜も火事による損害は受けていたものと思われる。一方、両檜とも修理の痕跡は多いが、火災にあったような状況の当初材は見あたらないことから、寛永期に建て直したことが推測できる。

この時の再建の概要は『小笠原忠真一代覚書 乾』『小笠原忠真年譜一・二』『源忠真公年譜』の三史料ともに、本丸には四隅に檜を造り、土塀を廻すまでの再建として、城主の住まい及び政務を行う場は三ノ丸の下屋敷後に居屋敷として造り、本丸には御殿は再建されなかったと記されている。再建後の明石城の姿は、四代城主大久保忠職時代に描かれた『播磨国明石城絵図』『播州明石城図』により知ることができる。本丸には四隅に三層の檜が建ち、二ノ丸に向かう東面に二重の門が一箇所、北側に門が一箇所それぞれあり、各建物を土塀で繋いでいる様子が記された。

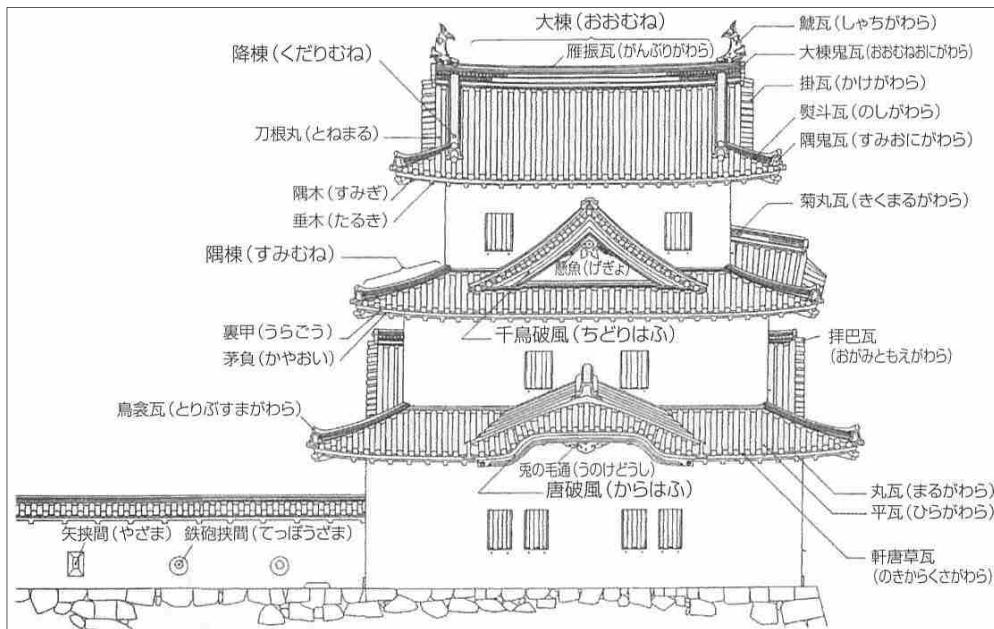


図 4-39 巽檜の建築装飾

((公財) 兵庫県園芸・公園協会 明石公園・(一社) 明石観光協会「明石城の歴史」)

・江戸時代の両檜の修理

江戸時代の建物の修理は、坤檜は元文4年(1739)に梁などを取り替えていることが、棟札、繫梁に残る墨銘などにより判る。この時の修理は大規模なものであったらしく繫梁3本と土台の一部を替えたことが、二階柱盤下端に付いた揚屋^{あげや}の痕跡や、取替各材の表面加工から窺える。木工事の度合いからするとこの時、屋根の葺替及び壁の修理も行われたと推定できる。また石垣裏土の地層の状態から一部の石の積み直しを行っていることがわかる。一方、この時の巽檜の修理の有無は不明であるが、一階柱盤に残る揚屋の工事の痕跡が坤檜では多く、少なくとも二回の揚屋(元文と明治)施工があり、巽檜では圧痕が少なく、石垣の修理状況からしても、少なくとも揚屋工事を行ったのは明治期のものと考えられ、巽檜の修理が元文期にあったとしても、屋根替・部分修理程度であったと思われる。

その後の江戸時代の建物修理史料及び痕跡等は、阪神・淡路大震災後の修理工事では発

見ることができなかったが、それ以前の修理工事報告書によると、巽櫓で、文政8年(1825)に屋根替、安政6年(1859)に補修があったという。これらは発見墨書によるもので、発見場所と墨書は以下のようなものである。

・巽櫓1階屋根南面軒唐破風棟木
文化八酉年
南中 従大工 伊助 作

・巽櫓2階屋根南面千鳥破風六葉裏面
安政六年 西川□□□
閏 五月 西川平吉

・明治以降の建造物の修理

明治維新後、廃城令等により現存する櫓2棟と乾櫓及び一部の土塀を残し、その他の建築物は破却されてしまった。明治31年(1898)、明石城は御料地となり、明治34年(1901)に修理が行われたことが各櫓にある修理銘札によりわかる。宮内庁書陵部所蔵の『明石城隅櫓修繕工事録』によると、この修理の概要は、当時残っていた櫓3棟(巽櫓、坤櫓、乾櫓)のうち、巽櫓及び坤櫓は屋根葺替と壁のこまい掻き直しを含む壁の塗り直し、梁・柱・土台棟の構造部材の取替・補修を行い、乾櫓は解体撤去され、状態のよい木材及び瓦の一部は、巽・坤櫓の補修材として転用したとされている。同仕様書をみると、現在の文化財保存修理工事と同じような考え方で建造物の解体、修理を行っている。この時、巽・坤櫓の飛貫^{ひぬき}と内法貫間等に乾櫓古材を用い筋違を入れ、構造的にも堅固にしている。取替材の分布状態から両櫓とも揚家を行い、坤櫓では四周の土台が石材に変えられている。巽櫓では四周の土台のうち、南側と北側の土台を新材に取り替えている。各櫓石垣の天端石一部積み直し・取替・礎石の一部裾直し等が行われ、換気口が入れられたと思われる。

乾櫓の取り壊し工事は、現在の文化財保存修理とほとんど同じ考え方で、軸部材、壁、屋根とも再用を前提とした解体が行われた。巽櫓・坤櫓の修繕・保存は極力部材の解体を行わず、部分修理にとどめられていた。

その後の巽櫓と坤櫓は、築城以来近年に至るまで数回補修が行われた。昭和24年(1949)に戦災復興の屋根葺替・壁の塗り直し修理があったことは、各櫓にある修理銘板によりわかっている。昭和35年(1960)に台風の復旧修理が行われたと記録(明石公園百年史)にあるが、詳細は明らかでない。重要文化財に指定された後の昭和40年(1965)にも台風災害の応急修理が行われ、雨漏り箇所の補修、壁の剥落部分の漆喰上塗り直しが行われた。昭和52年(1977)～54年(1979)の文化庁の調査後、昭和55年(1980)から57年(1982)にかけて、屋根替え・部分修理が文化庁の補助事業として行われた。

・巽櫓と坤櫓の構造形式

巽櫓は高さ12.6m、南北の長さ(梁間)7.9m、東西の長さ(桁行)9m、各階の高さ3m弱の入母屋造で、構造的には明石城築城の際に指揮をとった本多忠政の姫路城天守に類似している。破風と呼ばれる軒先の小屋根に一層は唐破風、二層には千鳥破風の2種を用い、さらに窓を巧みに配置することにより、みごとな変化と調和をみせている。

坤櫓は、高さ13.3m、梁間9m、桁行10.9m、各層の高さ3m強と巽櫓より一回り大きく、天守台に近接していることから、坤櫓が天守に代わるものであったと推測される。

巽櫓と同じく、入母屋造であるが、一層に千鳥破風、二層に唐破風を据えた点や窓の配置などが異なっており、巽櫓との対称や屋根のフォルムなどにより歴史的建造物として洗練された美しさをもっている。

表 4 - 1 巽櫓の主要寸法

	1 階	2 階	3 階	計
桁行	9.03m	7.21m	5.54m	
梁間	7.88m	6.06m	4.39m	
軒の出	1.21m	1.21m	1.21m	
軒高 (2・3 階は柱盤上端より)	2.73m	2.92m	2.86m	
棟高				12.53m
平面積	71.16 m ²	43.69 m ²	24.32 m ²	139.17 m ²
軒面積	99.17 m ²	66.01 m ²	41.32 m ²	206.51 m ²
屋根面積	102.96 m ²	84.22 m ²	75.32 m ²	262.5 m ²

表 4 - 2 坤櫓の主要寸法

	1 階	2 階	3 階	計
桁行	10.94m	9.09m	7.02m	
梁間	9.15m	7.30m	5.23m	
軒の出	1.39m	1.24m	1.24m	
軒高 (2・3 階は柱盤上端より)	2.92m	3.18m	3.13m	
棟高				13.28m
平面積	100.10 m ²	66.36 m ²	36.71 m ²	203.17 m ²
軒面積	136.20 m ²	93.38 m ²	57.95 m ²	287.53 m ²
屋根面積	130.18 m ²	106.78 m ²	105.63 m ²	342.59 m ²

表 4-3 巽櫓の構造形式

概要	木造三重三階櫓、本瓦葺、梁間南北通、桁行東西通。北面東端・西面中央に各々土塀接続。
平面	東面及び南面を高石垣とする隅櫓。柱礎石自然石。床下土間叩き。 一階：桁行五間、梁間四間。入側一間通りに二階通し柱。床拭板張り。階段一箇所。北面西より第二間出入口土戸片引。南面三箇所格子窓、中央間土戸引違。脇間土戸片引、内明障子片引。東面二箇所格子窓土戸片引、内明障子片引。西面一箇所格子窓土戸片引、内明障子片引。 二階：桁行五間、梁間四間。入側一間通りに一階よりの通し柱。床拭板張り。階段一箇所。南面二箇所、東西二箇所格子窓、土戸片引、内明障子片引。 三階：桁行三間、梁間三間。床拭板張り。南面二箇所、東面二箇所格子窓、土戸片引、内明障子片引。
軸部	一階：「側廻り」柱土台建。腰貫、内法貫。柱上部繫梁、桁。四隅斜柱土台建、間柱建。「入側」二階までの通し柱土台建。内法貫飛貫二段。柱腰部梁。 二階：「側廻り」柱は一階繫梁上部に柱盤を置き建。壁貫三段。柱上部繫梁、桁。各面塗籠筋違、間柱建。「入側」柱一階よりの通柱。内法貫、飛貫。上部柱繫。 三階：柱は二階繫梁上部に柱盤を置き建。壁貫三段。柱上部梁、桁。各面塗籠筋違、間柱建。
軒廻り	各重とも梁鼻・腕木に出桁を廻し、一軒疎垂木、茅負、裏甲、化粧隅木。
小屋組	三階柱頭に大梁・妻梁・隅梁を組み、棟束、母屋束、棟木、野垂木。
屋根	一重・二重：四方葺廻し、本瓦葺。一重南面軒唐破風、東面・西面千鳥破風付。二重、南面・北面千鳥破風付。唐破風・千鳥破風・隅棟、熨斗、菊丸・輪違、雁振、鬼瓦仕舞。隅棟鬼瓦・鳥衾仕舞。 三重：入母屋造。本瓦葺。大棟、熨斗、菊丸、輪違、雁振、両端鬼瓦、鯨仕舞。隅棟・降棟、熨斗、菊丸、雁振、鬼瓦・鳥衾仕舞。
壁面	外壁：漆喰大壁塗。内部：化粧貫、漆喰真壁塗。軒裏漆喰揚げ塗。
妻飾	妻立壁、破風板、懸魚・鰭とも漆喰塗籠。六葉、菊座、樽の口弁柄漆塗り。

表 4-4 坤櫓の構造形式

概要	木造三重三階櫓、本瓦葺、梁間東西通、桁行南北通。北面西端・東面南寄りに各々土塀接続。
平面	西面及び南面を高石垣とする隅櫓。柱礎石自然石。床下土間叩き。 一階：桁行六間、梁間五間。入側一間通り及び桁行中央柱筋に二階通し柱。床拭板張り。階段一箇所。東面北より第三間出入口土戸片引。南面三箇所格子窓、中央間土戸引違、脇間土戸片引。東面一箇所格子窓土戸片引、内明障子片引。西面四箇所格子窓土戸片引。北面二箇所土戸片引、内明障子片引。 二階：桁行六間、梁間五間。入側一間通り及び桁行中央柱筋に一階よりの通し柱。床拭板張り。階段一箇所。南面二箇所格子窓、土戸片引、内明障子片引。東面・南面各々二箇所格子窓、土戸片引。 三階：桁行四間、梁間三間。床拭板張り。南面二箇所、東面二箇所格子窓、土戸片引。北面一箇所格子窓、引違土戸、内明障子片引。西面二箇所格子窓、土戸片引、内明障子片引。

軸部	<p>一階：「側廻り」柱土台建。腰貫、内法貫。柱上部繫梁、桁。四隅斜柱土台建、間柱建。「入側」二階までの通し柱土台建。内法貫、飛貫二段。柱腰部梁。</p> <p>二階：「側廻り」柱は一階繫梁上部に柱盤を置き建。壁貫三段。柱上部繫梁、桁。各面塗籠筋違、間柱建。「入側」柱一階よりの通柱。内法貫、飛貫。上部柱繫。</p> <p>三階：柱は二階繫梁上部に柱盤を置き建。壁貫三段。柱上部梁、桁。各面塗籠筋違、間柱建。</p>
軒廻り	各重とも梁鼻・腕木に出桁を廻し、一軒疎垂木、茅負、裏甲、化粧隅木。
小屋組	三階柱頭に大梁・妻梁・隅梁を組み、棟束、母屋束、棟木、野垂木。
屋根	<p>一重・二重：四方葺廻し、本瓦葺。一重南面軒唐破風、東面・西面千鳥破風付。二重、南面・北面千鳥破風付。唐破風・千鳥破風・隅棟、熨斗、菊丸、雁振、鬼瓦仕舞。</p> <p>三重：入母屋造。本瓦葺。大棟、熨斗、菊丸、輪違、雁振、両端鬼瓦、鯨仕舞。隅棟・降棟、熨斗、菊丸、雁振、鬼瓦・鳥衾仕舞。</p>
壁面	外壁：漆喰大壁塗。内部：化粧貫、漆喰真壁塗。軒裏漆喰揚げ塗。
妻飾	破風板、懸魚・鰭とも漆喰塗籠。妻立壁木連格子、六葉、菊座、樽の口弁柄漆塗り。

(兵庫県『重要文化財 明石城 巽櫓・坤櫓 災害復旧工事報告書』平成 12 年 3 月)

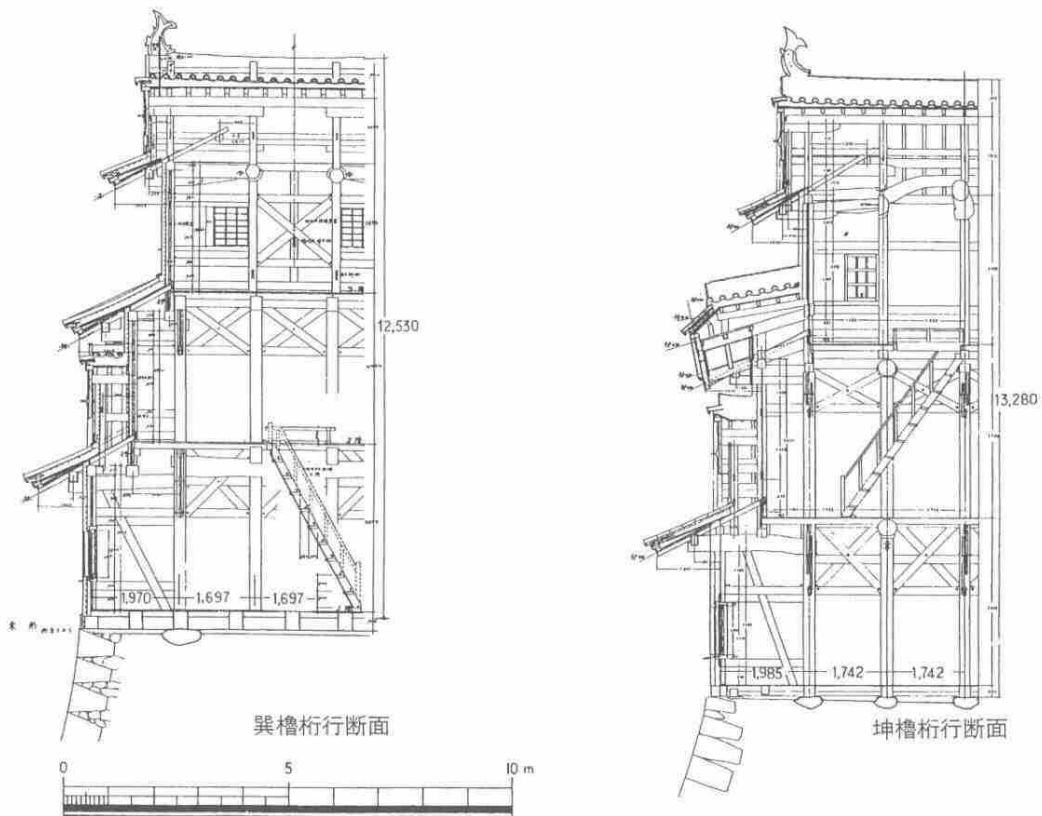


図 4-40 巽櫓と坤櫓の桁行断面図

(兵庫県『重要文化財 明石城 巽櫓・坤櫓 災害復旧工事報告書』平成 12 年 3 月)

・阪神・淡路大震災による両櫓の被災と復旧

平成7年（1995）1月の阪神・淡路大震災によって、漆喰壁に×状のひび割れが入り一部の壁が崩落し、建物全体にわずかながら傾きが発生した。

国指定重要文化財である両櫓の建つ石垣に崩壊はなかったが、石材の割損、石垣の孕み出し、地割れなどが各所に発生している状態であった。特に本丸南側の地盤に多くの亀裂が発生した。最大のもので上下ズレ約10mm、幅約15mmが東西に入り、巽櫓から坤櫓まで東西に多くの亀裂が走っていた。

両櫓の傾きや壁面に発生した×状のクラック、石垣の天端石の多くがバラバラになっていたことから、櫓本体は地震時に激しく上下動したことがうかがわれた。しかし、両櫓本体の柱や梁などの木組みは、建物が傾いたにもかかわらず驚くほど健全であることがわかり、明治以降一度も全解体されたことがない江戸時代の貴重な木組みをどのように残すかが検討された。木組みの歪みが修正されたあと、壁の塗り直しや屋根の葺き替えが全面にわたって実施された。

櫓と石垣の復旧工法および地盤を含む耐震補強工法が検討され、結果として櫓そのものを移動させ修復に当る曳屋工法が採用された。曳屋は、櫓を持ち上げるため、柱などの木組を傷めないように慎重に鋼材が挿込まれ、20個ほどのジャッキでゆっくりと持ち上げられた。櫓の重さは巽櫓が240t、大きい坤櫓で340tであった。持ち上げられた櫓は10本程度の鉄コロ（直径6cm）を介して下駄船と呼ばれる鉄橇に載せられ、鉄道と同じレール（3本×2組）が敷設された上を、2基の50t横押しジャッキに押され、ゆっくりと時速2mで移動。木や石垣といった障害物を避け、移動完了まで約1ヵ月を要した。

平成7年（1995）の建造物における修理工事は屋根替部分修理であったため、軸部の詳しい調査を行うことができなかった。しかし、各櫓下の石垣を解体修理するに際し、多くの刻印を確認することができ、石材の控え長さや、裏込め栗石の粒度及び幅などのデータなどを記録することができた。

また建造物本体でも揚屋・曳屋を行うに当たり、床組材を解体することができ、多くの材が転用古材であることも判明した。この転用古材は明治期の修理記録から、乾櫓の材料であることが確認され、各部材の実測調査及び根太材に切り挽きされて転用されていた部材の組み合わせが行われた。また明治期の修理に壁こまいの竹割付が変えられて施工されていること、明治修理以降床組みの大がかりな補修がなかったことが、ツタ掛割と和釘の痕跡から判明している。平成7年（1995）の工事では、こまい竹割付を明治修理期前の割付に合わせるかたちで整備されている。

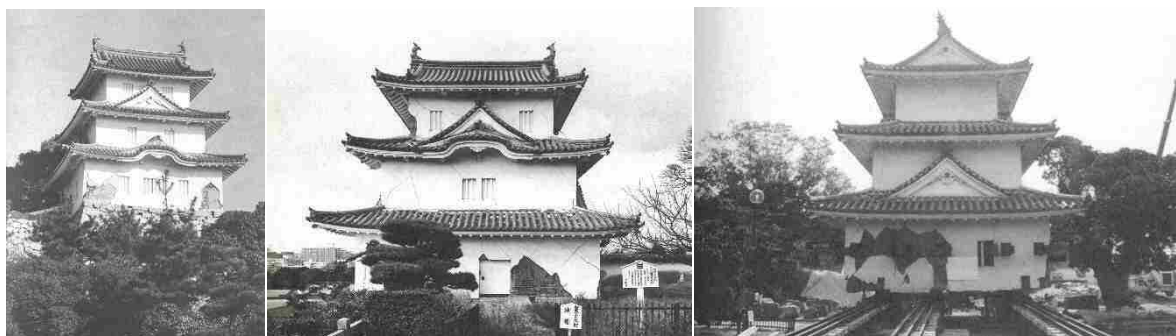


図4-41 巽櫓の被災状況南面（左）、坤櫓の被災状況東面（中）、巽櫓 西への曳家状況（右）
（兵庫県『重要文化財 明石城 巽櫓・坤櫓 災害復旧工事報告書』平成12年3月）

ウ) 地下遺構

a) 本丸、二ノ丸、稻荷曲輪の排水施設等

昭和52年度から54年度まで兵庫県土木部都市整備課及び明石公園事務所が実施した、都市緑化植物園整備工事に先立って発掘調査が行われた(図4-42)。

本丸からは、長櫓跡において礎石群、雨落溝、石垣などのほか、排水施設として桜堀から右手に本丸、左手に二ノ丸の石垣を見ると本丸側1ヶ所、二ノ丸側2ヶ所の蛇口が検出された。

稻荷郭からは櫓の礎石を検出できなかった一方、天守台の根石から西へ1.5mで根石列と裏込石、稻荷曲輪の暗渠と剛ノ池からそれに向かう石垣沿いの排水施設が検出された。

稻荷曲輪北端の蛇口下には石組排水溝が検出された。稻荷曲輪西側の石垣に沿っての帯曲輪状の平坦面からは建物跡の礎石と土坑などが検出された。



図4-42 史跡地内における発掘調査の履歴

(兵庫県教育委員会『明石城Ⅲ 兵庫県文化財調査報告書第196冊』平成12年をもとに作成)

b) 本丸、二ノ丸、東ノ丸における櫓、石垣の遺構

平成7・8年度の復興調査班による地下遺構の調査では、櫓・塀などの存在の有無とその構造を明らかにするため、遺構面までの人力掘削による遺構の検出、以下の各所における断面調査などが行われた。

本丸では、西北隅の乾櫓、北側から本丸へ入る埋見門、本丸北面石垣、本丸南面石垣の調査が行われ、乾櫓の櫓台の内側より多聞の石垣とひと続きの石垣が検出され、櫓台の東南隅は追加的に造られた石垣であることなどが明らかとなった。

二ノ丸では、大の門、二ノ丸北面・西面石垣の調査が行われた。二ノ丸の北面石垣の崩壊箇所の解体後に断面調査が行われ、最も崩壊の激しかった部分を底とした谷地形の存在や、江戸時代の火災に伴う瓦礫層と推定される痕跡が明らかとなった。

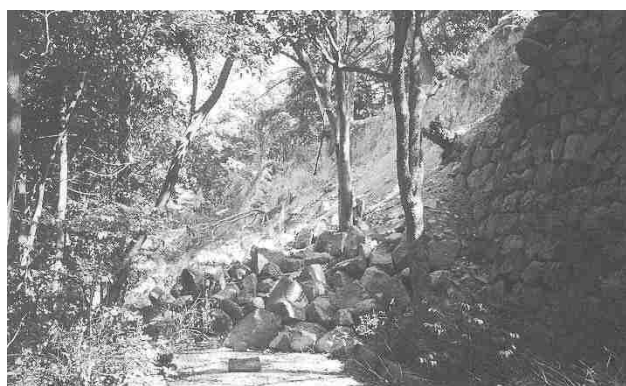


図4-43 西から見た二ノ丸北面石垣崩壊状況 図4-44 北西から見た二ノ丸北面石垣断面
(兵庫県教育委員会『明石城Ⅲ 兵庫県文化財調査報告書第196冊』平成12年)

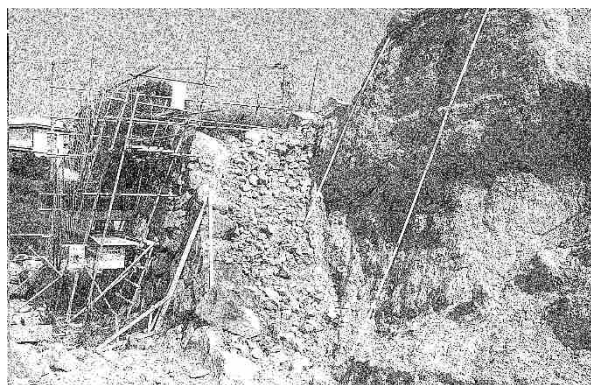


図4-45 東帯曲輪北面石垣の断面北東隅 図4-46 東帯曲輪北面石垣の復原状況
(兵庫県教育委員会『明石城Ⅲ 兵庫県文化財調査報告書第196冊』平成12年)

工) 出土遺物

前述の昭和 52 年度から昭和 55 年度にわたって実施された発掘調査によって、瓦、灯明皿、陶磁器の多量の近世遺物の他、弥生土器が数点出土している。

・土器

近世遺構を棄却した際に埋めたものが瓦溜め状の遺構に伴って多量に検出されている瓦に対して、土器類は少量である。稲荷郭西方の建物でも土器量は小片を数点検出したにすぎない。弥生土器は、後期の底部のほかは胴部の破片など数点認められた。いずれも小片で後期のものと推察され、東ノ丸東側に位置する上ノ丸貝塚との関連が窺われる。

・瓦

遺構の性格上、瓦の出土量は非常に多い。その多くは、台風等で檜が損害を受けた際、新たに瓦を葺きかえた時に不用になって一括に捨てた瓦溜め壙より出土した。その他には、稲荷郭の暗渠排水溝内、稲荷郭西の長屋状建物遺構内の雪隠遺構より出土した。

出土した瓦類は破損品がほとんどで、現地で任意に抽出した 60 箱余を持ち帰って整理が行われた。明石城の城主の交替に伴って、瓦の紋もさまざまにあり、同一紋瓦でも型式を細別することが可能であった。軒丸瓦として三階菱紋瓦、剣酢漿紋瓦、酢漿紋瓦、三葉葵紋瓦、山字紋瓦、桐紋瓦、本字紋瓦が見られたほか、軒平瓦、鬼瓦にも紋所が見られた。

明石城には先行する船上城の瓦が再利用されたため、中世末の瓦も少し含んでいる。中世までは瓦を葺いた建物は、城と官衙・寺院・神社であったが、近世になると城下の武家屋敷、町屋、宿場まで広がった。城下町の古瓦出土については、当時、瓦を葺いていたのは明石城、武家屋敷、町屋、米蔵、宿場町、寺院、神社などの建物であり、明石城の東の上ノ丸の台地上の下級武士の住んだ足軽・組屋敷の跡からは、瓦は見つかっていない。



図 4-47 出土した軒丸瓦（三階菱紋瓦、剣酢漿紋瓦、酢漿紋瓦）の例

(兵庫県教育委員会『兵庫県文化財調査報告書第 24 冊 明石城—昭和 52 年度～昭和 54 年度調査概要—』1984 年)

② 補完する諸要素

ア) 史資料（史跡地外）

明石城に関する絵図は、4代目藩主の大久保季任が在任した正保元年（1644）の「播磨国明石城図」（明石市立文化博物館所蔵）を筆頭に複数が伝来する。

明石市内では明石葵会による『明石城関連絵図資料集Ⅰ～Ⅲ』が平成28年（2016）から平成30年（2018）にかけて3冊刊行され、明石城が描かれた絵図を集成した冊子を作成し、城や城下町の変遷を辿るための取組みを進めている。同3冊に掲載された絵図は、以下の通りである。

表4-5 明石城関連絵図資料集に掲載された絵図一覧

資料名	所蔵	サイズ(cm)	出典
播磨国明石城図	明石市立文化博物館蔵	170×185	『明石城関連絵図資料集Ⅰ』
播州明石図	個人蔵	27.5×40.3	
播州明石城図	明石市立文化博物館蔵	41.2×56	
明石城絵図	明石市立文化博物館蔵	27.6×37.2	
御家中絵図（全体図）	明石市立文化博物館蔵	81×136	
御家中絵図（郭内図）	明石市立文化博物館蔵	44.8×40.6	
明石御城大略図	個人蔵	52×39	
明石城絵図	明石市立文化博物館蔵	36.6×46.1	
明石城下図	浄行寺	133×190	
播磨国明石郡大明石村全図	明石市立文化博物館蔵	141.5×160	
明石家中之図	個人蔵	45.5×70.5	
明石城下武家屋敷図	個人蔵	47.6×80	
明石城居屋敷郭御殿平面図 （明石市指定文化財）	明石市立文化博物館蔵	383×239.5	
東本町絵図（正徳2年）	明石市立文化博物館蔵	105×81.5	
東本町絵図（文久3年）	明石市立文化博物館蔵	163.5×115	
明石神社図	個人蔵	12.5×18	
明石（「諸国当城之図」）	広島市立中央図書館浅野文庫蔵	27.8×40.4	『明石城関連絵図資料集Ⅱ』
播州明石之城図	兵庫県立歴史博物館蔵	124×138	
播州明石図	上山市立図書館増戸文庫蔵	90×110	
播州明石城図	白杵市教育委員会蔵	39×50	
播州明石ノ図	白杵市教育委員会蔵	39×50	
明石御郭内之図（「明石記」大井本）	東京大学史料編纂所蔵	46×48	
明石城内図（延享3年）	個人蔵	50×40	
明石城石垣修補願図	兵庫県立歴史博物館蔵	77×84.8	
播州明石図	岡山大学池田家文庫蔵	29.7×41.5	
播磨国明石図	聖心女子大学図書館蔵	47.5×58	
明石町旧全図（文久3年）	神戸市立中央図書館蔵	55×66	
明石之図	神戸市立中央図書館蔵	54.3×76.2	
文久年間明石町之図	『明石郷土史料』（歴史図書社 1978） 付図	22×30	
明治19年測量仮製地形図	（国土地理院）	—	
明石城平面図	黒田義隆氏筆写資料	79×56	
播磨国明石新城図（「小笠原忠真一代覚書」）	東京大学史料編纂所蔵	タテ 27	

明石新城ノ略図（「御当家末筆」）	福岡県みやこ町図書館蔵	タテ 26	『明石城関連絵図資料集Ⅲ』
播州明石城図	小田原市立図書館蔵	110×150	
播磨国明石城絵図（「正保城絵図」）	国立公文書館（内閣文庫）蔵	181×181	
播州明石城図（「日本分国絵図」）	国立公文書館（内閣文庫）蔵	227×166.5	
明石城郭之図	鍋島報口会蔵	174×160	
播州明石図	中根忠之氏蔵	248×291	
明石城下（「諸国居城図」）	前田育徳会（尊経閣文庫）蔵	28.9×40.7	
播州明石一郭内図（「諸国居城図」）	前田育徳会（尊経閣文庫）蔵	28.8×40.6	
播州明石城之図	名古屋市蓬左文庫蔵	76×51	
明石城平面図（『明石市史上巻』）	黒田義孝旧蔵資料	—	
明石城平面図（『明石郷土史料』）	黒田義孝旧蔵資料	—	
『明石記』収録図	個人蔵	—	
享保年鑑明石町之図（『西撰大観 郡部』）	個人蔵	22.5×29.5	
明石城侍屋敷図（写し）	黒田義孝旧蔵資料	44.5×61	
播州明石	小田原市立図書館（藤田西湖文庫）蔵	28.5×38.5	
播磨国明石城図（「日本古城絵図」）	国立国会図書館蔵	54×80	
播州明石（諸国城之図）	国立国会図書館蔵	タテ 28	
播州明石（『主図合結記』）	明石市蔵	タテ 29.5	
東本町絵図（第一大区第四小区）（明治5年）	明石市立文化博物館蔵	168.5×149	
東本町絵図（第一大区一小区）（明治9年頃）	明石市立文化博物館蔵	57×99.5	
播磨国明石郡大明石村全図（明治16年2月縮之）	鈴木義国氏蔵	134×158.5	

(2) 本質的価値に関連する諸要素（史跡地内）

ア) 復元建造物（土塀）

明石城の巽櫓と坤櫓を結ぶ土塀は、江戸時代の幾つかの絵図に記載が見られるが、明治34年（1901）の修理で傷んだ中央部が取り払われ、平成7年（1995）の阪神・淡路大震災以前には、両櫓に接した7.3mの附帯土塀のみが残っていた。

阪神・淡路大震災による両櫓の災害復旧工事では、この土塀を取り壊した明治34年（1901）修理の際の「明石城隅櫓修繕工事録」が宮内庁書籍部から見つかリ、これには工事の仕様書や図面、日誌などの記録が収録されていたことがわかった。さらに、建設省の公園事業として、身近な歴史風土や特長的な景観を保存、復元する「地域ルネッサンス公園」が重点施策となり、採択されることとなった。

これを受けて、災害復旧工事に加えて、平成10年（1998）9月の最終の耐震対策委員会で土塀復元の案が説明された。平成10年度から11年度にかけて失われていた中央部の81.6mを復元する土塀復元工事が行われ、約100年ぶりに両櫓が結ばれた本来の「喜春城」の美しい姿が甦った。

また、土塀の完成後に、明石海峡までのぞめる視点場を土塀越しに確保するため、付帯工事として木製の展望デッキが設けられた。



図4-48 巽櫓と坤櫓の間に復元された土塀

（公財）兵庫県園芸・公園協会 明石公園・（一社）明石観光協会「明石城の歴史」

復元された土塀は、残されていた土塀とほぼ同じ伝統的な工法で作られている。木の骨組みを入れることで強度を高めている他は内部が櫓と同じ荒壁土でできていて、表面は漆喰で仕上げられている。屋根葺材も櫓と同じ本瓦で葺かれており、堀の各所には矢狭間と鉄砲狭間も元の塀にならって復元された。

また、明石城の土塀には二種類の穴があいている。これは戦時に外敵を攻撃するためのものである。丸形が火縄銃用の「鉄砲狭間」で、四角形が弓矢用の「矢狭間」である。



図4-49 昭和57年修復前の巽櫓と坤櫓

（兵庫県教育委員会『兵庫県文化財調査報告書第24冊 明石城—昭和52年度～昭和54年度調査概要—』1984年）

(3) 明石城の歴史的経緯・価値を示す諸要素

ア 近世・近代に形成された諸要素（史跡地内）

a) 遺跡等に係る説明板

史跡明石城跡に関する文化財保存活用施設等として、以下の遺跡等に係る説明板がある。

・人丸塚

人丸塚は巽櫓と坤櫓の間に位置する、本丸内の庭園の築山とみられている。

明石城築城以前に、本丸となった場所に柿本人麻呂をまつる神祠と空海が開いた楊柳寺があったことから人丸塚といわれていた。元和5年(1619)に小笠原忠政がこの地に築城した時、この神祠と寺を東に移し、人丸塚だけを城の鎮守として残して祠を建てたといわれている。

当初、人丸塚は古墳と考えられていたが、昭和52年(1977)～54年(1979)の発掘調査によって、本丸内の庭園として利用されていた築山とみるのが妥当と判断されている。また、人丸塚の北側で天守台に向かって柱穴群が並んでおり、天守閣を築くための斜路と想定される遺構も確認されている。

遺跡
人丸塚
弘仁三年(八二二年)僧空海がここに楊柳寺を建てた
仁和のころ(八八〇年の頃)住職覚証が柿本人麿公の夢のおつげで人麿公を祀った
明石築城後は城の守り神として祀られてきた
兵庫県

人丸塚の説明板



図4-50 人丸塚の説明板

・良櫓跡

本丸の北東隅にかつてあった良櫓については、植物園整備計画に沿って、昭和51年(1976)から53年(1978)に3次にわたって行われた発掘調査によって礎石群、雨落溝、石垣などが検出され、良櫓の規模や構造が明らかにされた。

うしとらやぐら
良櫓跡
明石城にははじめから天守閣が無くかわりに本丸の四隅を三層の隅櫓でかためた。その一つである東北の良櫓は本丸の鬼門にあたる櫓として重要であったが、明治初期に学校建築用材として解体され今は見られない。
都市緑化植物園建設工事に伴い、昭和53年1月から3月にかけて調査が行なわれ、文献どおり四間(東西)×五間(南北)の櫓であることが確認された。礎石、雨落溝の残存状況は良好であったが、保存のため埋めもどし、現在かわりの礎石がおかれている。

遺跡
うしとらやぐら
良櫓跡
本丸の北東隅のここに三重の櫓が建てられていた
この櫓は五間(九・一メートル)四方の広さで高さは六間一尺九寸(十一・四メートル)であったという
(財)兵庫県園芸・公園協会

良櫓跡の説明板



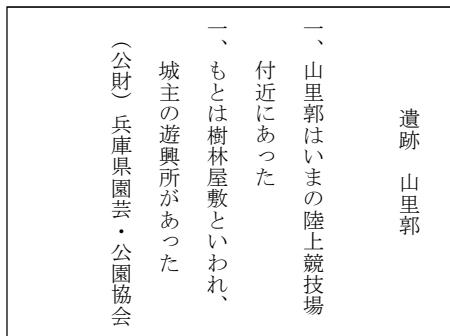
図 4-51 長櫓跡の説明板

図 4-52 長櫓跡の遺構（西から）

（兵庫県教育委員会『兵庫県文化財調査報告書第 24 冊 明石城』1984 年）

・遺跡 山里郭

正保年間（1644～1647）の絵図（図 3-11）には、現在の陸上競技場付近に、樹木屋敷として 3 棟の建物が描かれる。小笠原忠政の一代覚書を天明 2 年（1782）に春日大進信英が整理して書き写した「清流話」によると、山里郭に遊興所として御茶屋が造られ、この御茶屋、築山、泉水、滝から樹木などの普請は宮本武蔵に仰せつけられて 1 年で完成したという。



遺跡 山里郭の説明板



図 4-53 遺跡 山里郭の説明板

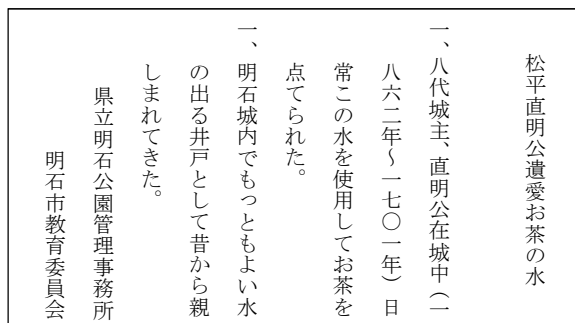
・松平直明公遺愛お茶の水

正面の石段から東に延びた南帯曲輪の中ほどには、昭和 12 年（1937）に明石保勝会によって建立された「城主松平若狭守直明公お茶の水遺跡」の碑と、小さな古井戸がある。

8 代城主の松平直明公が城内で最も良い水が出る井戸として、お茶を点てるのに使われたという。



図 4-54 松平直明公遺愛お茶の水の碑と説明板



松平直明公遺愛お茶の水の説明板



図 4-55 松平直明公遺愛の井戸

(4) その他の諸要素

ア) 樹林・樹木・水系等

a) 樹林

明石公園内の樹林は市街地の中の貴重な自然環境を有している。平成27年度の調査により、植栽種を含む植物種291種が確認され、明石公園の中央部はヤブニッケイ群落、北西部はアラカシ群落などが分布し、全体として常緑広葉樹を主とした植生となっている。その他、公園北部にコナラアベマキ群集、陸上競技場周辺にエノキムクノキ群集やクスノキ群落などがみられ、



図4-56 相観植生図(平成27年6月)

明石公園内の在来樹林は大正期にはクロマツの老木が主で、常緑広葉樹と落葉樹の混交林を形成していた。昭和初期には松くい虫や台風によって老松が多数枯死し、その後、戦時特例によってその多くが切り倒された。第二次世界大戦後の明石市内は戦災で焼け野原と化し、農場と化した明石公園の整地は地元小中学校の生徒たちや失業対策事業として行われた。前庭の芝生の復旧工事なども職員らによって進められ、園内に再生した樹林地は、この地域の貴重な植生となった。

b) サクラ等植栽木

昭和28年(1953)には、明石商工会議所を中心とする「明石公園桜花期成同盟会」による、三笠山一帯を桜の名所にしようという3年計画の運動が起こされた。明石ロータリークラブや市議員等の寄付もあり、1,200本の桜の植栽を実現し、戦火に傷んだ樹木も再生した。現在、園内には剛ノ池周辺や明石城の石垣周辺を中心に約1,000本の桜が見られ、平成2年(1990)3月に「日本における桜名所100選の地(日本桜の会)」に選定された。

このように、明石公園には多くの市民からの寄付により桜が植栽され、現在は明石公園を特徴づける重要な景観要素となっている。また、明石公園のサクラの大部分はソメイヨシノで、その根は広がっても構造物直近で曲折することから、石垣に侵入する恐れは低く、遺構の保全上、支障とはならないと考えられる。



図4-57 剛ノ池周辺の桜

c) 水系

・池と堀の水辺環境

明石公園周辺における主要河川の水系は、公園の北側から西側にかけて伊川とその本流である明石川が流れ、瀬戸内海に流入しているが、現在、伊川に流入する水路から取水している。

園内の水環境をみると、明石公園には、総面積の約 15%に当たる約 8.0ha の堀や池等の水面があり、これらは、古くは明石城を外敵から守る役割等を果たし、現在では、城跡を中心とした公園の修景上かけがえのない存在であると同時に、ハスやヨシ等水生植物の育成地、また、水鳥や野鳥の生息地としても重要な環境である。

堀は、南側の平坦地をとり囲むように明石城の内堀が遺構として残存しており、東側には箱堀（空堀）、また北側には薬研堀および3つの堀からなる桜堀がある。

池は、城郭跡の北側中央部に面積約 3ha の剛ノ池が広大でおだやかな水面をみせ、池周囲の桜並木と相まって公園の名所となっているほか、ボート遊びに利用されている。

城郭跡南側に整備されている日本庭園内には、ひぐらし池、乙女池、藤見池の3つの池があり、曲線で形づくられたその姿は、庭園美を構成する重要な要素となっている。

このほかに、流れとしては、公園北側から西流し剛ノ池に流入する「子どもの小川」があり、剛ノ池北側には浅い池が整備され、夏期には子どもの水遊びの場となっている。

・明石公園内の水系

明石公園の水源は、もともと明石川の支流伊川の上流・太山寺字前開から取水し、左岸の山腹に水路を築いて、延々と上の丸台地まで導水していた。しかし、戦後の沿川地域の急速な住宅地開発によって寸断され、汚水の流入などにより取水が閉鎖された。

このため、深井戸による水源確保を目指し、昭和 48 年（1973）に三笠山の麓に、また昭和 60 年（1985）に薬研堀北西部に揚水ポンプが設置されたが、いずれも鉄分の多い水質であったため、堀や池全体がオレンジ色になるという結果になり、抜本的な解決に至らなかった。現在の水源は、園内での雨水とこの 2本の深井戸に頼らざるをえない状況であるが、ポンプは休止状態であり、水量が大きく不足している。

現在の園内の水系は次図に示すとおりであるが、外堀については水源から最も遠く、水質等の問題が懸念されている。ただ、第 2 野球場の改修に伴い伊川の支流からの導水が可能となり、今後、公園の水環境の改善効果が期待されている。

・水質

水源を園内に降る雨水と深井戸 2 本に依存するしかないことから、水量不足とそれに伴う水質悪化が進行し、とくに外堀では昭和 40 年代後半には富栄養化が進んできた。以降、様々な水質浄化のための方式が試行されたが定着するに至らなかった。

昭和 59 年度（1984）から平成 3 年度（1991）にかけて、水質調査が行われた。その結果、一般の湖沼における環境保全の見地からする基準と比較すると、その適合度は流末の外堀

で低く、水源に近い外堀および薬研堀では高い。また、底質については場所によって汚濁レベルが異なるが、いずれも汚濁の進行は少ないとされた。

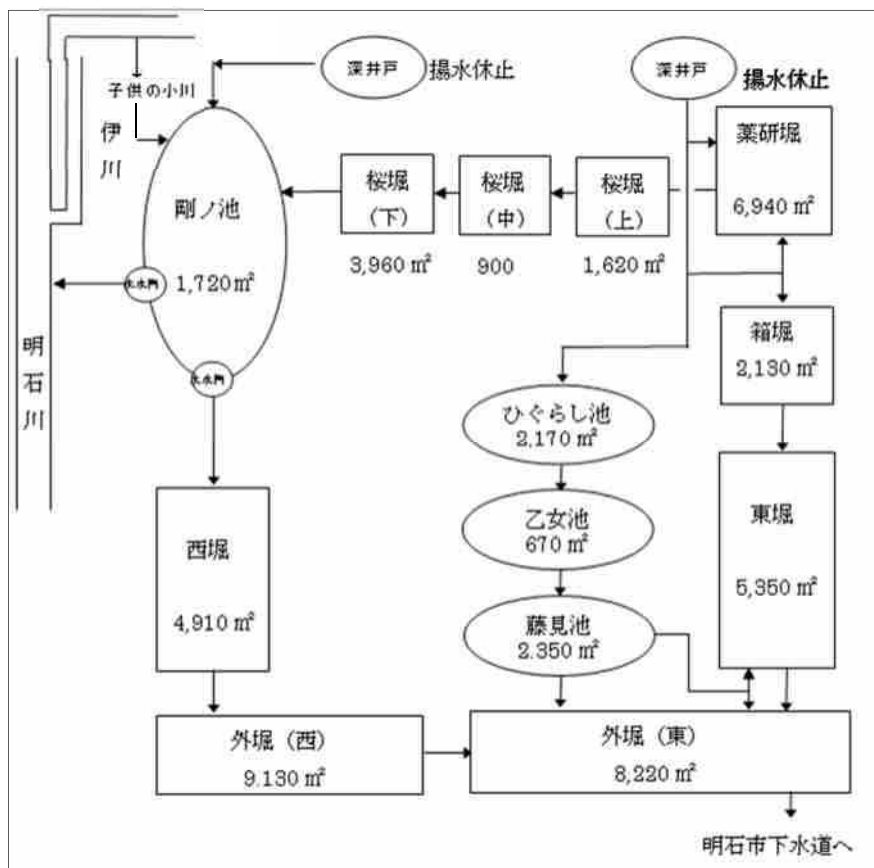


図 4-58 園内水域の現状
 (「平成 27 年度明石公園現況調査 (その 2) 業務委託報告書」平成 28 年 3 月)

公園独自の水源としての掘り抜き井戸の水は、鉄分の多い水質やコストの問題からフル稼働されていない。また、東西それぞれの中堀 (図 4-58 の外堀 (西) (東)) においては、還流装置を設置し水質の浄化に当たっているが、濁水のイメージは消えていない。

d) 動物

明石公園内の陸域及び水域に生息する動物もまた多様である。2015 年 (平成 27) 度の調査では、鳥類 25 種、ほ乳類 2 種、魚類 9 種、陸上昆虫類 146 種が確認された。

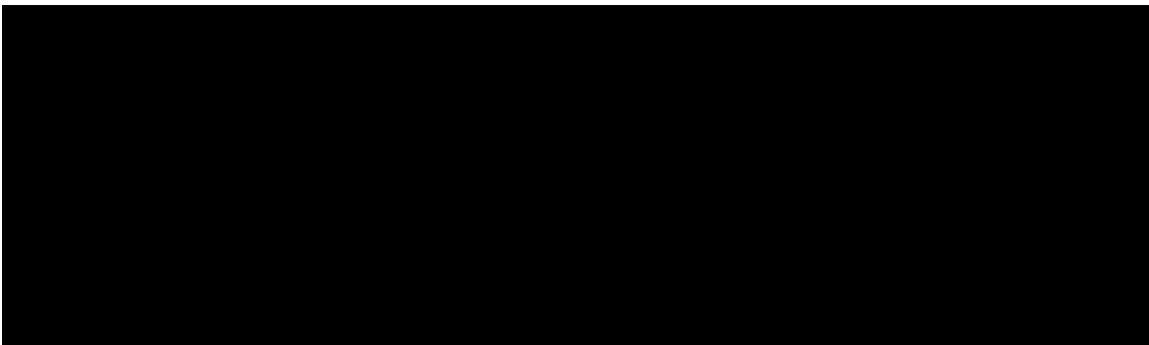


表 4-6 確認された重要種

区分	目・科和名	種和名	確認状況	重要種選定基準	
				環境省 RL	兵庫県 RDB
鳥類					
爬虫類					
魚類等					
昆虫類					

出典：平成 27 年度明石公園現況調査（その 2）業務委託報告書

表 4-7 重要種の選定基準

	文献名	選定基準となる区分
①	環境省版レッドリスト <ul style="list-style-type: none"> ・植物（2012 年） ・鳥類（2012 年） ・両生類・爬虫類（2012 年） ・魚類（2012 年） ・陸上昆虫類（2012 年） 	CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 （CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類） VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
②	兵庫県版レッドデータブック <ul style="list-style-type: none"> ・植物・植物群落（2010 年） ・鳥類（2013 年） ・両生類・爬虫類（2003 年） ・魚類（2003 年） ・昆虫類（2012 年） 	絶滅：生息の可能性が無い種 A ランク：絶滅危惧ⅠA類相当 B ランク：絶滅危惧Ⅱ類 C ランク：準絶滅危惧相当 要注目：貴重種に準ずる種 要調査：情報不足相当

出典：平成 27 年度明石公園現況調査（その 2）業務委託報告書

c) 県農発祥の地碑

大正9年(1920)5月に明石公園大改造計画として、日本一の森林公園をめざす整備が県知事によって発表され、農学校の移転が方向づけられた。同時期の大正7年(1918)から加古川の「肥料王」と呼ばれた多木化学の創業者・多木久米次郎は、中学校設立のために県に設立認可を申請していた。県がこれを結び付けて、県立農学校の移転先として受け入れることとなり、大正10年(1921)4月に農学校の移転が決まり、翌11年6月には加古郡平岡町新在家に移転が完了した。

県下の農学の発祥地、農学校の誕生した地として、県立農学校創立80周年を記念し、昭和52年(1977)11月に同窓会の社団法人錦江会によって「県農発祥の地」碑が、正面入り口を左に進んだ児童遊園の脇に建てられた。

d) 鶴駕行啓所碑

御料地の一角に県立農学校があった明治32年(1899)11月5日、時の東宮嘉仁親王殿下が有栖川宮殿下をはじめ、10数人の随員を従えて狩猟にこられた。この時生徒たちも手伝って急造したあずまやで休憩され、その後度々お越しになり、生徒や農夫に声を掛け、奨学資金を下賜された。

このような行啓を記念するために大正14年(1925)に学校が加古川に移転するにあたり、兵庫県立農学校錦江会によって碑が建立された。

碑は、この時校舎跡であった競技場の松林の間に設けられ、8本の石柱と鎖で囲まれたが、その後樹陰に埋もれ、探すのも困難になった。そのため昭和41年(1966)11月5日、当時をしのぶ同窓の有志で、稲荷郭と第1野球場の間の現在の位置に移された。



図4-64 県農発祥の地碑



図4-65 鶴駕行啓所碑

e) とき打ち太鼓

平成元年（1989）11月、市制70周年を記念して、明石公園の正面入り口に「とき打ち太鼓」が設置された。ふるさと創生事業として、各市町に交付された1億円の中から支出された事業として「明石とき打ち太鼓建設実行委員会」が設けられ、櫓と工業用ロボットによる時報の演技を見せるとき打ち太鼓が、市のシンボルである明石公園内に設置された。



図4-66 とき打ち太鼓の説明板



図4-67 とき打ち太鼓

f) その他

このほか、梁田蛻巖句碑や梁田邦恕「臨水亭の碑」、横山蜃樓句碑、原田合浦「城の道句碑」、民生委員児童委員顕彰碑、大川洽一郎句碑、岸田幸雄句碑など数々の文学碑が設置されているが、個々については取り上げない。

ウ) その他の諸要素【公園施設】

明石公園は明石城保存を願い出た有志による民営公園に始まり、御料地編入払い下げ、戦後の運動施設等の整備を経て、現在に至り、年間約240万人が利用する県下有数の都市公園として県民の憩いの場となっている。

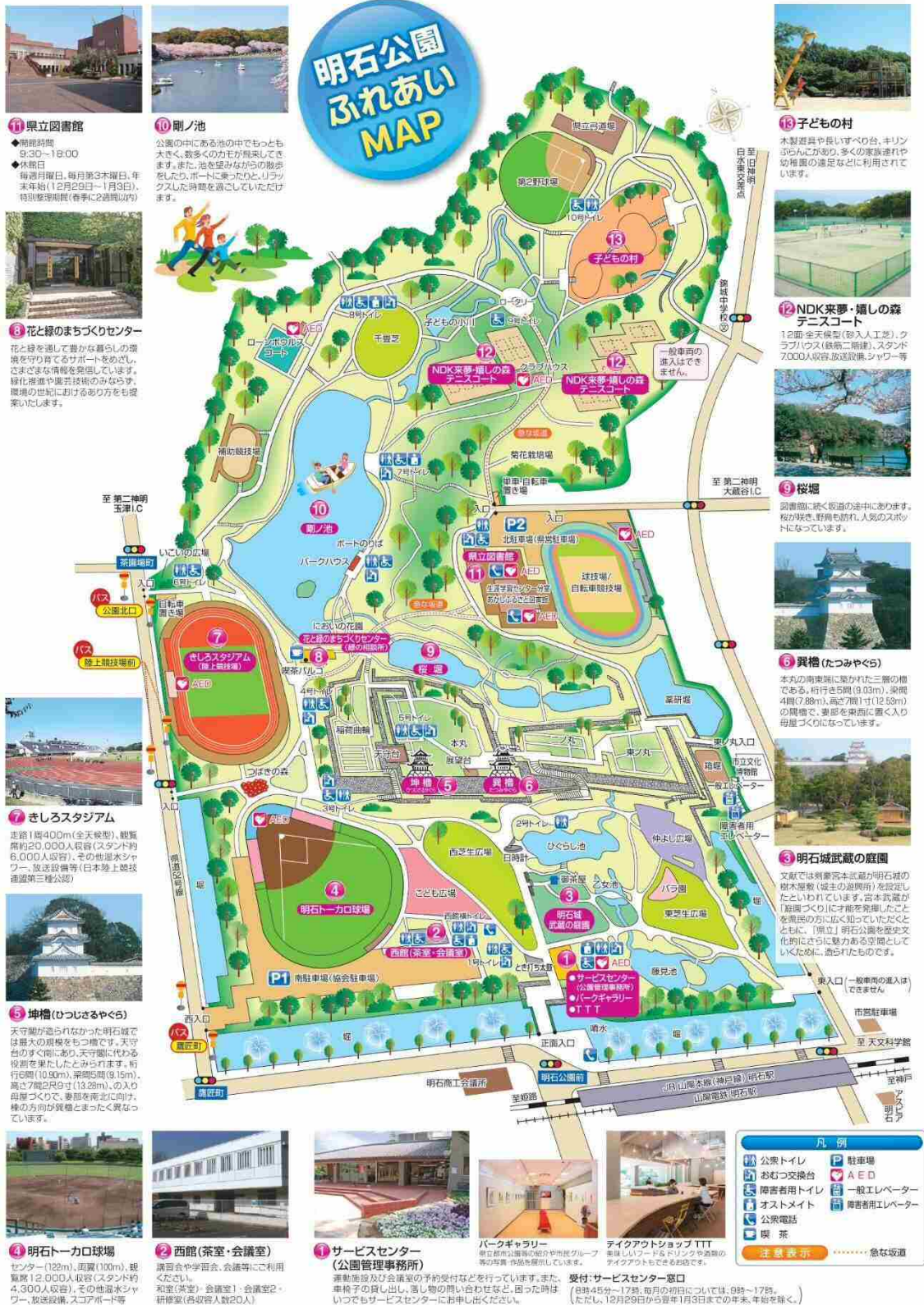


図4-68 明石公園内の各施設の位置図

a) 管理施設、休養施設、教養施設

主なサービス施設としては、サービスセンター（公園管理事務所、パークギャラリー、カフェ等）、サービスセンター西館（茶室、会議室、研修室）、花と緑のまちづくりセンター（緑の相談所）、パークハウス（売店）等がある。

設置管理許可施設として、兵庫県立弓道場、兵庫県立図書館、明石市生涯学習センター分室などが設けられている。

b) 便益施設

駐車場は2ヶ所で、南側の協会駐車場は366台、北側は県営駐車場で134台の駐車が可能となっている。園内に公衆トイレは10ヶ所あるほか、テニスコート内やサービスセンター西館、カフェにも併設されている。



図4-69 サービスセンター



図4-70 花と緑のまちづくりセンター



図4-71 兵庫県立図書館



図4-72 協会駐車場出入口



図4-73 県営駐車場



図4-74 トイレ

c) 広場・水辺等

広場や遊び場等としては、公園南側の西芝生広場、東芝生広場、仲よし広場、こども広場、公園北側の千畳芝、子どもの村等がある。また、日本庭園として、宮本武蔵が「樹木屋敷」(御茶屋、鞠の懸り、築山、泉水、滝などを設けた城主の遊興所、建物と庭園の総称)を造ったという記録をもとに整備され、平成15年(2003)に開園した明石城武蔵の庭園がある。

水辺空間としては、城郭北側の剛ノ池、南側のひぐらし池、乙女池、藤見池と、公園南側の三方を囲む堀がある。



図4-75 西芝生広場



図4-76 仲よし広場とバラ園・東芝生広場



図4-77 こども広場



図4-78 子どもの村



図4-79 明石城武蔵の庭園



図4-80 乙女池

d) 運動施設

第1野球場は、昭和6年(1931)に原型が作られた歴史のある施設であり、現在は、全国高等学校野球選手権大会の県大会や全国高等学校軟式野球大会の会場として使われ、「軟式の甲子園」とも呼ばれている。

陸上競技場は、昭和20年代に整備され、第1種公認競技場として、多くの全県的な大会が行われてきたが、周辺に陸上競技場が整備されたこと等により、現在は主に中学・高校の記録会などで利用されている。平成29年(2017)4月に第2種公認に、平成30年(2018)3月に第3種公認となった。

自転車競技場は、当初、県営競輪場として整備され、競輪場廃止後に日本自転車競技連盟公認の自転車競技場として再整備されたものであり、県内では唯一の公認自転車競技場である。また、トラック内のフィールド部分は球技場となっている。

その他の運動施設として、第2野球場、補助競技場、テニスコート、県内では唯一の施設であるローンボウルスコート、県営施設としては県内唯一である県立弓道場がある。

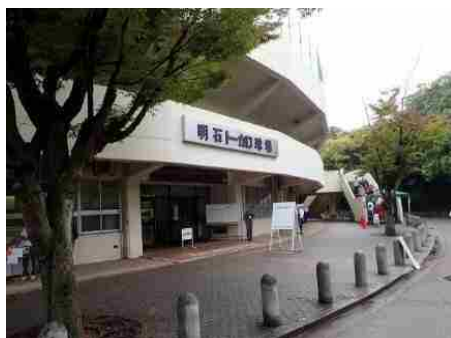


図4-81 第1野球場



図4-82 陸上競技場



図4-83 第2野球場



図4-84 ローンボウルスコート



図4-85 テニスコート



図4-86 自転車競技場/球技場

e) 明石城武蔵の庭園

明石公園内の乙女池周辺には、平成 15 年 (2003) に「明石城武蔵の庭園」が整備された。同年の NHK 大河ドラマ『武蔵 MUSASHI』放送による剣豪宮本武蔵への関心の高まりを受けて、宮本武蔵が明石城や明石のまちづくり、庭園づくりに関わっていたことを発信し、現代の暮らしの中にもつながりがあることを示すとともに、県立明石公園の歴史的・文化的空間としての質的向上を図ることが目的とされた。

明石城主小笠原家に伝わる「清流話」によると、初代城主小笠原忠政 (後の忠真) の命を受けた宮本武蔵が明石城内稲荷廓の西の端、現在の陸上競技場附近に「樹木屋敷」(御茶屋、鞠の懸り、築山、泉水、滝などを設けた城主の遊興所、建物と庭園の総称) を造ったと伝えられている。また、武蔵は明石城築城の際、明石城下の町割り (まちづくりの計画) を行ったとも伝えられている。

同整備に際しては、城郭、庭園、明石城の歴史などを専門とする学識者からなる検討委員会を設け、平成 15 年 (2003) 2 月 7 日から 3 月 12 日の間に 3 回の検討委員会を開催し、整備方針を検討した。検討の結果、① 大正 11 年 (1922) に乙女池周辺を整備した際、樹木屋敷の庭園材料や樹木等の一部が使われたと伝えられていること、② 現存する樹木屋敷平面図の地割り (庭園の平面構成) が現在の乙女池周辺に類似していることから乙女池周辺を整備位置とし、その地形や樹木などを活用しながら伝統的手法を用いて回遊式庭園として整備することに決定した。

なお、整備にあたっては、櫓や石垣など周辺の景観に配慮し、既存の樹木を活用しながら、植生や周辺環境との調和に配慮した修景整備が行われた。



図 4-87 明石城武蔵の庭園の案内板



図 4-88 明石城武蔵の庭園の案内板

- ①滝石組 : 明石城近隣の寺院にある武蔵が作ったと言い伝えられる庭には、大小の二つの滝石組みが特徴的に見られることから、これを整備した。
- ②中島 : 乙女池の噴水のあった箇所^にに亀の形をした中島を整備し、橋を渡して回遊できるようにした。
- ③門 : 庭園の正面入口とした。
- ④垣根 : 建仁寺垣（門の両側）及び四つ目垣（庭園の周囲）を整備した。
- ⑤鞠の懸かり : 蹴鞠をする場所。四隅には松、桜、柳、楓を植栽した。
- ⑥御茶屋 : 木造平屋建て 37 m²。庭園を眺める休憩所。
- ⑦その他 : 園路整備、バラ園移設、迂回路整備、修景植。

さらに、明石城近隣の寺院（雲晴寺、本松寺、圓珠院、如意寺福聚院）には、武蔵が造ったと言い伝えられる庭園が残っている。いずれも枯池式枯山水庭園で、枯滝が大小2ヶ所からなり、池の形がひょうたん形をし、石組の仕方が似ているなどの共通点がある。

明石市人丸町の雲晴寺は、慶長 18 年（1613）の開基と伝えられる曹洞宗の寺で、寛永 10 年（1633）に里見忠義の供養のため、能山侃藝^{かんげい}が忠義の法名をとって雲晴寺として開山したと伝えられている。雲晴寺には、宮本武蔵の二天一流三代目師範であった柴任重矩の墓もある。平成 7 年（1995）の阪神・淡路大震災により本堂は全壊し、平成 15 年（2003）に再建されることとなり、発掘調査が行われた。その結果、本堂が創建された時期の建物に伴う柱穴と溝などが見つかった。出土した遺物には唐津焼皿や丹波焼播鉢、土師器皿などがある。また、五七桐文の瓦も見つかっている。

本堂跡の北道部では池状遺構が見つかった。池は東と西に分かれ、両者をつなぐ溝の上に長さ約 1.5m、幅約 40cm の花崗岩製の切り石が渡されていた。池の岸には大小の石で護岸が施されていた。特に池の東岸には石が整然と積まれ、その下部には杭で補強していることもわかった。池の深さは約 1m で、下部には泥質土が堆積し、池の水は滞水化していたものと見られる。

雲晴寺の庭は、小笠原忠政の客分として明石にいた宮本武蔵が造ったという言い伝えが残されている。小笠原家に伝えられている『清流話』には明石城本丸の西にあった捨曲輪には家もなく原野に近い状況であったため、忠政は武蔵に申し付け庭園をつくらせたとある。庭園には御茶屋、座敷、風呂屋等が設けられ、築山、泉水、滝なども配置された。築山の石は阿波や讃岐からも運び、植木も領内の寺院を回ってよい樹木を集めたと言われ、1 年余りで完成させたこの庭園は樹木屋敷と称され、後には山里郭と呼ばれた。



図 4-89 雲晴寺の庭
（一社）明石観光協会HP）

a) 太寺廃寺

明石市太寺2丁目に所在する太寺は白鳳期(7世紀後半～8世紀初)に造営された寺院の名で、平安時代に廃寺となった。その後再興し室町時代には現在の高家寺の名が文献に見える。現在は江戸時代、明石城主小笠原忠政(のち忠真)によって再建された天台宗太寺山高家寺本堂がある。

境内の東南隅にある小高い土盛は、県の文化財に指定されている太寺廃寺の塔跡である。

塔の基壇は高さ約1.5mで、円形造りだしの柱座が設けられた礎石が3石、現位置に埋没して残存している。うち北側の2石は中心間の距離が約8尺、残り1石の距離は2石を結ぶ線と直角に約16尺の位置にあり、1辺約7.3m(24尺)の塔であったと推定される。

寺の境内からは奈良時代～江戸時代の瓦が出土しており、奈良時代以降、数度にわたる改修を受けていたことがわかっている。

b) 船上城跡

船上城は、明石川の河口西岸の現・明石市新明町に築かれた平城である。現在は、本丸跡と伝えられている微高地が残されているのみで、城下町の大部分は宅地となっている。

羽柴秀吉は天下統一を進めるため、四国攻め直後の天正13年(1585)家臣の所領替えを行い、摂津国高槻の高山右近を六万石で明石に移した。右近は枝吉城(神戸市西区枝吉)に入り、本格的に船上城の築城に着手した。それ以前に別所吉親(三木城主別所長治の一族)が拠っていた林ノ城をこの時に整備・拡充したとも言われている。

宇古城にある小高い丘が本丸跡、宝蔵寺の東南部付近が大手門跡と伝えられている。東の明石川・乙樋川、西の高浜川が外堀の役割であり、本丸跡の北部から東部を流れる古城

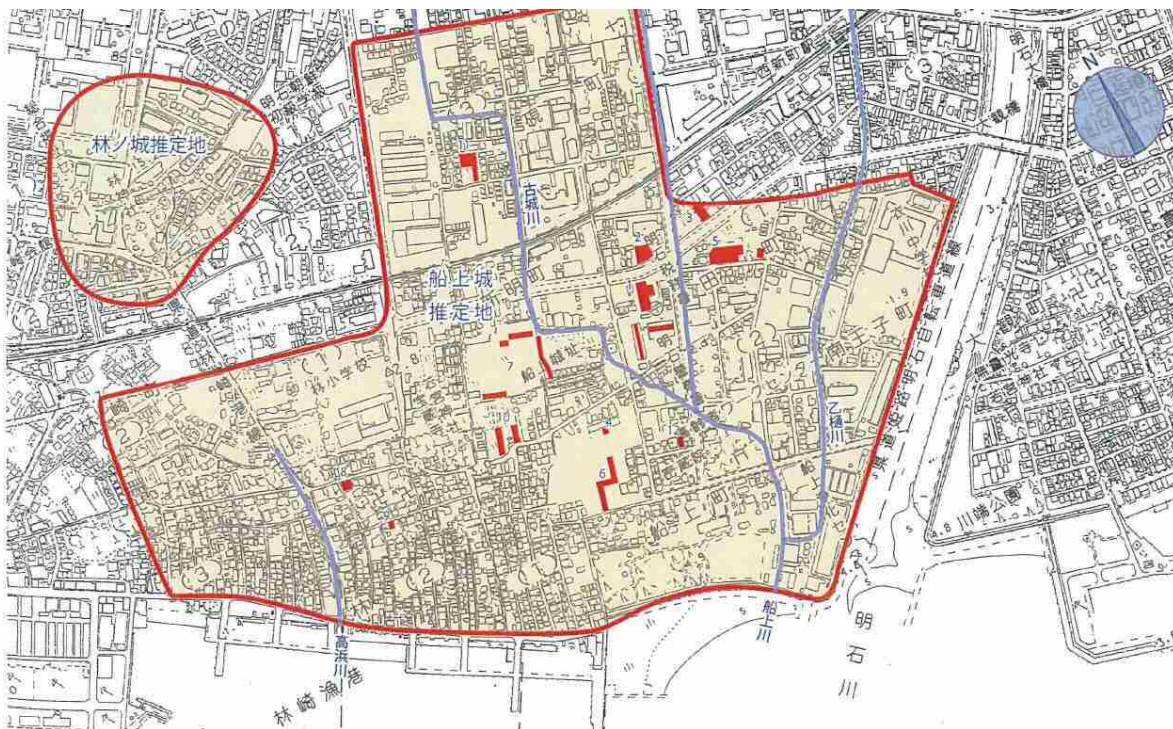


図4-91 船上城跡と発掘調査地点位置図(図中の数字は明石市の調査次数)
(『明石の中世Ⅱ 戦国時代の城館』発掘された明石の歴史展実行委員会・明石市、2016年、p.23)

川が内堀の役割を果たしている。江戸時代中頃まで古城川下流の密蔵院裏に船繫場があったといわれ、明石海峡の速い潮流から船を守るための港を内陸部に設けている。秀吉による南蛮貿易が盛んであった当時、右近には瀬戸内海交通の要となる明石と大型船が与えられていた。城の西側には城下町を整備し、南側には堀を経て海へつながる港を建設したといい、右近は約2年間にわたり、明石を治めた。

城下は、発掘調査による屋敷境の溝跡や寺跡が確認されている北東部の武家屋敷・寺町地区と南西部の街区や地区に分けられる。昭和56年度の兵庫県教育委員会による調査において、船上城の堀跡の一部と思われる溝状遺構と、建物に伴う暗渠が検出され、平成3年（1991）の明石市教育委員会による調査では、東西にのびる屋敷境の溝跡が検出された。溝跡からは焼けた瓦類の他、17世紀初頭の唐津焼、織部焼、志野焼等が見つかり、本丸のまわりに武家屋敷が広がっていたことが裏付けられた。



図4-92 船上城跡

町屋地区の北部、宝蔵寺と西端の浄蓮寺を結ぶ道（高砂道）には、鍵型に折れ曲がる場所が多くあり、敵の攻撃に備えた城下町の特徴を見ることができる。

高山右近は天正15年（1587）6月、秀吉が発した「バテレン追放令」により、領地没収



図4-93 船上城跡を示す説明板（明石市新明町）

のうへ明石を追放される。右近追放後、明石は豊臣氏の直轄領となるが、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦で勝利した徳川家康方の池田輝政が播磨(姫路)へ入り、その一族である池田出羽守由之が明石に配置される。明石川河口西岸の堤防は「出羽殿堤」と呼ばれていて、この出羽守由之によって築かれた。

その後、徳川幕府は、元和元年(1615)に一国一城令を出し諸大名に領内の居城以外のすべての城の破却を命じたことから、城構えから櫓や堀がない屋敷構えへと改造された。元和3年(1617)に信濃国松本から播磨国明石藩主として小笠原忠政(のちの忠真)が入ると、二代将軍徳川秀忠より新城の築城を命ぜられる。そして、元和6年(1620)明石新城の完成とともに船上城は廃城となった。

c) 旧武家屋敷跡

明石城跡の武家屋敷は、城郭をめぐる中堀と外堀とに囲まれた地域にあった。城内を取り囲むように東・南・西部の沖積地に配置され、碁盤目状にめぐらされた道路によって四方を囲まれた“長方形街区”とよばれるブロックからなっている。そして、それぞれの屋敷地は“長方形街区”を縦方向に細長く地割し、最後に真ん中を横方向に区切る“短冊形地割”で構成されている。

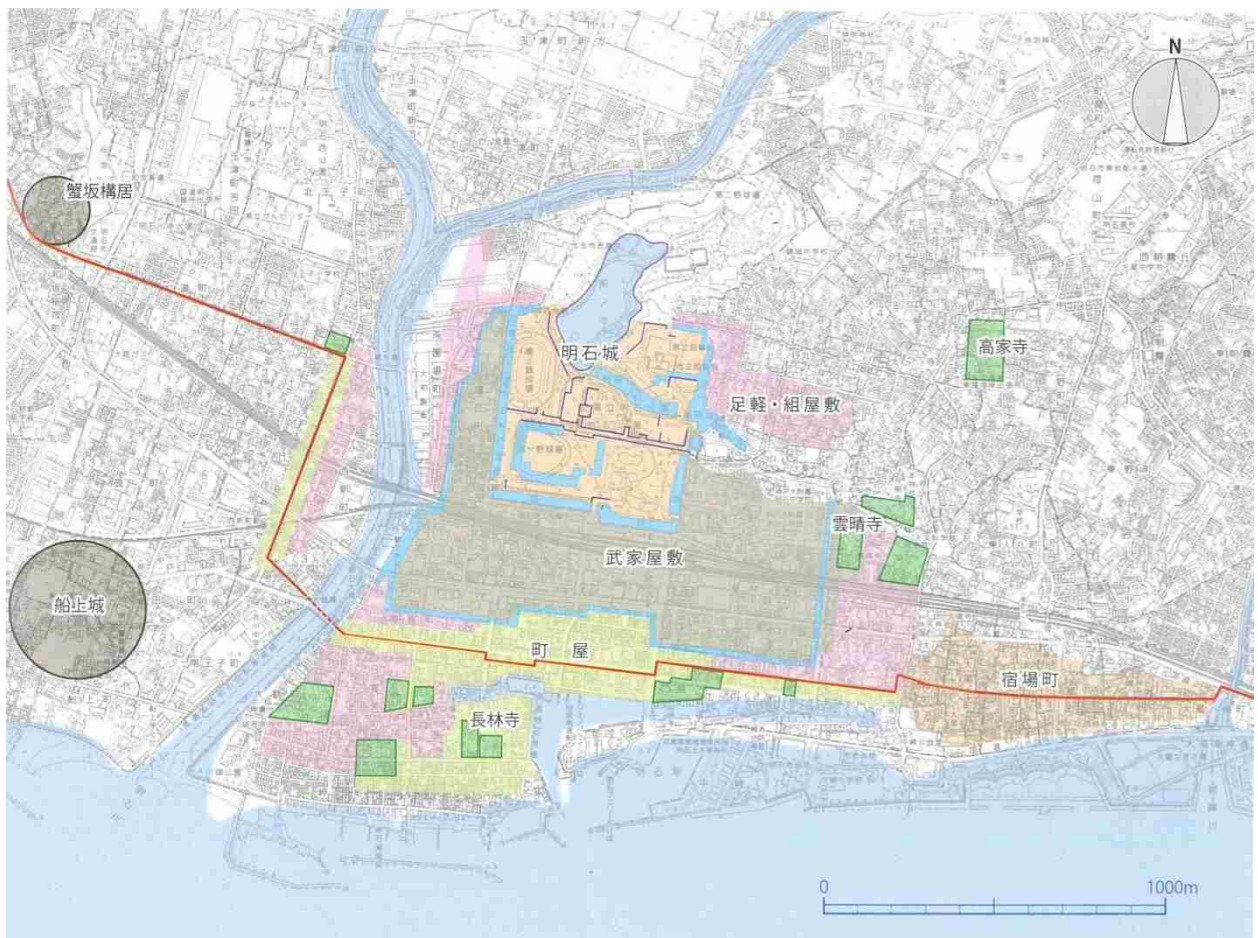


図4-94 明石城と周辺の遺跡

(『明石の近世—明石城築城時の姿』発掘された明石の歴史展実行委員会・明石市、2017年)

当時の武家屋敷の地割については、現在まで残されている何枚かの絵図から知ることができる。正保年間頃の様子を伝える『播磨国明石城図』（岩瀬家蔵）・『播磨国明石城図』（東大史料編纂所蔵）・文久年間頃の『明石町旧全図』（神戸市立図書館蔵）などがある。また、『明石記』（大井家蔵）・『西撰大観』・『明石市郷土史』などには、絵図を書き写した“享保年間明石町之図”・“文久年間明石町之図”が掲載されている。これらの絵図から明石城がつくられ明治維新を迎えるまで、武家屋敷の区画は大きく改変されなかったことが確認されている。

現在、旧市街地で使われている鷹匠町・山下町・桜町・東仲ノ町・鍛冶屋町・樽屋町などの町名は絵図にみることができ、その由来は明石城下町にはじまるといえる。今は無いが、絵図には細工町・追手町・上水町・東本町・西本町・東魚町・西魚町などの町名が見られる。沼ノ丁・上水丁など絵図にある通りのほとんどは、現在も道路として使用されている。絵図を参考に町を観察すると、戦後の区画整理でつくられた道路・家と家の間に残る狭い路地・一直線に延びる敷地境界がかつての武家屋敷の地割りにあたることがわかってくる。

これまでの武家屋敷跡の発掘調査において、当時の武家の暮らしぶりがわかる数多くの遺構や遺物が見つかっている。屋敷の周囲に巡らされた溝や、火災などに備えるため家財類を蓄えていた地下施設の穴蔵、他に上水道、井戸、池、水琴窟などがある。出土した遺物には、日常雑器として用いられていた陶磁器の他、瓦、下駄、箸、煙管(きせる)、かんざし等がある。陶磁器の産地からは、17世紀末頃には明石焼、朝霧焼といった地元での陶器生産が開始されたことが明らかになっている。

d) 高家寺本堂

高家寺本堂は、元和年間に白鳳期の寺院跡（太寺廃寺跡）に、初代藩主小笠原忠政（後の忠真）によって再建されたといわれる。明石市内で現存する最古の仏堂として兵庫県指定有形文化財に指定された。本堂は正面5間側面5間で向拝をもつ寄棟造りの建物である。屋根・柱・基礎等には新しい部材も認められる。中世の仏堂形式をとりながら、側柱が角柱であることや脇障子がある等の特徴を持つ。



図4-95 高家寺本堂
((一社) 明石観光協会HP)

e) 旧明石藩主松平家廟所

長寿院は明石藩主である松平家の菩提寺で、境内にある旧明石藩主松平家廟所には8代藩主松平直明から斉宜までの歴代藩主とその家族の墓59基があり、市指定史跡となっている。斉宜（将軍徳川家斉の26男）夫妻の墓は豪壮な石の扉・塀つきで、御霊屋も龍の彫刻と葵の紋のある見事なもので、他の藩主のものと異なっている。

f) 月照寺山門

桃山風の豪壮な風格の月照寺山門は、明石城歴代城主の居屋敷曲輪（邸宅）の切手門（正門）であったこと、明治4年（1871）の廃藩置県の後、明治6年（1873）に月照寺山門として移築したものであったことから、明石城の遺構として数少ない建築の一つとして市指定有形文化財となっている。伏見城が落城後、築城中の明石城に伏見城の薬医門が運ばれたと伝えられる。



図4-96 月照寺山門
(明石市教育委員会HP)

g) 織田家長屋門

江戸時代初期（17世紀）に建てられ、船上城から移築されたと伝えられ、現在はJR明石駅の北側、明石城跡中堀に沿って約300m西の南側に位置する。明石藩歴代家老、重臣屋敷を偲ぶことのできる現存する唯一の長屋門として、市指定文化財となっている。現存する長屋門に使用されている太鼓鉾・蝶番・飾り金具は室町時代の様式を備えている。



図4-97 織田家長屋門
(一社) 明石観光協会HP)

h) 西国街道

律令国家の強化に伴い、郡と地方とを結ぶ東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の7つの道が整備された。道は大路・中路・小路の3つに分けられ、唯一の大路の「山陽道」は都と大宰府とを結ぶ重要な路であった。

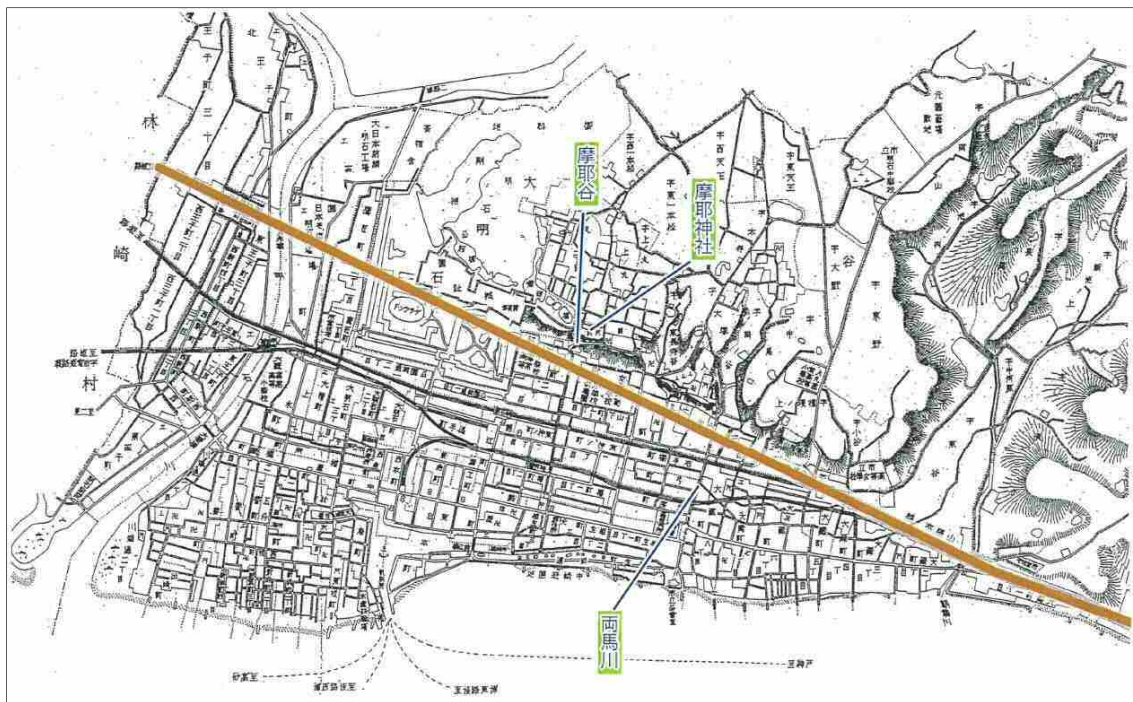


図4-98 明石川以東の古代山陽道復元図（1930年の地図に記入）
『明石の古代』発掘された明石の歴史展実行委員会・明石市、2013年

明石市内では、二見町の古代山陽道跡福里地点と魚住町の古代山陽道跡辻ヶ内地点の2箇所が明石川以西の遺跡として発見されている。

明石川以東のルートについては、近年の東仲ノ町の調査や、既往調査による明石川西岸部の和坂～王子間の「古代山陽道」推定ラインや、段丘崖下の沖積地上における古墳時代以降の遺構や遺物の検出状況などを鑑みて、明石公園南側の第一野球場を南東方向へ横切る直線的なルートが推定されている。(参考:『明石の古代』発掘された明石の歴史展実行委員会・明石市、2013年、pp.59-63)

i) 林崎掘割

印南野台地の一端であった林崎一帯は砂礫質のため、わずかな日照りにも苗が枯れ、ため池があっても田作りが困難な地域であった。明暦3年(1657)10月、新田開発に伴う灌漑事業を行うため、庄屋達が藩主松平忠国の許可を得て、明石川上流(現在の神戸市西区平野町黒田)から現在の明石市鳥羽野々池まで溝幅1.5m、長さ5,374mという規模の疎水の造成工事を起こし、翌万治元年(1658)4月に完成した。

この経緯等については、元文4年(1739)12月に建立された「林崎掘割渠記碑」(市指定史跡)が、林崎周辺の六ヶ村(和坂村・鳥羽村・林村・東松江村・西松江村・藤江村)の民衆が主体となって灌漑用水確保のために掘割をつくったことを長く子孫に伝えている。



図4-99 林崎掘割渠記碑
(明石市教育委員会HP「市内の指定・登録文化財」)

j) 旧波門崎燈籠堂

元和7年(1621)に小笠原忠政が明石浜を浚渫し明石港を造り、寛永年間(1624~44)には港の入口にあたる波門崎に石壁を築いて港を改修した。

現在の明石港には明暦3年(1657)頃に明石藩5代藩主・松平忠国によって造られたという灯台であった、旧波門崎燈籠堂が残されている。この旧灯台は平成26年(2014)に国の登録有形文化財に指定され、現存する日本の旧灯台のうち、設置年代は2番目に古く石造では最古である。昭和38年(1963)に明石港が拡張されて沖合に新灯台が設置されるまで使用されていた。



図4-100 旧波門崎燈籠堂
(一社)明石観光協会HP)

第5章 現状と課題

5-1 史跡の保存管理の現状と課題

(1) 史跡の保存管理の現状

① 史跡の保存管理に係る行政の取組み

明石城跡は史跡の全域が県立明石公園として開設されており、公園管理者である兵庫県が所有・管理している。公園の清掃、毀損箇所の点検、修繕等の日常的な維持管理は兵庫県が選定した指定管理者が実施しており、史跡内の櫓など文化財保存のための日常的な点検・管理についても指定管理者が行っている。

防災施設は、国指定重要文化財である「巽櫓」・「坤櫓」に設置しており、消防法施行令第21条の自動火災報知設備設置の規定により自動火災報知設備や消火器具が設置済みである。

② 史跡の保存管理に係る法的規制

a) 文化財保護法

史跡における現状変更等の許可については、文化財保護法第125条及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号、以下「施行令」という）第5条に基づき、文化庁長官の許可が必要なものは兵庫県教育委員会文化財課（以下「県文化財課」という）を経由して、文化庁長官に許可申請を行っている。

また、文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属し、自治体の権限で許可できるものについては、中核市である明石市の市民生活局文化・スポーツ室文化振興課文化財係（以下「市文化財係」という）に許可申請を行い、許可を得ることとなっている。

これまでに許可を受けて行った現状変更は、①史跡整備事業（石垣修理等）及び公園整備事業にかかわるもの、②史跡内で行われるイベント等に関するもの、③史跡及び都市公園の維持管理にかかわるもの（園路補修、樹木伐採等）に区分され、その多くが公園整備事業に関わるものである。

b) 都市公園法、兵庫県立都市公園条例

史跡の範囲は都市公園である明石公園に含まれており、都市公園法施行令（平成30年4月1日改正）第18条（法第11条第4号の政令で定める行為）により、①土石の採取その他の土地の形質の変更をすること、②動物を捕獲し、又は殺傷すること、③公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること、④公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること、⑤公園管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること、⑥はり紙、はり札その他の広告物を表示することなどの制限行為、禁止行為が定められており、これらの制限行為、禁止行為に対する巡回、利用指導などは、指定管理者がその事務を取り扱っている。

③調査研究

明石城跡に関する調査研究に関しては、これまでに兵庫県教育委員会が中心となって、昭和52(1977)～54年(1979)、昭和59年(1984)、平成7年(1995)～平成8年(1996)の3回のまとまった規模の発掘調査を実施している(図4-42)。また、明石市が中心となって明石城跡に関する文献史料・古絵図を調査・整理し、資料目録を作成している(表4-4)。さらに、明石市でも独自の調査・研究を行い、その成果を刊行物として公表している他、明石市立文化博物館でも明石城の城下町や18世紀の明石の文化について常設展示を行っている。

明石城跡の石垣調査としては、平成27年度に、文化財として、保存修復と公園利用の安全の観点から、震災復旧事業での調査結果等や横断測量結果等を踏まえながら、石垣の修復後の状況、修復箇所以外の状況など石垣全体の現状を把握する調査が行われてきた(図5-1)。ただし、堀に面する石垣については観測が困難であるため現地確認を実施していない。

また、県文化財課は、史跡の現状変更の届が申請された場合には、必要な発掘調査を実施している。

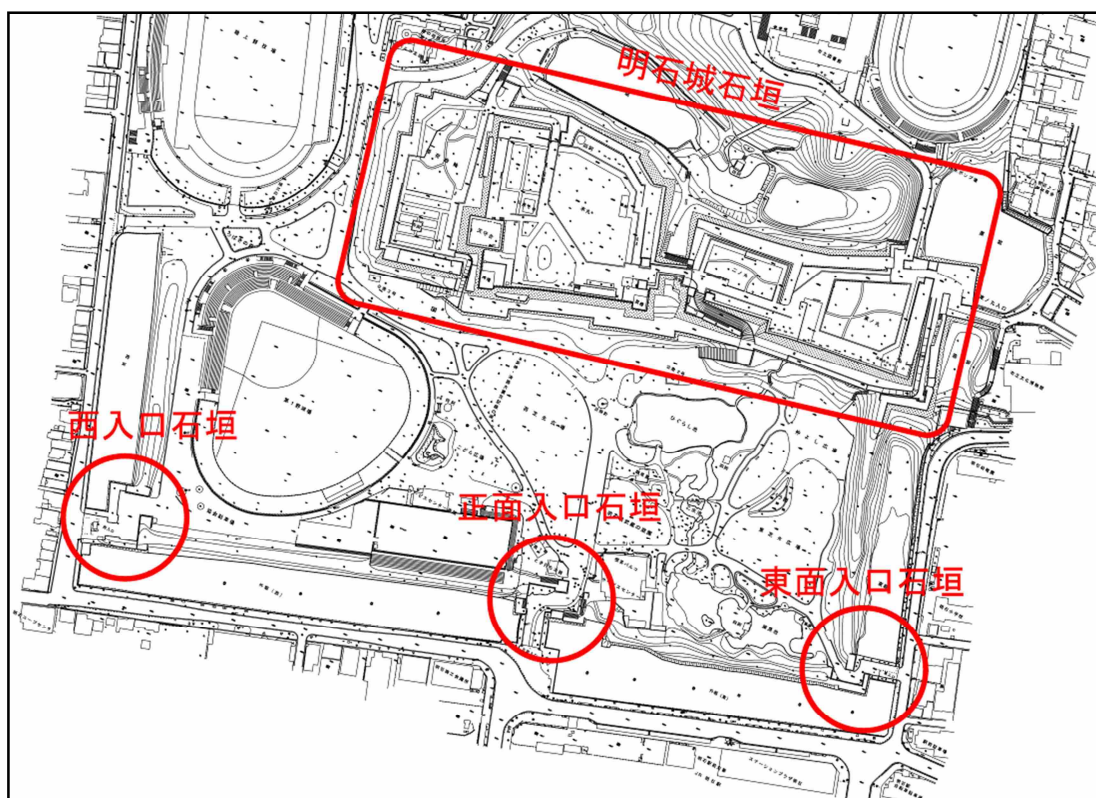


図5-1 平成27年度の石垣危険度調査の区域図
(「明石公園現況調査(その2)」兵庫県、2017年)

(2) 史跡の保存管理に係る課題

- ・史跡の保存活用計画が策定されておらず、史跡の本質的価値の特定がなされていない。また、保存に重要な役割を果たす現状変更等の取扱いに関する基準がない。
- ・昭和52年以降、計3回の発掘調査を実施しているが、史跡明石城跡の全体像を理解する上で必要な学術調査が実施されておらず、価値の全容が明らかになっていない。特に、内堀の中に配置されていたと想定される居屋敷や樹木屋敷などの位置及びその価値については明らかになっていない。
- ・樹木が繁茂し、櫓や石垣等の保存への悪影響、主郭部の眺望の阻害等が発生している。
- ・石垣の孕みが進行している箇所があり、地震等の災害による石垣崩壊の可能性が案じられる。

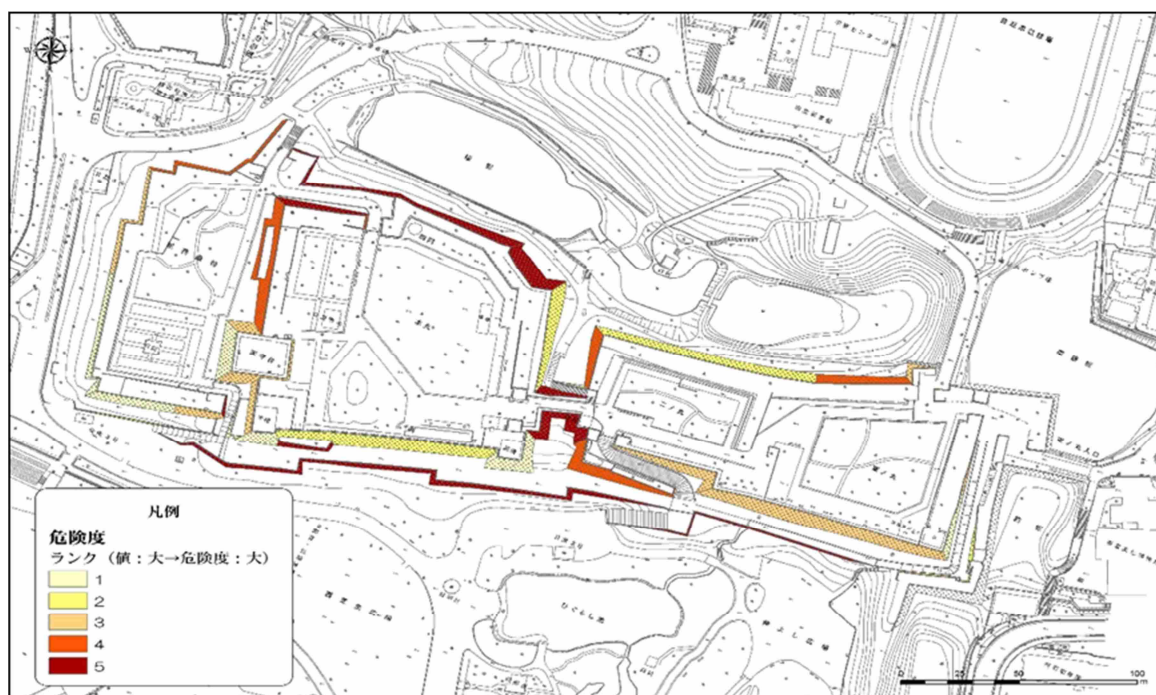


図5-2 平成27年度の石垣危険度調査の結果
(「明石公園現況調査(その2)」兵庫県、2017年)

5-2 史跡活用の現状と課題

(1) 史跡活用の現状

史跡の指定範囲は都市公園である県立明石公園に含まれている。県立明石公園は県下では甲子園球場に次いで第2位となる年間約246万人(平成29年度兵庫県観光客動態調査結果)の来園者があり、スポーツ、散策、子どもの遊び、大規模イベントなど、多様な目的で利用されている。

①明石城跡の活用の概要

本丸跡、二ノ丸跡、東ノ丸跡、稲荷郭(西ノ丸)などは石垣、櫓等の地上遺構が現存しており、県立明石公園の園地として日常的に多くの県民や観光客が訪れている。昭和32年(1957)に国の重要文化財に指定された^{たつみ}巽櫓と^{ひつじさる}坤櫓は特定の日に一般公開を行っている(図5-6)。

剛ノ池、桜堀、薬研堀、内堀は往時の地割を残している。剛ノ池を中心に園内には多くの方からの寄附による約1,000本の桜が植樹されており、春の桜のシーズンには多くの花見客でにぎわい、日本さくらの名所100選に選定されている。



図5-3 南帯曲輪の桜



図5-4 剛ノ池の桜

②教育における明石城跡の活用の取組み

明石市では、小学校3年生の副読本『わたしたちの明石』の中で「残したいもの、伝えたいもの」の中に明石城跡を紹介し、明石城跡の認知度を向上させ、地域の重要な歴史遺産として継承される取り組みを進めている。

また、令和元年度には、小学校向けの歴史まんがを作成し、明石城も取り上げている。作成後は全児童に配布し、今後の地域学習等で利用される予定である。

また、近隣の中学校では継続的に明石城跡を校外学習の場として利用したり、明石市立文化博物館の明石城に関わる展示を見学したりと歴史学習の題材として活用している学校もある。

③明石城跡の活用に向けた取組み

明石市は、平成7年（1995）より観光ボランティアガイドを募集し、平成8年（1996）より自主運営組織「ぶらり子午線観光ガイド連絡会」が7名のガイドで発足し、現在20名を超えるガイドが活躍している。また、一般社団法人明石観光協会（以下、明石観光協会とする）が明石城と明石公園を巡るボランティアガイドを実施しており、ボランティアガイドにより、明石駅 → 中部幾次郎翁銅像 → 武蔵の庭園 → 二の丸跡 → 本丸跡 → 櫓 → 天守台 → 桜堀 → 剛ノ池 → 薬研堀 → 明石駅のコースを散策しながら案内している。

明石葵会が制作した明石城の復元模型（図 5-7）は、坤櫓の一階で歴代藩主の家紋入りの瓦とともに展示されている。

公益財団法人兵庫県園芸・公園協会（以下、公園協会）は、例年10月に明石城跡の認知度を向上させ、明石城に親しんでいただくことを目的に「明石城まつり」を開催している。

平成31年（2019）に小笠原忠政が明石城を築城してから400周年を迎えることから、これを、明石城を活かした明石公園の魅力向上、地域振興の機会として捉え、県、市、関係団体で構成する「明石城築城400周年記念事業実行委員会」により「明石城築城400周年記念事業」に取り組んでいる。（表 5-2 参照）

平成30年（2018）には、県による明石城築城400周年記念事業イベントとして、明石城に因んだ駅前市民講座、明石城絵画コンクール、明石城インスタグラムフォトコンテスト、明石城写真撮影講習会、仮装フェス「見参！明石城」などを開催した。（表 5-1）

表 5-1 明石城築城400周年記念事業イベントにおける明石城跡活用の取組み

年度	月日	事業内容
平成30年 (2018)	5月26日	「第1回 駅前市民講座」 本岡 勇一氏「明石にあった幻の城 船上城と高山右近」 稲原 昭嘉氏「発掘調査から見た船上城」
	8月1日 ～10月31日	「明石城インスタグラムフォトコンテスト」
	9月1日 ～9月26日	「明石城絵画コンクール」
	10月13日	明石城写真撮影講習会
	10月14日	仮装フェス「見参！明石城」
	9月15日	「第2回 駅前市民講座」 福田 正秀氏「明石と宮本武蔵～明石は武蔵悟道の地～」 西 桂氏「明石と宮本武蔵の庭園～剣豪から芸術家へ～」
	12月8日	「第3回 駅前市民講座」 田辺 真人氏「明石城の歴史とその活用」

明石城築城 400 周年に係る取組みとして、県は、明石城の魅力を広く発信するため、正保元年(1644)の「播磨国明石城絵図」(国立公文書館蔵)を基礎図として時代・建造物の考証を行い、明石城の復元CG及び復元CG閲覧機能等を持ったスマホアプリを制作した。



図 5-5 兵庫県の作成した明石城の復元CGとスマホアプリ

明石観光協会による明石城PRの取組みは多岐にわたり、平成30年に明石観光協会が制作した明石城築城400周年をPRするポスター『明石城築城400年「謎めくあかし 解きあかし 其の一」』は、第71回広告電通賞OOHメディア広告「駅・流通メディア部門」優秀賞、第66回日本観光ポスターコンクール入賞を獲得した。

同協会が制作した明石城の公式ホームページでは、明石城の歴史、歴代藩主、見どころ、トリビア、マンガでわかる明石城、築城400年イベント、見学ガイド等が案内されている。

また、平成30年(2018)12月に開催された「お城EXP02018」の城めぐり観光情報ゾーンにも出展し、明石城の鳥観図とドローン撮影映像を初公開したほか、明石城ペーパークラブのワークショップや、攻城団合同会社と制作、平成31年(2019)1月に発行した『明石城完全攻略ガイド』の無料配布等の積極的なPRを行った。



図 5-6 観光ボランティアガイドによる坤櫓の一般公開

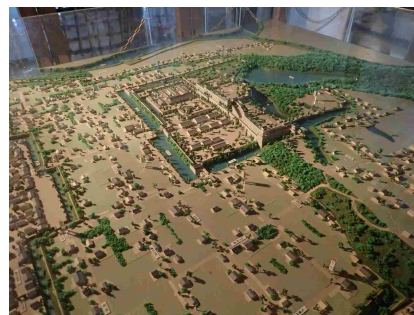


図 5-7 明石城の復元模型



図 5-8 明石観光協会による明石ポスター『明石城築城400年「謎めくあかし 解きあかし 其の一」』

④明石城築城 400 周年記念事業の実施

2019 年には、明石城築城 400 周年を明石城の更なる知名度向上と明石城を核とした地域振興の機会と捉え、「明石城築城 400 周年記念事業」を実施した。

事業期間中、何回も来訪いただけるよう、櫓の公開などの常時イベントのほか桜のライトアップや石垣のライトアップなど季節毎のイベントなど、様々な催しを展開した。

また、築城 400 周年という新たな門出にあわせ、「史跡 明石城跡」石碑を明石公園正門正面に設置した。

- I 主 催 明石城築城 400 周年記念事業実行委員会
(委員長:中瀬 勲淡路景観園芸学校学長)
- II テ ー マ 400 年の時を刻む 明石城の魅力再発見
～お城とともに歩む明石のこれまでとこれから～
- III 期 間 2019(平成 31)年 3 月 23 日(土)～11 月 30 日(土) (253 日間)
- IV 実施場所 県立明石公園及びその周辺



オープニング式典



「史跡明石城跡」石碑除幕式



桜のライトアップ



能舞台活用イベント



櫓・石垣のライトアップ



キャンドルナイトイベント

表5-2 明石城築城400周年記念事業イベント一覧(平成31年3月23日~11月30日)

季節	日時	項目(主催) <small>(※主催者) ●明石城築城400周年記念事業</small>	場所	内容	
春	期間中毎日	●坪櫓・舞櫓の特別公開	坪櫓・舞櫓	坪櫓1~3階または舞櫓1階を公開	
	4.5.10.11月の土日祝 10:00~15:00	武蔵の庭園お茶席 <small>(武蔵の茶室茶室研究会)</small>	武蔵の庭園	抹茶や和菓子を提供	
	期間中毎日	●明石城再現・城巡りアプリ <small>(明石城アプリ)</small>	園内(33-1) 再現CGのみ全面	ARスポットで当時の主な建築物の再現CGを体験 クイズの正解に応じて善太尉等のキャラとの対話も可能	
		●フォトコンテスト	園内	四季折々の園内や400周年行事の写真をInstagramへ投稿。春・夏・秋の季節毎に優秀作品を表彰	
		●絵画コンテスト		四季折々の園内や400周年行事を描いた絵画を募集。優秀作品を表彰	
	●短歌・俳句コンテスト	四季折々の園内や400周年行事を詠んだ短歌・俳句を募集。春・夏・秋の季節毎に優秀作品を表彰			
	毎月第3日曜日 9:30~12:00	絵画教室 <small>(明石美術協会)</small>		作図指導を受けながら明石城を写生	
5/2(木)~8(水) 9/26(木)~10/2(水)	●絵画展	明石公園パークセンター	5月は春の明石城をテーマとし、9・10月は絵画コンテストの優秀作品を展示		
4/1(月)~11/30(土) の土日祝	アマチュア無線特別開放 「明石アマチュア無線クラブ」	園内	アマチュア無線特別開放を開設。国内外に半径400年を発信し、ロゴ等を明記した交信証(GSLカード)を発行。アマチュア無線免許保持者に無線局の操作を開放。一般見学可		
期間中毎日	撮影スポット <small>(兵庫県立博物館)</small>	園内	園内に顔出しパネルやカメラ台を設置		
夏	3/23(土) 10:00~11:00	●開会式典 石碑除幕式「兵庫県公園緑地課」		開式前にPR映像上映、主催者式辞、来賓祝辞等 「はじまりのとき打ち太鼓」打鼓 除幕者紹介、明石城跡石碑除幕、記念撮影	
	3/23(土) 11:00~16:00	●オープニングイベント ステージイベント	西芝生広場 	とき打ち太鼓演奏、地元団体ステージ、 市制施行100周年PRステージ、 明石に当地アイドルグループステージ	
	3/23(土) 10:00~16:00	●オープニングイベント 城下町グルメフェスタ		県内城下町(姫路、伊丹、篠山、洲本他)や地元明石他の グルメブース出店	
	3/29(金)~4/2(火) 18:30~21:00	●桜のライトアップ	船ノ池周辺、千景芝	明石公園さくらまつりの開催にあわせて約200本の桜をライトアップ。ミニライブステージ、明石舟の振る舞い	
	4/1(月)~4/7(日) 10:00~16:00	明石公園さくらまつり	園内	日本さくら名所100選で有名な明石公園のさくらまつり 野点茶席、伊達試着体験、邦楽演奏など	
	4/5(金)~7(日) 10:00~16:00	スローライフフェスタ in AKASHI2019 <small>(アルテフェスタ実行委員会)</small>	西芝生広場	ハンドメイド・ナチュラル雑貨、グリーン、花苗、アンティーク 雑貨、アート・クラフト作品、スイーツ、食具、移動販売、ライブ・パフォーマンスなど	
	春の能舞台活用イベント ※壁紙付きの本格的な組立式能舞台を明石公園西芝生広場に設置して各種イベントを実施				
	4/27(土) 18:00~20:00	明石新能 <small>(明石新能の会)</small>		【有料】古来より受け継がれてきた伝統文化を今に伝える 唯一の能として演じる狂言、能	
	4/28(日) 19:00~20:30	明石能舞台コンサート <small>(明石能舞台コンサート実行委員会)</small>		【有料】有名女性演歌歌手のコンサート (八代亜紀&ソノダオーケストラ&Big Band'A)	
	4/29(月祝) 19:00~20:30	明石能舞台コンサート <small>(明石能舞台コンサート実行委員会)</small>	西芝生広場 (能舞台)	【有料】有名ジャストランベッターのコンサート (日野純正クインテット&Big Band'A)	
	5/1(水祝) 10:00~15:00	●喜喜城ライブ		インディーズによる音楽演奏	
	5/2(木) (予備日5/12日)	あかし伝統舞まつり <small>(あかし伝統舞まつり実行委員会)</small>		明石市制施行100周年記念事業として開催 市内各地域で代々受け継がれている布団太鼓や獅子舞などが 明石城跡に一室に集結	
	5/3(金祝) 10:30~16:00	●忍者ショー		伝統忍者集団 黒党(くろんど)による忍者ショー	
	5/4(土祝) 10:00~15:30	●ストリートパフォーマンス		ダブルダッチ、ブレイクダンスなど多彩なストリートパフォーマンス	
	5/5(日祝) 14:00~16:00	●AKASHI-JO 400 FES Girls & Owarai Entertainment		Girls Meeting AKASHI-JO 400 浴衣等ファッションショーやビューティードークショーなど	
	5/6(月祝) 11:00~15:30	●AKASHI-JO 400 FES Girls & Owarai Entertainment		Owarai Live AKASHI-JO 400 お笑いライブなど	
	5/1(水祝)~6(月祝) 10:00~16:00	●ご当地グルメイベント	西芝生広場	全国各地のご当地グルメが楽しめる食のイベント	
	5/5(日祝) 10:00~16:00	あかし若者まつり <small>(明石を若者のまちにしよう会)</small>	東芝生広場	若者を通じて年配者から児童までがふれあい交流するイベント	
	5/11(土) 13:00~15:00	明石城築城400周年記念流鏝馬 <small>(明石城築城400周年記念流鏝馬実行委員会)</small>	西芝生広場	楠本神社の人丸山座敷400年を 記念した、初代城主小笠原家の 流れを汲む小笠原流流鏝馬 	
	5/11(土) 10:00~15:00	明石城築城400周年記念茶会 <small>(「一社」茶道真千歳文芸会明石支部)</small>	武蔵の庭園	明石城築城400周年を記念した野点 御茶席で点前を披露し、抹茶・和菓子を呈する	
5/21(火)~26(日) 9:00~17:00	明石公園さつき展	花と緑のまちづくりセンター	さつきの展示(一般公募作品50点程度)、さつき即売会、園芸相談コーナー		

季節	日時	項目【主催】	場所	内容
夏 「光」	6/1(土)～9/30(月) 19:00～22:00	●櫓・石垣ライトアップ ※「主催者」●明石400周年記念委員会	櫓・石垣	400周年に相応しいフルカラーLEDで櫓と石垣を鮮やかにライトアップ
	6/1(土)～9/30(月) 17:00～21:00	園内ビアガーデン特別メニュー	園内カフェ	期間中の特別な櫓・石垣の景観を眺めながら、期間限定メニューを楽しむ
	7/20(土)～9/1(日)	●明石城光のアート	明石公園入口周辺等	光のアート作品を制作して正面入口周辺や芝生広場に展示
	6/16(日) 10:00～16:00	時のウィーク2019 〔明石・地産動産委員会〕	西芝生広場他	毎年6月10日を含む1週間を「時のウィーク」行事として明石公園などでイベントを開催
	6/16(日) 10:00～16:00	防災フェスタ2019 〔一財明石青年会連合会〕	東芝生広場他	地域防災公園である明石公園での体験型防災イベント
	8/17(土)、18(日) 10:00～20:00	タイプフェア明石2019 〔タイプフェア明石実行委員会〕	西芝生広場	全国の有名タイ料理店、タイ雑貨などが集まり、ムエタイやボクシングのエキシビション、トクトックの撮影会など
	8/24(土) 18:00～21:00	●明石城キャンドルナイト	東芝生広場、武蔵の庭園	キャンドルライトのきらかなあかりで明石400周年を象徴するデザインを浮かび上げ、夜の明石公園を彩る
	8/24(土)、25(日) 16:00～21:00	明石公園まつりフェスティバル(※明石公園・秋まつりフェスティバル実行委員会)	西芝生広場他	舞台の鏡日が出て、夜には盆踊り大会も開かれ、かき氷屋敷い大会など楽しいイベント盛りだくさんの市民手作りのお祭り
9/13(金) 18:00～20:30	●明石城観月会	武蔵の庭園、東芝生広場	茶室ステージ(和楽器演奏、雅楽、朗読会)、天体観望会、【有料】飲食コーナー	
9/14(土)～10/20(日) 9:30～18:30(入館18:00まで)	特別企画展 城と明石の400年～明石藩の世界近へ	明石市立文化博物館	【有料】明石城とともに市制100周年を迎えた明石の400年を見つめる特別企画展	
9/21(土)～29(日) 10:00～16:00	2019ひょうごまちなみガーデンショー(明石)〔ひょうごまちなみガーデンショー実行委員会〕	西芝生広場他	明石公園をメイン会場として、明石のまちなみも舞台とする地元と一体になり、花と緑のまちなみを演出するイベント。ガーデンコンペやデモンストレーションガーデンなどの催し	
秋の能舞台活用イベント ※屋根付きの本格的な組立式能舞台を明石公園西芝生広場に設置して各種イベントを実施				
9/28(土)	明石新能 〔明石新能の会〕	西芝生広場 (能舞台)	【有料】古来より受け継がれてきた伝統文化を今に伝える催しとして演じる仕舞、狂言、能	
9/29(日)	明石能舞台コンサート 〔明石能舞台コンサート実行委員会〕		【有料】未定	
10/1(水)～10/4(金)	●公募ステージ		県内で活動するグループ・団体への無償貸し出し	
10/5(土)	明石ミュージックフェスタ 〔明石能舞台コンサート実行委員会〕		未定	
10/6(日) 13:00～15:00	●明石城雅楽フェス		雅楽公演、雅楽舞ふれあい体験 	
10/12(土)、13(日) 10:00～16:15	明石城まつり2019 〔兵庫県連・公園協会〕		明石公園で行われるステージありブースありのお祭りイベント 	
10/13(日) 9:30～16:40	明石子牛焼んどんといまつり 〔明石子牛焼んどんといまつり実行委員会〕	西芝生広場他	「明石城まつり」と同時開催で、明石公園内の4つの会場でパワフルに盛りを披露	
10/19(土)、20(日) 9:30～16:00	兵庫県農林漁業祭(兵庫県農林漁業祭実行委員会)	千畳芝	兵庫県農林漁業祭「見る・食べる・体験する」お祭り、特産物の販売・販売、農林水産物産品の体験コーナー、ステージイベント等	
10/19(土)～11/11(月)	明石公園菊花展覧会 〔明石公園菊花展覧会実行委員会〕	中央園路他	明石市の「市の花」である菊花を楽しむことができる、明石の秋を彩る伝統行事	
10/20(日) 10:30～15:00	メリディアン・マーチングフェスタ2019(NPO法人音づくり人づくり街づくり)	陸上競技場他	明石市内の高校や、兵庫県内の団体など、多くの吹奏楽、マーチングの団体が出場、パレード、マーチング、ミニコンサート等	
11/2(土)～4(月祝) 10:00～16:00	明石陶器市 〔アルテフェスタ実行委員会〕	西芝生広場	江戸の中期より始まった陶器明石焼の地で全国の陶芸作家が集い、作品を展示・販売	
11/9(土)、10(日) 10:00～16:00	アーツ&クラフツ秋・明石城〔アルテフェスタ実行委員会〕		木工、ガラス、皮革、布などのアート・クラフト作家本人による作品発表、展示、実演、販売、販売、手づくり作品を「見て、触って、体験できる」アート・クラフトの作品イベント	
11/10(日) 10:00～15:30	みんなのまつり2019 〔明石市生涯学習センターサークル連盟〕	図書館周辺	子どもから大人まで楽しめる、明石の秋の恒例イベント、書道ステージ、ちびっこひろば、トライやるゾーン、ごちそうひろばなど	
11/23(土)、24(日) 9:30～15:30	B-1グランプリin明石 〔B-1グランプリin明石実行委員会〕	明石公園、明石市役所周辺	明石市制施行100周年記念事業として開催 全国からまちおこし団体が大集合 	
11/30(土)	新たな存在の名前づくり記念植樹〔兵庫県公園緑地課〕	補助競技場	ひょうごふるさと寄付金寄付者による桜の記念植樹	
	シンボルツリーの記念植樹〔兵庫県公園緑地課〕	調整中	明石商工会議所を通じて募集した寄附企業等による桜の記念植樹	
	●開会式典	あかし市民広場	400周年記念事業の映像での振り返り	
※調整中	明石城伐採木材工作教室〔兵庫県公園緑地課〕	※調整中	明石城の景観向上のため伐採した木材を活用した工作教室	
	●記念シンポジウム		明石城のこれまでとこれからを考えるシンポジウム	
	県立図書館「日本の城コーナー」〔県立図書館〕		県立図書館におけるお城の専門コーナー設置やセミナー開催	
	地元高校野球部による記念試合の開催〔兵庫県高等学校野球連盟〕		地元高校野球部による記念試合を、園内の明石トーカ球場で開催	

※【有料】と記載している催し以外でも、「桜のライトアップ 明石城の振る舞い」以外のお茶会やグルメ、飲食は有料です。

(2) 史跡活用の課題

①空間的活用に係る課題

- ・便益施設の意匠・デザインなどにおいて、明石城を感じさせる公園としての整備ができていない。
- ・明石城 武蔵の庭園内にあるひぐらし池、乙女池、藤見池の水源が無く、池の水が淀んでいる。また、池の周囲の庭園が荒れており、利用者が少ない。
- ・史跡内にある公園施設が老朽化、陳腐化しており、順次、施設の修繕、改修が必要である。
- ・戦前から戦後にかけて遺構上に設置された大規模運動施設（第1野球場、陸上競技場、自転車競技場）等の更新時期が到来する。
- ・公園内の樹木が大きく生長しており、公園内外から見た櫓・石垣・堀や土塁（東不明門北の中堀、箱堀、薬研堀）の景観を損ねている。
- ・日本さくら名所100選に選ばれた桜の名所であるが、桜が老木となり樹勢が衰えている。

②本質的価値の活用に係る課題

- ・史跡についての説明板やガイダンス機能が公園内では未整備であるため、史跡としての本質的価値である石垣や縄張り、櫓などの魅力が来訪者に伝わっていない。
- ・西芝生広場や東芝生広場から本丸までの誘導サインが十分でないことから、多くの公園利用者は城跡周辺を史跡として認識できていない。
- ・ボランティアガイドによる一層の活用推進などのソフト面での取り組みについて、兵庫県、明石公園指定管理者、明石観光協会等との連携強化が求められる。

③史跡を活かした地域活性化等に係る課題

- ・明石城跡は駅前にあり、まちづくりや観光に寄与すると考えられるが十分に活かせていない。

5-3 史跡整備の現状と課題

(1) 史跡整備の現状

①史跡保存のための整備（遺構の修復、遺構整備）の現状

明石城跡の石垣は全体約 20,000 m²で史跡区域面積の約 1 割を占める主要な構成要素であるが、阪神・淡路大震災で二ノ丸北辺石垣、薬研堀石垣など 942 m²が崩壊するなど、全石垣の 19%に当たる 3,743 m²が被害を受けた。この震災被害による修復は着工から 1 年 8 ヶ月で平成 12 年（2000）に竣工した。

昭和 32 年（1957）に国指定重要文化財に指定された巽櫓と坤櫓は、地盤不良によって石垣が破損して木造建造物が部分破損を受けたため、城郭建造物で日本初の曳家工法を採用して、石垣の修復と木組みの保全の両立を図った。櫓台の修復の後に再び曳家により元の位置に戻し、木組みの歪みの修正や壁の塗り直しや屋根の葺き替えをほぼ全面にわたって実施した。

巽櫓と坤櫓を結ぶ土塀は明治 34 年（1901）に中央部が取り払われていたが、阪神・淡路大震災による災害復旧工事のなかで、平成 10 年度から 11 年度にかけて中央部の 81.6m の土塀を伝統的工法で復元した。

平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、石垣の保全のため、本丸から東の丸の南側を中心に、石垣内や石垣周辺にある樹木の除伐、剪定を実施した。さらに、平成 30 年度には経年劣化により老朽化した城壁の漆喰壁の補修工事と石垣の清掃等を行った。

②史跡活用のための整備（施設整備、景観整備）の現状

明石城跡は廃城令後、約 140 年間にわたり公園として利用され、現在は年間約 245 万人の利用者を誇る県下有数の都市公園である。開園当時は明石城跡を活かした史跡公園の性格を有していたが、戦前から戦後にかけて、中堀や内堀を埋め立てた野球場や陸上競技場、自転車競技場などのスポーツ施設の整備が進められ、現在、これらの施設は老朽化している。

平成元年（1989）には市制 70 周年記念事業として明石城の太鼓門をモチーフとした「とき打ち太鼓」を整備した。そして、明石城跡から市街地への眺望を享受する場として、平成 10 年度（1998）から 11 年度（1991）にかけて行われた震災後の土塀復元に伴い、坤櫓周辺に木製の展望デッキを整備した。平成 15 年（2003）にはかつて主郭部の西にあった樹木屋敷をイメージした「明石城武蔵の庭園」を整備した。

また、平成 29 年度には「城と緑の景観づくり計画」を策定した。本計画では、石垣などの保全のため、遺構に影響を及ぼす樹木を除伐するとともに、視点場や主要動線上の樹木の除伐・剪定により景観整備を行うこと、樹木の除伐にあたっては希少種の生育・生息環境に配慮すること、さくら名所 100 選（日本さくらの会）に選定されている明石公園の特徴的な景観を構成する桜のうち老朽化した桜の樹勢の回復・補植などを進めることとしており、平成 29 年度から 30 年度にかけて公園内の樹木の除伐・剪定、桜の樹勢回復を実施した。

また、明石公園内の樹林地は、平成 25 年度に実施した「森のあり方策定検証」調査の結果、戦時中から戦後にかけて長期間放置されたことにより、常緑樹が密生することによって、林床植生の貧弱化、生物多様性の低下などの課題が生じていることが明らかとなった。このた

め、平成 23 年度からの植生調査結果を踏まえ、史跡の指定区域外に平成 25 年度から 3 箇所
の試験施工区を設けて、夏緑林を目標とする区域、照葉樹林を目標とする区域に区分した上
で、試験的な森林整備とモニタリングを実施している。

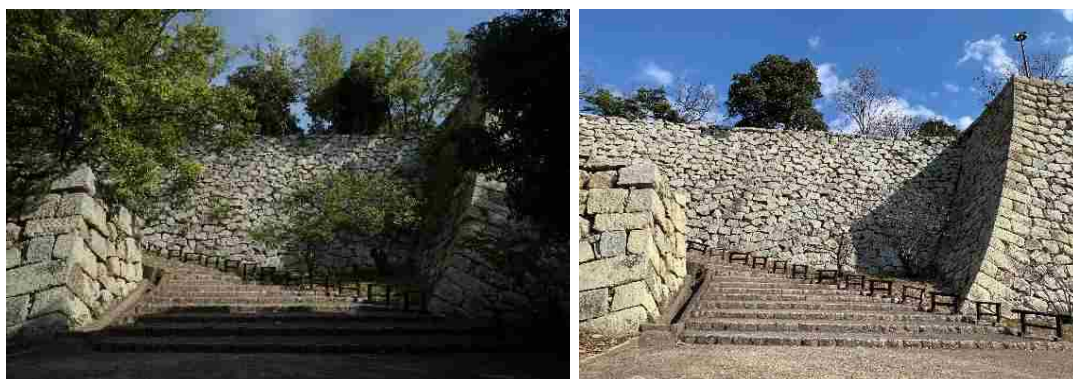


図 5-9 樹木伐採前後の南帯曲輪から二ノ丸へ上がる階段（左：伐採前、右：伐採後）

（２）史跡整備の課題

①史跡保存のための整備（遺構の修復、遺構整備）の課題

- ・ 櫓、石垣・土塁等の遺構の毀損や劣化を招くことが考えられる箇所についての、適切な保存措置や、遺構の保存・管理方法、保存技術について十分に検討がなされていない。
- ・ 樹木の根の侵入や枯死、台風等の自然災害による倒木等により櫓や石垣等の遺構が毀損する恐れがある。
- ・ 中堀や桜堀の水質悪化を防ぐ適切な保全がなされていない。

②史跡活用のための整備（施設整備、景観整備）の課題

- ・ 史跡指定地内の説明板、解説板などのサイン類に、史跡としての価値を伝えるサインが十分に設置されていない。
- ・ 史跡としての本質的な価値をわかりやすく伝え、公園来園者に史跡を鑑賞することが可能となる遺構の表現がなされていない。
- ・ 休憩施設やライフラインの老朽化対策、トイレの洋式化等、老朽化した史跡内の各種施設への対策が、安全管理上の観点から必要である。
- ・ 安全基準を満たしていない柵や階段のない櫓の手すり等について、利用者の安全対策が必要である。



図 5-10 高さが不足する二ノ丸の柵

第6章 保存管理、活用の目標と基本方針

6-1 保存管理、活用の目標

明石城は、近世においては播磨の政治・経済の中心として位置づけられ、明治以降は城跡が地域の有志によって公園化することによって保全活動が続けられてきた。明治維新後の社会の変化や体制の変革、第二次世界大戦の戦禍、阪神・淡路大震災の被災など幾多の困難を経ながらも公園として様々な要素を加えつつ、その姿を今に留めている。

先人が保存管理と活用に力を注いできた明石城跡の価値を適切に保存し、確実に未来へ継承するため、史跡明石城跡の保存管理、活用の目標・基本方針を以下のとおり設定する。

史跡明石城跡の保存管理、活用の目標

史跡明石城跡の価値を着実に守りつつ、その魅力の向上を図るとともに、明治以来の歴史ある都市公園として公園機能を保持、向上させ、多様な主体との協働のもと次世代に継承する。

6-2 保存管理、活用の基本方針

(1) 本質的価値の保存管理と活用

- ・現在明らかになっている史跡明石城跡の本質的価値の保存を確実に行う。
- ・本質的価値に係る遺構の保存管理方法、保存技術についてこれまで調査・検討が充分でないため、継続して調査・検討を進め、その詳細を把握する必要がある。
- ・明石城跡の全容を解明するために調査研究を引き続き進め、その成果を受けて長期的には国史跡の追加指定を行うなど、着実な保存に向けた取り組みを推進する。
- ・都市公園である史跡明石城跡は、文化財的価値の保存を前提として、公園機能の充実に努めるとともに、早期に目標樹林を定め、目標樹林に向けた伐採・剪定・補植などの整備し、市民の憩いの場としての活用と文化財保存との両立を図る。
- ・城跡の本質的価値を構成する要素の規模、形態、特性などに配慮しながら、その魅力を最大限発揮できるよう、整備計画を策定した上で、復元的整備などを通じた活用を進める。
- ・周辺の文化財や歴史資源と一体的な保存・管理を進める。

(2) 現状変更等に関する取扱い基準の明確化

- ・史跡明石城跡の本質的価値を構成する要素の適切な保存・管理の方向性を示すため、想定される史跡内における各種現状変更等の行為に対して、取扱い基準を明確化する。
- ・特に、明石城跡の本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更の取扱いの基本方針を定めるものとする。

(3) 史跡周辺区域との一体的な保存活用

- ・ 史跡明石城と一体として捉えることができる公園区域ならびに公園周辺地域の環境保全に向けて必要な取組を進めると共に、城下町としての明石城跡の価値を高めるため、史跡指定区域周辺地域の調査を進める。
- ・ 現状では公園内の野球場、陸上競技場ならびに県立図書館・球技場・自転車競技場が史跡指定区域に取り囲まれている。一方、古絵図や資料などをみると、当該施設の位置には明石城跡の魅力構成する武家屋敷や樹木屋敷などが立地していたことが想定されており、明石城跡の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するには重要な地域と考えられる。このため、関係者に文化財保護に対する理解や協力を求め、将来当該施設の大規模修繕・移転等の工事に合わせて、これらの区域の遺構の状況を把握するための調査を実施し、長期的には重要な遺構が発見された区域については、史跡の追加指定やゾーニングの見直しを行ったうえ、遺構の保存・整備・活用について検討する。
- ・ 公園外の市街地においても必要な調査を進め、明石市との連携により、明石城跡に関わる遺構の保存・活用を進める。

(4) 明石城跡の特性や現状に即した活用の推進

- ・ 明石市立文化博物館や研究者などと協働して、明石公園内における明石城跡のガイダンス機能を充実させると共に、先端技術も含めた多様な媒体を用いて、その本質的価値や魅力の情報提供ならびに発信を拡充する。
- ・ 未来を担う子どもたちを対象とした歴史文化学習の場、多くの県民の生涯学習の場として明石城跡を活用するため、明石市と協働した明石城跡の副読本の作成、ボランティアガイドによる案内ツアーの充実などを通じて、文化財の保存に対する多様な主体の合意形成を図る。
- ・ 中心市街地に立地する明石城跡の立地を活用して、明石市の観光振興、地域振興の拠点としての機能を充実させるとともに、明石駅からの眺望が確保されるよう必要な樹木管理を行う。

(5) 運営体制の整備

- ・ 史跡明石城跡の保存管理、整備活用を着実に進めていくためには、地域住民や関係団体との協力体制の構築が不可欠である。史跡としての本質的価値の継承と地域住民や関係団体の公園利用などに対するニーズに対応するため、効果的で持続可能な各種取組に関する運営体制の整備を図る。特に、史跡の保存管理、整備活用に関する豊かな知見を有する専門家を加えた運営体制を構築する。
- ・ 日常の維持管理は公園の指定管理者が担うものの、調査研究、活用、整備を着実に推進するため、公園部局のみならず、文化財部局、観光振興部局など明石城跡に関係する兵庫県、明石市の様々な部局間の相互連携を強化する。
- ・ 市民、県民との連携を強化し、明石城跡を保全、活用する多様な取組への参加を呼びかけると共に、明石城跡の包括的な環境について理解を求めるための運営基盤を構築する。

第7章 保存管理方法

7-1 保存管理の考え方

明石城跡は県立明石公園としての歴史も100年を超え、公園の歴史は史跡を構成する要素と密接な関係がある。明石城跡の本質的価値を構成する要素と、県民の憩いの場である都市公園としての機能を調和させるため、本計画の対象範囲を、現状保存を図る区域（保存ゾーン）と、適切な保存管理の下で活用を図る区域（活用ゾーン、史跡区域外）にゾーン区分することとした。

史跡の本質的価値の保存ならびに歴史的景観の保全、地下の遺構の保存を大前提としつつ、都市公園としての効能を損なわないよう、以下のとおり、ゾーンごとに保存管理・活用のあり方を示した上で、各要素の保存管理方法を定める。

（1）保存ゾーン

史跡指定地内において、明石城跡の遺構が地上に顕在化している区域である。具体的には、郭、石垣、土塁、堀等となる。遺構の保存及び城跡としての景観の保護を最優先とし、原則新たな植樹は行わず、文化財保護法に基づき適切な保存管理を行い、本質的価値の保護を図りながら遺構を生かした整備を推進する区域である。

（2）活用ゾーン

史跡指定地内において、公園としての活用が主となる区域である。文化財保護法に基づく適切な保存管理を行った上で、公園としての活用を図っていく区域である。

（3）史跡区域外

県立明石公園の区域のうち史跡指定範囲外の区域であり、その大半の埋蔵文化財包蔵地の適切な保護を行う必要がある。明石城跡の範囲にあたりと推定される区域に現在立地する公園施設（陸上競技場、第1野球場、球技場/自転車競技場、県立図書館、駐車場）の更新の際には、発掘調査を実施するとともに、史跡区域の追加を検討する。

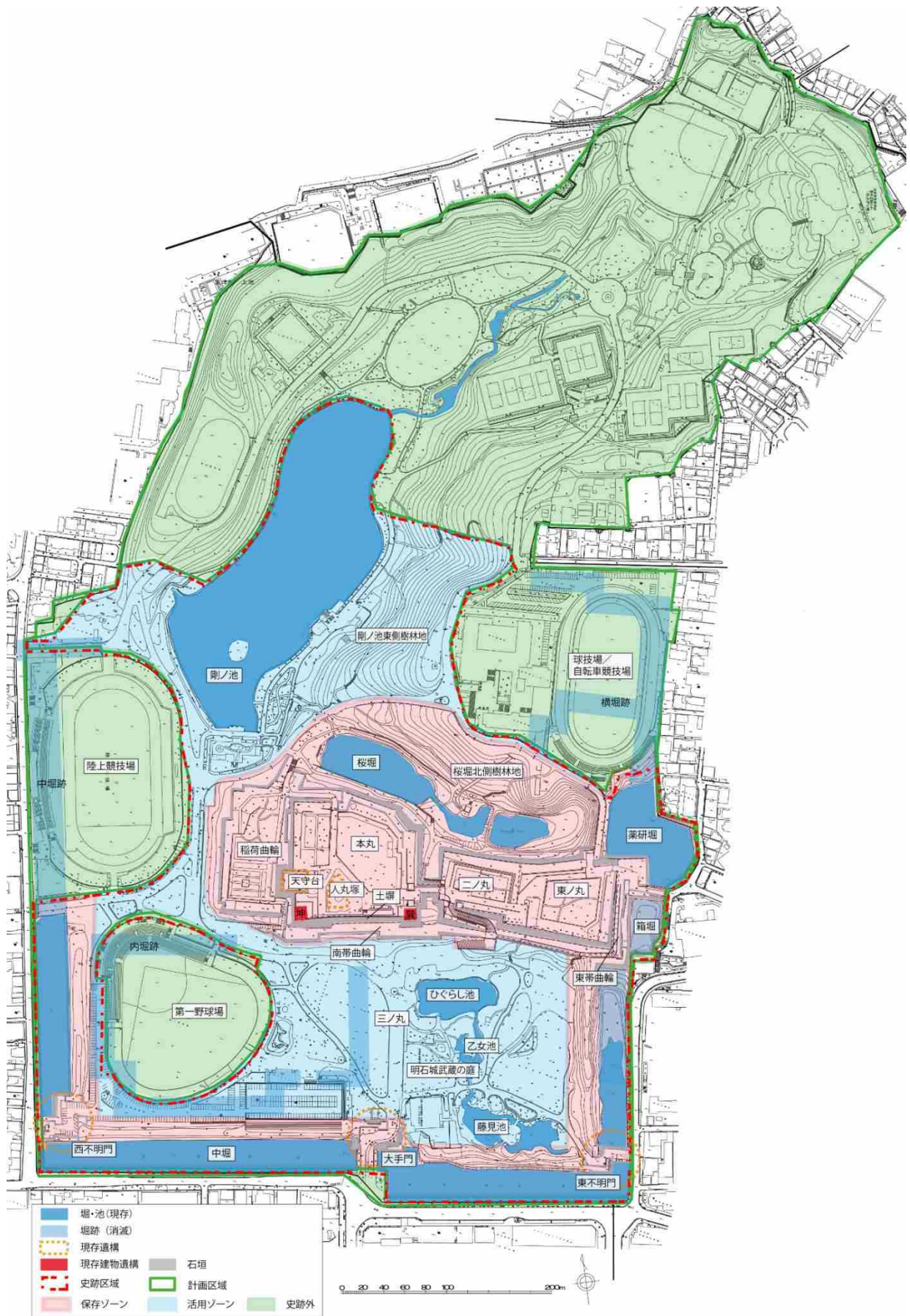


図7-1 各ゾーンの地区別区分

7-2 保存管理の方針

(1) 保存ゾーン

○明石城跡の本質的な価値の保存と公園施設の管理

- ・遺構の保存・利用者の安全のために整備が不可欠である場合を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置は原則行わない。
- ・柵や園路、休憩所等の既設施設については、史跡と公園の調和に配慮しながら、施設の設置・管理基準を踏まえて修繕・更新する。
- ・史跡の価値を損なう公園施設の撤去や意匠の改善、史跡区域外への移設などを進める。
- ・今後の調査研究成果を活用し、史跡の保存整備を推進して史跡の本質的価値の顕在化を図る。

○継続的な調査

- ・計画対象範囲にあたる史跡指定範囲を含む公園区域については兵庫県、同区域外は明石市による発掘調査及び文献・絵図等の史料調査を継続し、本質的価値の維持向上を図る。

○日常的な維持管理

- ・櫓、土塀などの建築物を災害からの損傷を防ぐため、必要な防災設備を設置するとともに、防災設備の定期的な点検を図る。
- ・建造物や石垣等の経年変化を定期的に観察し、適切な保存管理を行う。そのために必要な石垣カルテ等の作成を進められるよう検討する。
- ・土塁は降雨による洗堀防止に努めるとともに、堀や池の水質向上に向けた取組みを行う。

○植生管理

- ・遺構・石垣の保存上影響のある樹木及び遺構・石垣を視認する上で支障となる樹木については、伐採を行う。また、史跡内の樹林地で樹木密度が高い場所や枝が茂りすぎている樹木については伐採や剪定を行い、堀・土塁や曲輪の形状などが、視認できるように維持管理する。
- ・長年の公園利用により、保存ゾーン全体に樹木が繁茂している。その中には桜や松など県民に親しまれている樹木もあり、遺構保存とバランスを取りながら植栽管理を行う。新たな植樹は、遺構の保護を前提として、絵図や古写真を参考に検討する。貴重種については、移植等を行うこととする。

(2) 活用ゾーン

○明石城跡の本質的な価値の保存と継続的な調査

- ・史跡指定地内であるため、明石城跡の本質的な価値の保存を行ったうえで、公園としての活用を行っていく。必要な公園施設の新設・修繕・改修を実施する際は、発掘調査を実施する。
- ・文献・絵図等の史料調査を継続して行う。

○植生管理

- ・公園として必要な植栽管理を行いながら、城跡を感じることでできる植樹も検討する。そのため、石垣を眺めることができるように伐採や剪定を行いつつ、遺跡としての歴史を感じる巨樹はできるだけ保護を行う。貴重種に関しては、保存を行う事を大前提とする。また公園として必要な草花の植栽についても実施する。
- ・明石公園は県民等からの寄付により継続的に桜を植樹しており、日本桜の名所 100 選に選定された桜の名所であることから、その景観を継続して維持管理していくことが必要である。そのため、遺構保護を前提とした桜の維持管理のため、老木植替や後世樹育成、樹勢回復等を行う。また、繁茂した雑木等を伐採し、ヤマザクラ等の多様な桜を植樹するなど、樹木の種類の変更を行っていく。

(3) 史跡区域外

○継続的な調査

- ・史跡指定範囲外は、全域が埋蔵文化財包蔵地である。そのため公園整備等で掘削を伴う事業においては文化財保護法に基づき保護をしていくことが必要である。
- ・特に三ノ丸や北ノ丸が位置したと推定される跡地については、施設の更新時期等とあわせて兵庫県が発掘調査を実施し、調査結果をふまえて史跡の追加指定や、本計画のゾーニングの見直し等、明石城跡に関連する遺構の適切な保存管理・活用に努める。

7-3 地区別の保存管理・活用の方針

史跡明石城跡におけるゾーン毎の地区別区分と保存の方針を以下に示す。

表7-1 史跡明石城跡における各ゾーンの地区別区分と保存の方針

ゾーン	地区	保存の方針
保存ゾーン	巽櫓・坤櫓、石垣	国指定重要文化財である両櫓の定期的な点検を行い、石垣も含め毀損があれば早期に保存の処置を行う。利用者の安全を守るための施設については、適切に更新を行う。
	本丸・人丸塚・天守台土堀	定期的な点検を行い、史跡の毀損、樹木などによる史跡への影響があれば、早期に保存の処置を行う。利用者の安全を守るための施設については、適切に更新を行う。
	二ノ丸・東ノ丸 稻荷曲輪	定期的な点検を行い、史跡の毀損、樹木などによる史跡への影響があれば、早期に保存の処置を行う。利用者の安全を守るための施設については、適切に更新を行う。
	桜堀・薬研堀・箱堀	土留めの毀損、樹木などによる史跡への影響があれば、処置を行うと共に、堆積物除去・水質改善を行う。利用者の安全を守るための施設については、適切に更新を行う。
	中堀	土留めの毀損、樹木などによる史跡への影響があれば、処置を行うと共に、堆積物除去・水質改善を行う。利用者の安全を守るための施設については、適切に更新を行う。
	桜堀北側樹林地・ 南帯曲輪・東帯曲輪	土砂崩壊などがあれば早期に対応すると共に、樹木の継続的な維持管理を行う。利用者の安全を守るための施設については、適切に更新を行う。
	大手門枳形・西不明門枳形・東不明門枳形	定期的な点検を行い、毀損箇所などが確認されれば、早期に保存の処置を行う。
活用ゾーン	西芝生広場・東芝生広場・仲よし広場	かつて、家老屋敷だった東芝生広場を含めたこの地区は、明石城跡の石垣、両櫓の鑑賞のために重要な空間であり公園と調和した城跡の景観を維持する植樹・植栽管理を行い、多目的広場として利用を継続していく。
	明石城武蔵の庭園・ひぐらし池・乙女池・藤見池	かつて、家老屋敷や米蔵だったこの地区は、明石城跡の石垣、両櫓の鑑賞のために重要な空間であり樹林管理を継続するとともに、池を利用した庭園的な利用を継続する。
	剛ノ池等	明石城跡の堀及び明石公園として重要な堀であり、桜の名所としても重要な景観を形成しているため、現状の景観を維持向上させていくとともに、水質改善を図りながら現在の公園としての利用を継続して実施していく。
	剛ノ池東側樹林地	林床植生の貧弱化、生物多様性の低下に対応するため、適正な樹林管理を継続する。
史跡区域外	第一野球場・陸上競技場・球技場／自転車競技場	老朽化に伴う施設の更新時には、発掘調査を実施の上、調査成果に基づき、史跡の追加やゾーニング等の見直し等を検討する。
	その他の区域	都市公園らしい景観の維持と利便性を確保し、老朽化に伴う施設の更新時には発掘調査を実施する。

7-4 現状変更等の取り扱い基準

(1) 基本方針

現状変更とは、史跡の現状を物理的に変更する一切の行為をいう。史跡指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法第125条の規定に基づき文化庁長官の許可が必要である。また、国の機関が現状変更を行う場合は同法第168条の規定に基づき文化庁長官の同意を求めるとされている。なお、軽微な現状変更については、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、明石市市民生活局文化・スポーツ室文化振興課文化財係（以下「市文化財係」という）が事務を行う。

現在の史跡指定地は、県立明石公園として整備されており、全域が公有地である。このことを踏まえ、史跡の保存に影響の無いもの、公園の維持管理・活用のための行為及び防災その他公益上必要な行為に限り、現状変更の許可申請の対象とする。

(2) 取扱い基準

史跡指定地内で現状変更を認める行為の基準については、文化財保護法（文化財保護法施行令を含む）に示されている。これに基づいて、史跡明石城跡においては、次の基準を設けるものとする。

① 現状変更を認めない行為

- ア) 史跡の滅失、き損または衰亡させる恐れがある行為、史跡の保存に影響を及ぼし、史跡の本質的価値を損なう行為は、原則として変更を認めない。
- イ) 史跡の地形及び景観を改変する行為は、災害の復旧等の目的以外は、原則として認めない。ただし、史跡に影響がなく、公園として必要なものであり、改変が遺構の保存に影響がなく、景観の改変が軽微な場合においてはこの限りではない。

② 現状変更等許可の申請を要する行為

- ア) 便益施設の新設、修繕、増設、改築、移転、除却及び色彩の変更
- イ) 園路の新設、改修及び色彩の変更
- ウ) 建築物・構造物の新設、修繕、増設、改築、移転、除却または色彩の変更
- エ) 工作物の新設、修繕、増設、改築、移転、除却又は色彩の変更
- オ) 土地の掘削、盛土、切土や水面埋め立てなどの土地の形状の変更
- カ) 樹木の植樹や植栽
- キ) 地中埋設物の設置、修繕、撤去
- ク) 発掘調査等各種学術調査、保存管理及び整備活用に必要な行為
- ケ) その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を十分踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。現状変更に際し、土地の掘削、切土等の土地の形状の変更を行う場合は、事前の発掘調査

(軽微な変更の場合は立会等)を実施し、その保全を確保し得る場合に認めるものとする。
これらの取扱い基準について以下で具体を述べるものとする。

表7-2 史跡区域内の現状変更等の取扱い基準

行為	保存ゾーン	活用ゾーン
便益施設の新設、修繕、増設、改築、移転、除却及び色彩の変更	史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	史跡整備、又は公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
園路の新設、改修及び色彩の変更	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	
建築物の新設	史跡の本質的価値を伝えるために必要な復元建造物などは、学術的に十分検討した上で、文化庁と協議し、許可を得た場合に認める。それ以外は認めない。	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
構造物の新設	史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
建築物・構造物の増設、改築、移転、除却または色彩の変更	史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
工作物の新設、増設、改築、移転、除却又は色彩の変更	史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
便益施設、建築物・構造物・工作物の修繕	史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は行う。それ以外は原則として認めない。	
土地の掘削、盛土、切土や水面埋め立てなどの土地の形状の変更	史跡整備上必要で史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は認めない。	史跡整備、遺構の保存、公園の利用、管理及び修景上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
樹木の植樹や植栽	史跡整備、公園の利用、管理及び修景上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	
地中埋設物の設置、修繕、撤去	史跡整備、公園管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
発掘調査等各種学術調査、保存管理及び整備活用に必要な行為	遺構の保存や実態把握のために行う発掘調査は、遺構の保護を前提として必要最低限に留め、許可を得た場合は認める。	史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。
その他地下の掘削を伴う行為	史跡整備、公園管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は認めない。	

③ 現状変更等許可の申請を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書きに規定する「現状変更について維持管理の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については、現状変更の許可申請を要しない。ただし、現状変更等許可を要するか否かは、市文化財係、兵庫県教育委員会、文化庁と事前に協議を行う必要がある。

ア) 維持管理の措置を執る場合

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条により規定される「維持の措置」は次のとおりである。

- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。【原状回復】
- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。【き損等又は衰亡の拡大防止】
- ・ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。【復旧不可能な部分の除去】

イ) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

豪雨や地震等の非常災害に対応するために必要な応急処置については、事前に協議のうえ判断を行うものとする。ただし、やむを得ず事前の協議が不可能であった場合は、すみやかに市文化財係又は兵庫県教育委員会へ報告を行う。

ウ) 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

○維持管理行為

- ・ 史跡の保存活用施設の見回り点検、清掃等の日常の維持管理行為
- ・ 公園の維持管理において必要な以下の行為（掘削を伴わないもの）
 - 草刈り、樹木の剪定、添え木などの設置、病虫害予防等の定期的な管理行為。危険木など安全管理上必要な樹木の伐採・切り株の切削、遺構の保存や展望、景観に影響を及ぼす恐れのある実生の除去や幼木の除去、水質改善のための薬剤散布、外来種の駆除等これらに類する行為
- ・ 園路・橋梁の日常的な管理、簡易な補修（路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急処理、照明灯などの清掃・保守点検・蛍光灯の取替、柵などの破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど）
- ・ 建築物・工作物等の日常的な清掃・保守点検等の保守作業及び修繕
- ・ 電線・ケーブル等の張替え、取替え

○その他の行為

- ・公園でのイベントに伴う屋台、看板、のぼり、照明施設（ライトアップ施設含む）など仮設の工作物の設置（掘削を伴わないものに限る）。

④ 市文化財係が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法第184条の規定に基づく文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属する以下の事務は、市文化財係が行う。

- イ) 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ) 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ) 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ) 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ) 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト) 木竹の伐採
- チ) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ) 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ) 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル) 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ) イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区

域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

⑤ 文化庁長官が行う現状変更等の許可等

③及び④を除く全ての現状変更等は、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第 168 条により各省各庁の長及び各省各庁の国の機関の場合は、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならない。

第8章 活用

8-1 活用の基本的考え方

明石城跡を次世代に確実に継承していくためには、本質的価値を適切に保護していかなければならない。その上で、明石城跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存を前提として、兵庫県が中心となり関係者や県民との連携を図りながら活用のための取組を進める。活用は、本質的価値の固有の価値を尊重しつつ、文化芸術基本法に掲げられる「観光」「まちづくり」「国際交流」「福祉」「教育」「産業」の視点から行う。

8-2 活用の方向性

(1) 明石城跡の本質的価値を広く伝える活用

- ・ サービスセンター等の便益施設は、史跡明石城跡の価値を高める施設と位置付け、明石城跡に関する展示コーナー等を設置する。
- ・ 史跡内にある看板等の公開活用施設に、史跡への理解を深める遺構説明を追加する。
- ・ 現施設から改変を伴う整備を行う場合は、史跡明石城跡のガイドンス機能を拡充する。
- ・ 明石城跡に関する調査研究を進め、得られた資料や研究成果を随時発信して、城跡の価値を幅広く共有するように努める。
- ・ 明石城跡の利用状況や利用者の意向を定期的に調査し、明石城跡の活用につながる新たな取組を進める。

(2) 観光における活用

- ・ 明石城跡や今も残る町割り、港などは、明石の成り立ち、歴史を理解を知るうえで重要な遺産である。
- ・ 明石城跡は、明石地域の観光拠点であり、都市中心部、駅前に立地している。この立地の強みを活かし、明石市の観光施策、鉄道事業者等と連携し、明石城跡に多くの観光客が訪れるような取り組みを進める。
- ・ 市民にとって常に中心的存在と感じてもらえるよう、引き続き、多様な団体と連携し、イベント等の場として活用を促していく。

(3) まちづくりにおける活用

- ・ 駅前であるという城跡の立地を活かし、多様な団体と連携しながら、歴史イベントや観月会など各種活動の場としての活用を促し、史跡明石城跡への関心と理解につながるように努める。
- ・ 現在も活動しているボランティアガイドによる城内の案内や重要文化財である櫓の一般公開、城跡に関する各種講習会の開催などを通じて、県民、市民の歴史学習の場や文化財愛護の啓発に資する取組を拡充し、史跡の鑑賞のみならず、史跡の管理に関わる機会を設ける。
- ・ 明石公園周辺の文化財や明石市立文化博物館と連携して、明石城跡ならびに関連する文化財の

魅力に関するガイドンス機能を拡充する。

(4) 国際交流における活用

- ・海外に明石城を情報発信し、外国人観光客数増大の取り組みを行う。
- ・海外からの来訪者にも対応できるよう、サインやパンフレットの多言語化を図る。

(5) 福祉における活用

- ・福祉の現場において文化芸術の活用が注目されている。今後、文化財の福祉利用の動向を踏まえ明石城跡において福祉に対応した取り組みを検討していく。
- ・明石観光協会が作成した「明石市市街地マップ」には、障害者にも楽しんでもらおうと、トイレや車いすで通れる道などを示しており、明石城跡内のユニバーサルトイレや車いすで本丸に登るルートも示されている。今後は、明石城跡内でのサイン表示なども行う。

(6) 教育における活用

- ・学校教育のカリキュラムと連携して、子どもたちの社会見学の場として史跡を積極的に活用できるよう情報発信すると共に、歴史学習に資するガイドブックなどを作成する。
- ・史跡とともに継承されてきた明石公園内の豊かな自然環境についても、兵庫県の実施する環境体験学習との連携による、子どもたちの学習への活用を検討する。

(7) 産業における活用

- ・最新の技術を活用して臨場感のある説明サインを整備するほか、ドローン撮影による空からの映像の紹介など、新たな視点から明石城跡を見せる試みを進める。
- ・地場産業と連携した明石城のお土産品などの開発、販売を行う。

第9章 整備

9-1 整備の基本的考え方

明石城跡として格調高い整備を目指す。

明石城跡の保存と活用を両輪で進めていくために、兵庫県が中心となり、継続的な発掘調査により、史跡明石城跡の解明を図り、「明石城跡整備活用基本計画」を策定する。関係者や県民と連携を図りながら、史跡の本質的価値を活かしつつ「観光」「まちづくり」「国際交流」「福祉」「教育」「産業」の視点から、計画的かつ適正な整備を進める。

整備は、事前に古地図や文献資料等の調査研究または発掘調査を実施し、史実に基づいた整備のための十分な学術的根拠を得た上で、文化庁、兵庫県教育委員会等の指導・助言を踏まえて実施する。

9-2 整備の方向性

(1) 保存のための修理（整備）の拡充

- ・明石城跡の確実な継承、毀損の未然防止、拡大防止を目的として、石垣や櫓などの本質的価値を構成する要素の修理（整備）を計画的に進める。
- ・保存のための修理（整備）を拡充するため、現状の記録や発掘調査等の調査・記録を確実かつ継続的に進め、調査結果に基づく適正な修理（整備）を行う。
- ・地震や水害などの災害に起因する毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取るとともに、復旧の方法を早期に検討し実施する。
- ・石垣の整備に関しては、すでに実施して蓄積のある詳細な測量図、実測図、カルテ等（平成27年度兵庫県調査等）に基づき、危険度の高い石垣の保存整備を進めていく。
- ・堀等の水質悪化を防ぐ、適切な保全のための整備を進める。

(2) 明石城を体感できる整備の推進

- ・調査研究の成果に基づき、真実性を確保した適正な手法を用いて、来訪者に往時の明石城の本丸や二ノ丸、枳形や土塁、曲輪の広がりを感じさせる遺構の表現を行う。
- ・遺構の平面表示や立体表示の整備を検討する。平面表示等を行う場合には、これに伴う園路等の適切な整備を行う。
- ・地表に露出した城郭遺構（櫓の礎石、土堀跡等）の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭の見どころづくりにつなげる。
- ・来訪者に往事の明石城を想起させる門や櫓等の明治期に取り壊された建造物については、歴史資料を十分調査研究したうえで、その復元を検討する。
- ・ひぐらし池や乙女池、藤見池を活かした三ノ丸の再整備など、明石城跡にふさわしい史跡活用のための整備を検討する。
- ・史跡に係る展示ガイドダンスや学習・普及機能を備えたガイドダンス施設の設置を検討する。

(3) 確実かつ継続的な樹木などの植生管理

- ・遺構に悪影響を及ぼすおそれのある樹木や石垣等に生育している樹木については枝払いや伐採を検討する。なお、管理に当たっては「樹木カルテ」を作成し、継続的な植生管理を行うとともに、日本古来の景観デザイン手法も取り入れた樹木管理計画の作成を進める。
- ・都市公園利用に配慮しつつ、「播磨国明石新城図」などを参考として城跡として相応しい景観の再現について詳細調査の実施、整備方法の検討を行う。
- ・史跡指定区域内の樹林地の林床植生の単純化、生物多様性の低下を防ぐため、モニタリング調査に基づき、目標とする森林像を視野に入れて、伐採、剪定、補植を継続的に進める。
- ・明石公園の重要な景観要素として魅力の一つとなっている桜や松等の樹木については、病害虫被害への対応など適切な維持管理を継続し、魅力維持・向上のため、老木の樹勢回復や、遺構に影響を及ぼさない箇所での後継樹育成（補植を含む。）を行う。
- ・櫓、石垣の眺望に支障のある高木は、状態に応じて、剪定、伐採などを行い、歴史景観の再生・維持を図る。
- ・記念植樹などについては、国指定史跡であることを念頭に、今後は史跡区域内では受け入れないこととする。
- ・希少植物については、必要に応じて、移植の措置をとる。

(4) 訪問者の安心、安全に配慮した便益施設・園路などの整備の推進

- ・便益施設を整備する際は、遺構への影響、景観への影響、位置や意匠を、十分考慮したうえで実施する。
- ・既存の管理施設、便益施設等の更新の際には、史料や発掘調査成果等を用いて歴史的な再検証を行い、確実な遺構保存を図ったうえで再整備する。
- ・櫓の階段への手すり設置等、多くの公園利用者の見学に配慮した文化財のバリアフリー化に取り組む。なお、園路等の整備においては、史跡であることを考慮し介助者の協力を前提とした検討も行う（図9-1）。
- ・ベンチや水飲みなどの簡易な休憩施設、公園管理上必要とされる柵、照明、排水路などについては、規模や数量が過度にならないよう必要最小限にとどめるものとし、位置やデザインを十分検討したうえで配置する。
- ・園路を整備する際には、景観に配慮した色調や素材を選定し、車両運行の有無や勾配などに応じて、安定した通行を確保できる仕様とする。



図9-1 松本城のバリアフリー化の事例（右：天守1階階段補助手摺、左：月見櫓出口段差補助）
（「文化財の活用のためのバリアフリー化事例集」（文化庁文化財課））

- ・既存の駐車場は、城跡に相応しい植栽などにより景観配慮を行う。
- ・明石城跡の回遊性を向上させるため、遺構の保存や景観に配慮しながら、園路や広場を適切に維持管理、再整備する。また、手すりやスロープ、柵などの小工作物の設置にあたっては、意匠等の統一性を図り、城跡らしい景観形成を進める。

(5) サイン等の整備の推進

- ・史跡指定地内の説明板、解説板などのサイン類に、史跡としての価値を的確に伝えるサインを設置する。
- ・情報発信のために必要なサインは、年齢、性別、言語、障がいの有無にかかわらず多くの来訪者が利用可能となるよう ICT の取り入れも検討し、整備を図る。
- ・解説板、案内板、道標などのサインの意匠を統一し、公園内外のサインについて明石市と連携した整備を進める。

(6) 既存施設の移転等の検討

- ・史跡指定区域内で本質的価値を理解する上で支障をもたらす可能性のあるその他の諸要素は、遺構や史跡景観への影響、その歴史的価値、立地、必要性の観点から、移転、撤去等の対応を検討する。この場合、必要に応じて発掘調査を実施する。

第10章 運営・体制整備

10-1 運営・体制整備の基本的考え方

- ・ 史跡の保存管理は、兵庫県の建設部局と文化財部局が連携し実施する。
- ・ 史跡の保存管理に関する事務及び史跡内の歴史的建造物の保存管理の運営・体制については、文化庁の指導・助言のもと、兵庫県が選定した指定管理者が実施する。
- ・ 県民や明石市、関係機関との連携を基本とし、魅力ある史跡として後世に伝えるために十分な体制の確保を図る。

10-2 運営・体制整備の方向性

(1) 史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の整備

- ・ 史跡の保存、活用、整備は専門的な知見が必要であるため、専門家や有識者による検討委員会を設置し、保存、活用、整備の方向性や手法等を検討する。
- ・ 史跡の整備を計画的かつ効果的に推進するために、兵庫県を中心とした建設部局と文化財部局が連携する。

(2) 日常の維持管理を着実に推進するための体制の強化

- ・ 史跡明石城跡は、兵庫県が選定した指定管理者が史跡ならびに公園の維持管理を進めている。指定管理者業務契約内容は、現状、公園としての運営、清掃、日常の毀損箇所の点検が中心となっている。今後は、史跡としての運営や維持管理に資する業務も指定管理業務に追加する。
- ・ 現在の指定管理者が組織しているボランティア団体「桜守ボランティア」がさくらの手入れを行っており、さくらの枯れ枝や周りの常緑樹の枝の剪定を中心に活動している。ボランティアグループは、平成29年度に行われた「桜守講習会」の受講者を中心として結成された。現在、NPO 法人兵庫県樹木医会の指導のもと、ボランティアの方々のご協力により、月に1回のペースで、さくらを守る活動を行っている。

(3) 明石城跡の魅力発信に向けた体制の充実

- ・ 明石市立文化博物館等と協働しながら、明石城の歴史と文化に関する資料などを収集・研究の成果を活用して、講演会、体験学習会などを開催するなど、魅力発信のための体制整備を図る。
- ・ 明石観光協会のボランティアガイドは明石城をはじめとして明石市内の歴史文化資源を案内する活動を続けている。明石市と連携しながら、こうしたボランティアガイドの活動の支援を強化する。
- ・ 県民や市民に親しまれる史跡明石城跡の魅力を広く発信するため、地域住民による明石城跡に関連するイベント開催への支援を強化する。

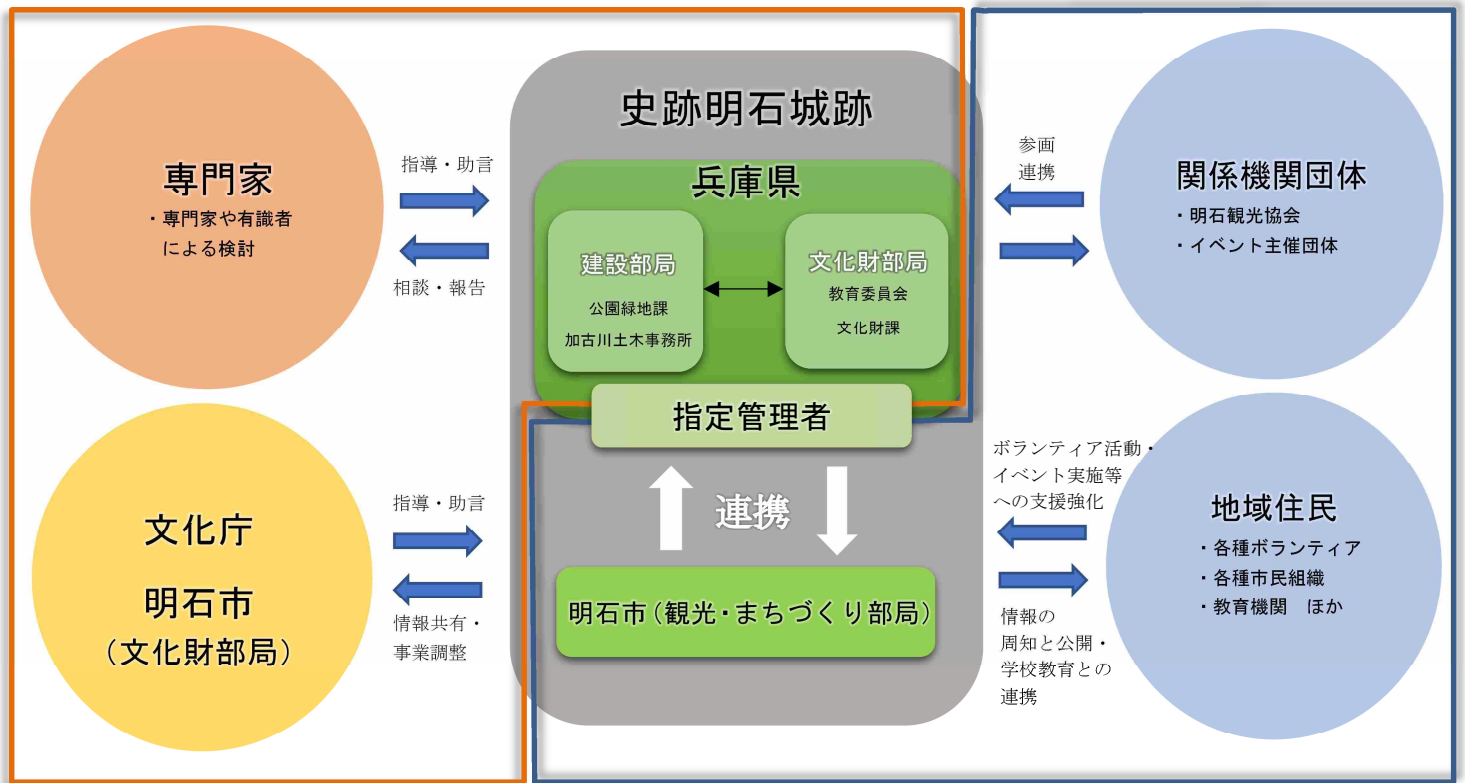


図 10-1 史跡明石城跡保存活用の運営・体制の整備模式図

第 1 1 章 施策の実施計画の策定・実施

1 1 - 1 施策の実施計画

先に示した保存活用のための整備等を確実に実施していくために、諸事業について重要度・緊急度を定めた実施計画を策定する。

短期的に着手すべき施策については概ね 5 年程度で実施、中期的に取り組む施策については 10 年を超えて実施、長期的な展望の下に実施を検討すべき施策については 20 年を超えて実施を想定している。

なお、調査等を進めていく中で新たな検討課題等が生じる場合等、必要に応じて実施計画の見直しをはかるものとする。

1 1 - 2 施策の実施計画の区分

明石城跡において実施すべき施策は（１）調査研究、（２）保存整備、（３）活用整備、（４）公開・活用の４つに区分される。事前の発掘調査や資料調査等の調査研究をふまえた適切な保存・活用整備に取り組み、その結果得られた城跡の価値等を幅広く公開・活用していく。

（１）調査研究

文献・絵図等の資料調査を継続し、遺構等の位置について確認を行い、保存整備や史跡の活用を行う。

（２）保存整備

日常的な管理はもちろんのこと、史跡の価値に悪影響を及ぼす場合や、来訪者に危険がおおよぶおそれのある場合等、重要度、緊急性が高いと考えられる整備については早期に対応する。また、石垣の修復や堀等の水質保全のための整備など、ある程度実施作業に時間を要すると思われる整備については、中長期にわたり計画的に取り組んでいく必要がある。

（３）活用整備

短期的には、調査研究の成果に基づいた適切な遺構表現や保存方法を検討するほか、史跡価値を的確に伝えるサインの整備、樹木カルテの作成等を行う。中長期的には、遺構の復元・再整備、景観等に配慮した植生管理等を行うほか、誰もが使いやすい空間作りのため便益施設や園路等のバリアフリー化を進めていく。

（４）活用・公開

調査研究、保存整備、活用整備により得られた成果を随時公開・共有していくとともに、イベントやボランティアガイド等の地域資源を活用していく。

表 11-1 施策の実施計画

実施施策	実施期間		
	短期	中期	長期
(1) 調査研究			
①遺構等の位置調査	●		
②発掘調査	●	●	●
③資料調査	●	●	●
(2) 保存整備			
①遺構保存	●	●	●
②修復（石垣カルテの作成等）	●	●	
③防災対応	●	●	●
④堀等の水質保全のための整備	●	●	
⑤追加指定の検討	●	●	●
(3) 活用整備			
①明石城を体感できる整備			
ア) 適切な遺構表現の検討	●		
イ) 門や櫓等の復元の検討		●	●
ウ) 池や三の丸等の再整備		●	●
エ) ガイダンス施設の設置		●	
②植生管理			
ア) 樹木カルテの作成	●		
イ) 日本古来の景観手法を取り入れた樹木管理計画の作成		●	
③便益施設・園路の整備（バリアフリー等）		●	●
④サイン等の整備	●	●	
⑤既存施設の移転等の検討		●	●
(4) 活用・公開			
①研究・調査・整備等の情報公開	●	●	●
②イベントやボランティアガイドの活用	●	●	●
③福祉・教育・産業等における活用	●	●	●

第12章 経過観察

12-1 経過観察の方向性

明石城跡を適切に保存・活用し、次世代へと継承していくには、本計画を一時的な事業や取り組みで終わらせることなく、長期間にわたり継続的に実施していくことが必要である。そのため、本計画の第7章から11章で取り上げた保存管理、活用、整備、運営体制等の各分野について、自己点検によって定期的な実施内容の評価を行う。

自己点検はPDCAサイクルの考え方にに基づき、事業の効果を客観的に把握し、その後の計画実施の修正、改善につなげていく。また、自己点検を行うことは事業の関係者間において目標達成のための意識を高め、相互の円滑な連携及び協力につなげることができる。

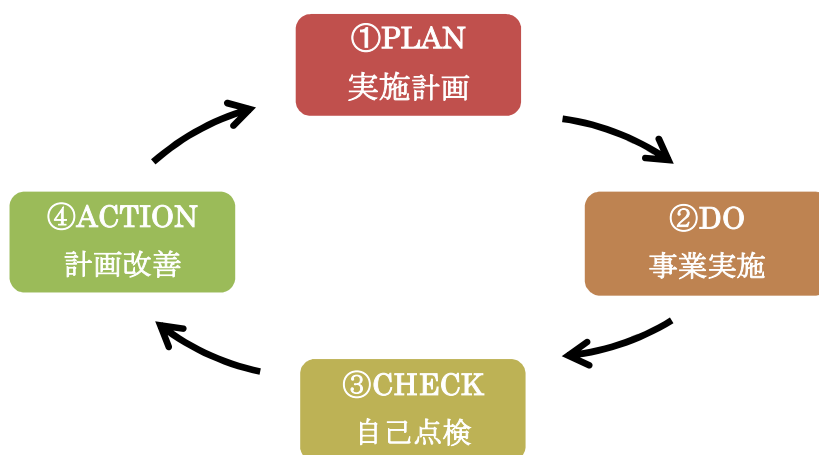


図12-1 経過観察のサイクル

12-2 経過観察の方法

自己点検については、調査研究、保存・管理、公開・活用、整備、運営体制等の各分野について項目ごとに実施状況を確認するチェックシートを作成し、これに基づいて適切な時期に実施することとする。

文化庁文化財部記念物課が監修する「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書」を参考にした本計画における案は次のとおりである。

表 12-1 自己点検チェックシート (案)

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	実施状況			
		未実施	計画中である	実施済	備考 (成果、問題点、改善点等)
(1) 基本情報に関する こと	①標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	②境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	③説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	①保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	②保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 調査研究に関する こと	①遺構の位置調査は実施されているか	1	2	3	
	②必要な発掘調査は実施されているか	1	2	3	
	③資料調査研究は行われているか	1	2	3	
(4) 保存に関する こと	①指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	②調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	③専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	④史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	⑤災害対策は十分されているか	1	2	3	
	⑥保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 管理に関する こと	①日常的な管理はされているか	1	2	3	
	②特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	③史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	④条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	⑤保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(6) 公開、活用に関する こと	①公開が適切に行われているか	1	2	3	
	②史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	③市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	④まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

項目	実施例	実施状況			
		未実施	計画中である	実施済	備考 (成果、問題点、改善点等)
(6) 公開、活用に関すること	⑤文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	⑥体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	⑦パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	⑧外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	⑨ガイドンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(7) 整備に関すること	①確実な保存を前提とした整備となっているか	1	2	3	
	②史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	③遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	④修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	⑤整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	⑥復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	⑦活用を意識した整備が行なわれているか	1	2	3	
	⑧多言語に対応した整備が行なわれているのか	1	2	3	
	⑨整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	⑩整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	⑪整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(8) 運営・体制・連携に関すること	①運営については適切に行われているか	1	2	3	
	②体制については十分であるか	1	2	3	
	③他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	④地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(9) 予算に関すること	①予算確保のための取組みはあるか	1	2	3	

史跡明石城跡保存活用計画

令和2年(2020)9月

発行 兵庫県

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL:078-362-3549